

第五次石井町総合発展計画 (案)

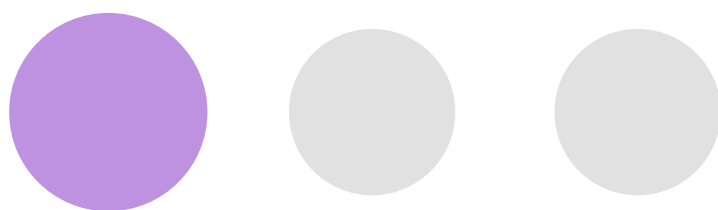
令和2年 12 月

石井町

目次

第1部 序論	1
第1章 総合発展計画について	2
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の性格と方針	3
4 計画の構成と期間	4
5 策定体制	5
第2章 町を取り巻く社会潮流とまちづくりの方向性	7
1 人口減少社会	7
2 人生100年時代を見据えた社会整備	8
3 共生社会の実現	9
4 雇用状況や情報化による仕事の変化	10
5 安全・安心のまちづくり	11
第3章 地域特性	12
1 位置・自然	12
2 歴史・文化	13
3 年齢5区分別人口と人口構成比	14
4 自然増減と社会増減	15
5 産業の状況	16
6 住民意識	17
7 ワークショップ	23
第2部 基本構想	25
第1章 まちづくりの基本姿勢	26
1 将来ビジョン	26
2 目標人口	27
第2章 まちづくりの大綱	28
1 重点目標	28
2 基本目標	29
3 まちづくり施策の体系	33

第3部 基本計画	35
重点目標1 子どもを産み育てやすい環境と移住・定住の促進	36
重点目標2 暮らしやすい生活環境の形成	37
重点目標3 産業の振興と雇用の場の創出	38
SDGs 持続可能な開発目標への取組	39
基本目標1 互いに支え合う、人と地域が輝くまちづくり	42
1 健康的な暮らしの推進	43
2 高齢者・障がい者福祉の充実	49
3 地域の支え合いの推進	56
4 子育て環境と教育の充実	71
基本目標2 自然と調和した安全・安心な環境都市	83
1 安全で快適な生活環境の確保	84
2 安心した暮らしの実現	89
3 安全・安心のまちづくり	95
4 環境に配慮したまちづくり	100
基本目標3 住民とともにつくる協働のまちづくり	103
1 地域産業の活力増進	104
2 協働のまちづくりの推進	110
3 健全な行政運営	114
4 広域行政の推進	119



第1部 序論

第1章

総合発展計画について

1 計画策定の趣旨

本町では、平成 23 年3月に今後 10 年間のまちづくりに対する基本的な方針を定めた「第四次石井町総合発展計画」(以下「前回計画」という。)を策定しました。前回計画では、第三次計画まで一貫して目指してきた将来ビジョン「太陽と緑の田園都市 石井」を継承し、より現代の私たちが目指す姿に合うように「太陽と緑の環境都市 いい」を掲げました。また、石井町の頭文字「I(アイ)」をキーワードに、「人」「地域」「町」「明日」の4つのつながりを大切にする方針を立て、まちづくりに取り組んできました。

平成 27 年度には「石井町人口ビジョン」及び「石井町総合戦略」を策定し、長期的な人口減少抑制に関する施策を展開してきました。また、平成 28 年度には後期基本計画を策定する中で、前回計画の点検・見直しを行うとともに、「石井町人口ビジョン」及び「石井町総合戦略」との整合性を図りながら、本町が置かれている現状を十分に認識したうえで、後期基本計画に基づいたまちづくりを推進してきました。

地方分権が進展する中で、自己決定・自己責任を基本とした、住民自治活動を促進し、住民が主体となるまちづくりを進めていくことが重要となります。先人が培ってきた歴史・伝統を次世代へ継承するとともに、地域資源を有効に活用し、積極的な政策を計画的かつ持続的に推進していくことが大切となります。

「第五次石井町総合発展計画」(以下「本計画」という。)の策定にあたっては、わが国が直面する人口減少、超高齢社会、多様性の受け入れ、高度情報化、国際化など、めまぐるしく変化する社会に対応し、持続的に発展し続けることができる「まち」であり続ける必要があり、住民ニーズの把握を的確に行い、限られた資源・人材・財源を活かして住民生活の向上を図っていくことが求められています。そのため、後期基本計画の進捗状況や課題を的確に把握・整理するとともに、「石井町人口ビジョン」及び「石井町総合戦略」の見直しを併せて行い、今後 10 年間のまちづくりの方向性を明確化・具体化し、今後の新たな行政運営の総合的指針として、本計画を策定します。

2 計画の位置付け

平成 23 年5月に地方自治法が改正され、市町村への基本構想策定の義務付けが撤廃されました。この法改正は、地方分権改革における国から地方への「義務付け・枠付けの見直し」の一環として行われ、それぞれの市町村の自主性・自立性を高め、創意工夫を期待されるようになりました。

本町では、石井町総合発展計画を「石井町総合発展計画に関する条例」の第3条において、総合的かつ計画的な町政の運営を図るための町の最上位の計画として位置付けており、行財政における総合的な見地から総合計画を策定するものとしています。

地域の特性を活かし、本町が抱える課題に対して力を集結させ、地域性・実効性のあるまちづくりを進めることが求められています。地域の伝統と文化、魅力を次世代へとつないでいくためにも、本町が有する資源を最大限に活用することが必要となっています。

3 計画の性格と方針

計画の特徴

本計画は、本町における行政運営を図るための最上位計画であり、様々な分野の政策の基本指針となるものです。石井町が目指す将来の姿を掲げ、その実現に向けた取組の方向性を明確にし、選択と集中による中長期的な地域経営の視点を取り入れ、まちの魅力を高める計画とします。

計画の方針

(1)時代の潮流に応じた、「選択と集中」による柔軟で戦略的な計画

施策の優先度を重視しながら、時代の変化によって生じた新たな課題に、的確かつ柔軟に対応することができる計画とします。

(2)地域性・独自性のある計画

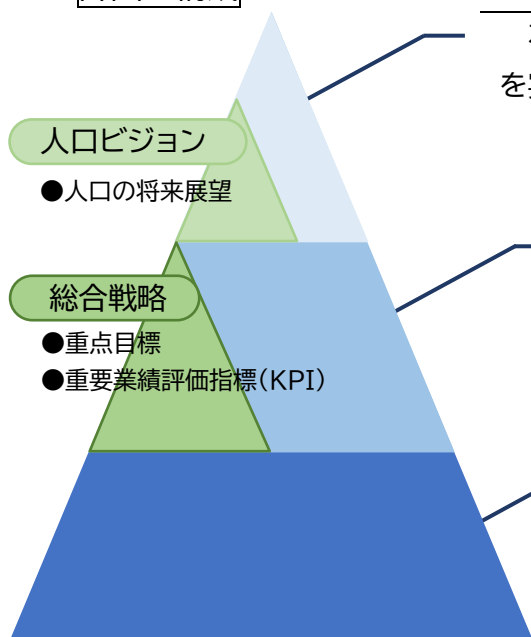
本町がこれまでに培ってきた歴史・文化を活かすとともに、これからの展望を盛り込んだ、ほかにない独自性のある計画とします。

(3)人口ビジョン・総合戦略との整合性を図った計画

人口減少社会や地域経済の縮小に対応するため、「石井町人口ビジョン」及び「石井町総合戦略」との整合性を図った計画とします。

4 計画の構成と期間

計画の構成



人口ビジョン

- 人口の将来展望

総合戦略

- 重点目標
- 重要業績評価指標(KPI)

・基本構想(10 年間)

石井町のまちづくりの理念と将来ビジョン、及びこれを実現するための施策の大綱を定めます。

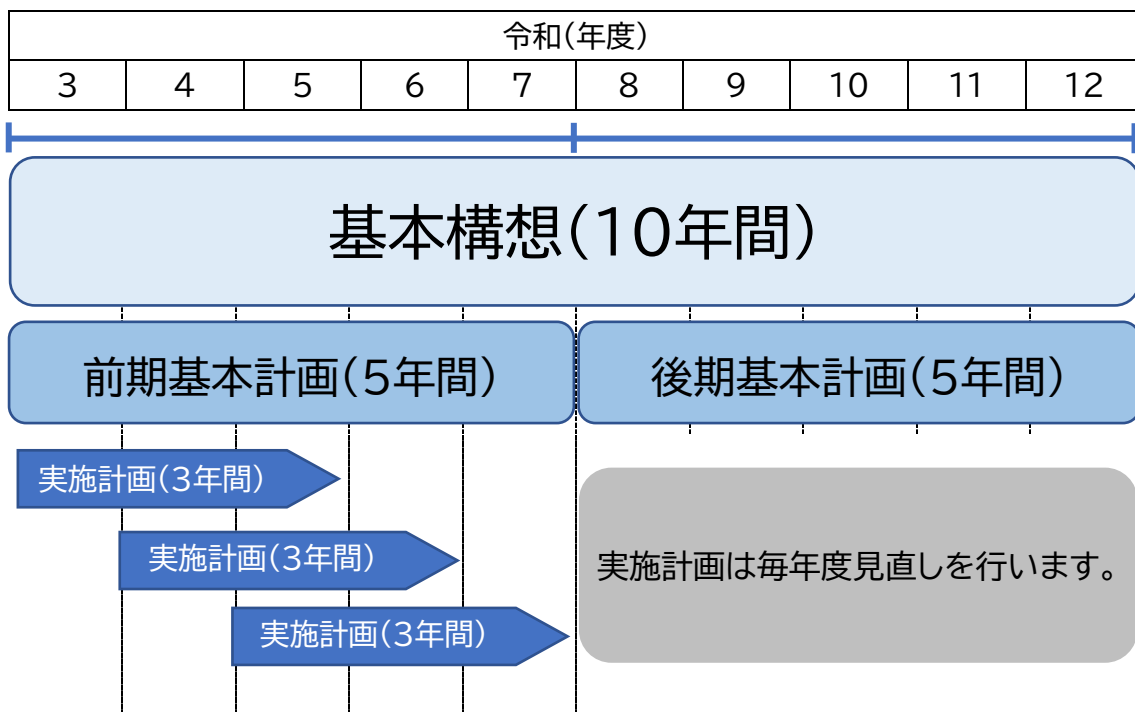
・基本計画(前期・後期各5年間)

基本構想を受けて、より具体的に町政の方向を示すもので、前期基本計画、後期基本計画、それぞれ5年間の計画を定めます。

・実施計画(3年間・毎年度見直し)

各分野別計画の体系(政策・施策)に沿って取り組む主な事業を定めます。

計画の期間



5 策定体制

石井町総合発展計画策定審議会

総合発展計画の策定において、計画の基本となるべき事項、実施に関して必要な事項など、重要事項に対して審議するとともに、石井町総合発展計画策定委員会で調整した計画案について審議しました。

石井町総合発展計画策定委員会【石井町政審議会】

総合発展計画の策定にあたり、庁内の意思決定を図るため、石井町政審議会において計画策定について審議しました。

石井町政審議会設置及び運営要綱(抜粋)

第1条 この要綱は、本町の行政運営の基本方針、長期重要事業計画、その他重要施策等について審議策定するとともに、町の機関相互における総合調整を図るため、石井町政審議会（以下「審議会」という。）を設置し、もって町行政の適正なる執行と、その円滑かつ効率的な運営に資することを目的とする。

第4条 審議会に付議する事案は、おおむね次のとおりとする。

（１）総合計画及び長期重要事務、事業計画に関する事項

町長ヒアリングの実施

「第五次石井町総合発展計画」の策定に向け、町の目指すべき方向性や重点項目について、町長ヒアリングを実施しました。

庁内ヒアリング

「第五次石井町総合発展計画」の基本構想及び基本計画の策定に向け、前回計画の内部検証を図るため、庁内ヒアリングを実施しました。

全職員

「第五次石井町総合発展計画」は町の最上位計画であり、計画行政の根幹をなすことから、計画策定には町職員すべてが一丸となって取り組む必要があります。このため、職員からの提案などを活用しながら職員一人ひとりが自覚を持って積極的に計画策定に関わりました。

住民アンケート調査

住民の意識を反映する機会として、住民アンケート調査を実施しました。現行計画の施策についての満足度や重要度などをうかがい、住民視点の評価を把握しました。

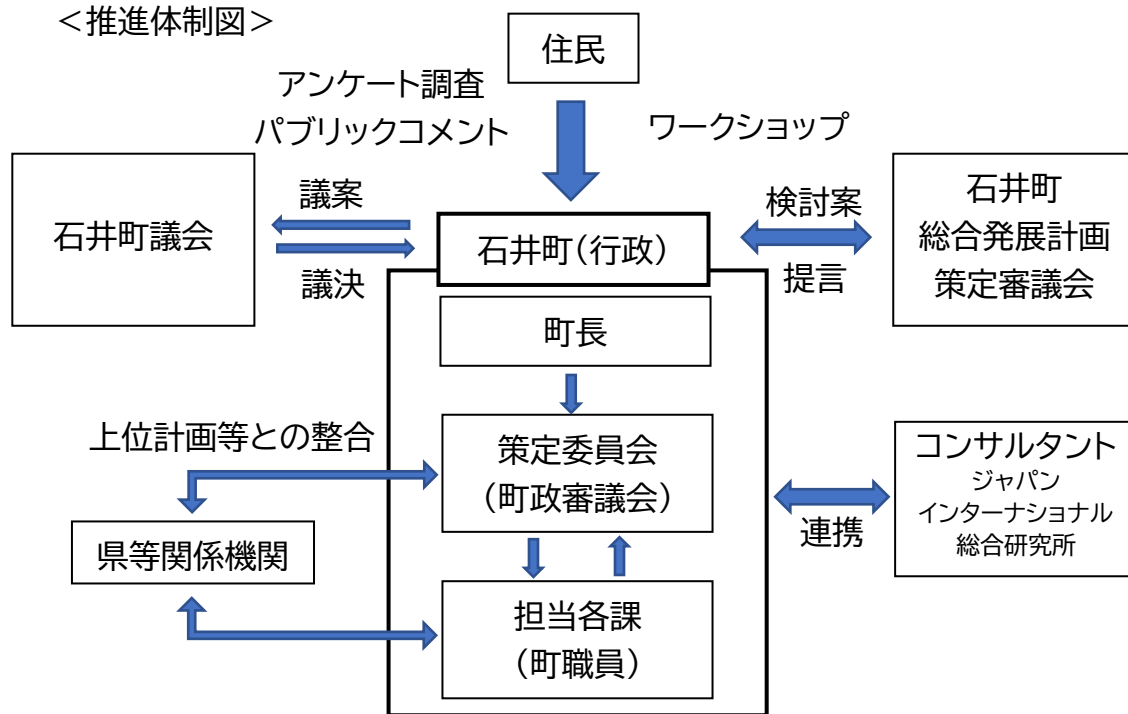
ワークショップ

将来の石井町を担う住民(中学生)を対象にワークショップを開催し、本町における課題や要望などの意見を把握しました。

パブリックコメント

計画の素案に対する住民意見を把握する機会として、パブリックコメントを実施しました。
(予定)

<推進体制図>



第2章

町を取り巻く社会潮流とまちづくりの方向性

1 人口減少社会

【社会的な潮流①】 全国的な人口減少と人口構造の変化による影響

わが国は平成 20 年に人口減少時代に差し掛かり、令和 32 年(2050 年)には1億人程度と推計されています。人口減少に伴う経済規模の縮小や、労働力の減少などが予想されています。日本創成会議によると、若年女性の流出を要因とする人口減少のために、令和 22 年(2040 年)に 896 市町村が現在の機能を維持することが難しくなるとされています。

出生数は減少し続ける一方、令和7年(2025 年)には団塊の世代が後期高齢者となるなど、少子高齢化はますます進み、人口構造にも変化が見込まれます。

【社会的な潮流②】 人口減少抑制のための地方創生

人口減少と少子高齢化が進行する中で、地域の魅力や資源を再認識して、その活用を図り、人口減少の速度を緩和させることを目的として、平成 27 年度より地方創生の深化を目指す基本方針が示されました。移住・定住の促進や交流人口の増加、地域資源を活かしたまちの魅力向上に向けた様々な施策が展開されています。

【これまで 10 年間の取組】 石井町総合戦略の実施による成果

本町においても、平成 27 年度に策定した「石井町人口ビジョン」及び「石井町総合戦略」に基づき、人口減少の抑制と人口減少に備えるための施策を展開してきました。

本町の強みである住みやすさについて、『子どもを産み育てたい環境と移住・定住の促進』『暮らしやすい生活環境の形成』『産業の振興と雇用の場の創出』の3つの目標を掲げて施策を展開することで、「子育てしやすい町」と思う人の割合の増加、転入超過(平成 27 年から令和元年の5年間の計)、「住みやすい」と答えた人の割合等、多くの政策目標の項目で基準となった値を上回る水準となっており、一定の成果が上がりました。

【今後 10 年間の課題】 定住のための効果的な支援の検討

人口減少の抑制のための取組は長期的視野が必要であり、継続した施策の展開が重要となります。他市町村に住まわれている方が、本町に魅力を感じ、安心して定住することができるよう、支援策の在り方や効果的な取組を検討することが求められています。

・【本町が目指す方向性】

こうした現状を踏まえたうえで、人口減少社会の中でも選ばれるまちとなるよう、自然が多く、都市部にも近いという住みよい環境を維持・活用することで、様々な世代の住民が不便を感じることはないまちづくりを推進していきます。

2 人生 100 年時代を見据えた社会整備

【社会的な潮流】 「人生 100 年時代」に対応した社会整備

わが国においては健康寿命が世界屈指の長寿社会を迎えており、今後も健康寿命の延伸が期待されています。こうした「人生 100 年時代」に対応した全世代型社会保障を整備することにより、若者から高齢者まですべての方に活躍の場があり、いつまでも活躍し続けることができ、安心して暮らすことができる社会を構築することが求められています。

一人ひとりの人材の質を高めるための「人づくり革命」と「働き方改革」を推進し、誰もが生きがいを感じて、その人が持つ能力を最大限発揮させることができる社会づくりの推進とともに、疾病や介護の予防促進が図られています。

【これまで 10 年間の取組】 元気高齢者の活躍支援と介護予防の推進

定年の延長や再雇用等により、就労等を通して社会で活躍し続ける高齢者が増えています。いつまでも元気で生きがいを持って生活を送ることができるよう、要支援・要介護状態に至る前段階から連続的で一貫性のある介護予防を推進してきました。

【今後 10 年間の課題】 新たなコミュニティの構築の検討

本町の高齢化率は平成12年に 21%を超え、超高齢社会に突入しました。平成 27 年には 30.2%となっています。高齢者が増加している一方で、従来のコミュニティのひとつである老人クラブの加入者数の減少やシルバー人材センターの就業延べ人員などの減少がみられています。

高齢になっても生活しやすい町であるために、交通手段の確保や道路整備等が求められています。

・【本町が目指す方向性】

定年を迎えても仕事を続ける方が増えており、これまでのコミュニティの在り方に加え、時代に即したコミュニティの再構築を図り、いつまでも安心して生活を送ることができる環境を整備します。

3 共生社会の実現

【社会的な潮流】 多様性を受け入れることができる社会の実現

少子高齢化をはじめとする人口構造の劇的変化がみられる中、いつまでも住み慣れた地域で生活ができるよう、地域包括ケアシステムの構築を提唱し、医療・介護・福祉・保健が一体となった支援体制を構築し、それぞれの地域に応じた形で深化させ、推進するための施策が展開されています。

また、国民一人ひとりの人権の遵守と、希望する生活の実現に向けて、障がいの有無に関わらず、すべての国民が人として尊重され、希望を実現できるような支援体制を充実させることが求められています。すべての国民の最善の利益が守られるよう、虐待の防止や様々な性的指向と性自認についての正しい理解、在留外国人等への支援など、地域で暮らすすべての人々が、生きがいとともに創り高め合う地域共生社会の実現に向けて取組が推進されています。

【これまで 10 年間の取組】 特別な支援が必要な方に対する支援の充実

本町においては、平成 30 年度に徳島県内初となる基幹相談支援センターを立ち上げ、障がいの有無に関わらず、地域で安心して生活を送るための支援を行いました。また、障がいのある方が社会で活躍できるよう、就労等への支援も行いました。

幼稚園、小中学校においては、特別支援教育コーディネーターを中心とした組織を編成するとともに、特別支援教育支援員を配置し、支援を必要とする園児・児童・生徒一人ひとりに対応した支援を行ってきました。

【今後 10 年間の課題】 一人ひとりの個性に合わせた支援の充実

特別支援が必要な児童が増加傾向にあることや、障がい等の内容が多様化していることから、それに対応した適切な支援を行うことが重要となります。障がい者の就労支援について一定の成果はあるものの、一人ひとりの特性に合った仕事をマッチングできる体制を整えることが求められています。

【本町が目指す方向性】

ノーマライゼーションの理念のもと、年齢や障がいの有無に関わらず、すべての人の人間としての尊厳が守られ、誰もがその人らしく生活することができる社会の実現を目指します。

4 雇用状況や情報化による仕事の変化

【社会的な潮流】 人材不足と生産性の向上のために解決すべき課題

全国的な状況として、2019 年にかけて景気が回復基調にある中で、有効求人倍率の改善がみられてきました。2020 年には新型コロナウイルス感染症の影響により、世界経済は大恐慌以来の大きな打撃を受け、「新たな日常」への移行と適応が求められています。また、中小企業や地方においては人材不足や労働生産性の伸び悩み、後継者不足などを背景とした厳しい状況が続いており、積極的な「人材への投資」を進めるとともに、人材の確保と戦略的なマッチングを図ることで、地域経済を支える産業の活力向上が必要とされています。

いつでも、どこでも、誰でもネットワークにつながり、情報を受発信できる環境が整備されつつある中で、働き方や仕事の形態も変化しています。

経済成長を支える労働力に関しては、即戦力となる中核人材の確保支援や、若者、女性、高齢者等の潜在的労働力の活用促進が進められています。また、自由貿易の旗のもと、急激な産業のグローバル化が進む昨今、国内外を問わず専門的な知識や技術を有し世界をリードする人材の育成が図られています。

【これまで 10 年間の取組】 農業の産業力強化への取組

本町の基幹産業である農業の産業力強化に向けて、耕作放棄地の解消や紫カリフラワーの試験栽培、販路拡大、「いいの藤やさい」の特産品化を図ってきました。

また、阿波藍が日本遺産に認定されたことを契機に、近隣市町村との連携を強化し、魅力の発信に取り組んできました。

【今後 10 年間の課題】 各産業の後継者等の確保

本町への転入者が増える中で、農地の宅地開発が進み、基幹産業である農業の田畑を住宅転用しているケースもみられます。農業従事者をはじめ、産業を支える労働者の高齢化が進んでいることから、後継者や新規就農者の確保が必要となります。

【本町が目指す方向性】

農業が今後も安定した持続可能な産業であり続けるために、後継者や新規就農者の確保と育成を推進するとともに、産官学の連携強化により農作物の販路拡大に努めます。

阿波藍の日本遺産への登録を契機とし、新たな観光資源の開発に努めるとともに、地域文化の継承を図ります。

5 安全・安心のまちづくり

【社会的な潮流】 深刻化する自然災害や感染症等の脅威

平成 23 年の東日本大震災をはじめ、平成 28 年の熊本地震等の大地震や平成 26 年の広島土砂災害、平成 29 年の九州北部豪雨、令和元年の台風 19 号被害等、近年全国各地で地震や風水害等の大規模災害が発生しており、防災・減災対策に関する施策を展開しています。

また、感染症の流行や、食の安全性の問題、犯罪の多様化等、日常生活を取り巻く様々な危険から人々を守り、安心して生活するために必要な対策が求められています。

【これまで 10 年間の取組】 住民の災害対応能力の向上に向けた取組の実施

近年、吉野川は堤防工事が進んだことで、氾濫被害は起こっていません。しかし、平成 16 年の台風 23 号や平成 23 年の台風 15 号の豪雨による河川の氾濫によって、浸水被害が多く発生しました。このような中で住民の災害対応能力の向上に向けて、ハザードマップの作成、防災講座の開催、避難訓練等を実施してきました。

【今後 10 年間の課題】 自主防災組織の組織率の向上と大地震への備え

近い将来発生が危惧されている「南海トラフ巨大地震」では、建物の倒壊等による大規模な被害が想定されています。

地域の災害対応能力の向上のためには自主防災組織が大きな役割を果たします。組織率の向上はみられるものの、高齢者のみの世帯や外国人のみの世帯の増加、転入者の加入が進まないことが課題となっています。

【本町が目指す方向性】

安全に安心して生活を送ることができるよう、国や県、近隣市町村との連携のもと、防災体制の充実を図ります。

防災講座等を通して住民一人ひとりが災害時に適切な対応を取り、助けが必要な方を手助けできる災害対応能力を持った人材の育成に努めます。

第3章

地域特性

1 位置・自然

本町は吉野川流域の下流南岸に広がる平野一体に位置し、県都・徳島市と隣接しています。東西約6km、南北約 5.5km のほぼ正方形をしており、町域面積は 28.85km²となっています。

町の東は徳島市に接するほか、西は吉野川市に、南は四国山脈の前山支脈の分水嶺を境として徳島市、名西郡神山町に、また、北は吉野川を挟んで板野郡上板町にそれぞれ接しています。

町の中央には吉野川に注ぐ飯尾川が湾曲しながら東流するほか、町内には渡内川、江川、神宮入江川などの河川が流れており、水に恵まれた地形を活かし、広大で豊かな田園地帯が形成されています。また、町域の西から東に向かって緩やかな下降斜度(標高5～12m)を描く比較的平坦な地勢となっています。

こうした恵まれた自然環境と比較的温暖な気候に加え、徳島市の中心部から 10km という立地条件を背景に、ベッドタウンとしての機能が高まり、町内東部を中心に宅地開発が進んでいます。

2 歴史・文化

昭和30年3月 31 日に、旧石井町、浦庄村、高原村、藍畑村、高川原村の1町4村が合併し、現在の石井町となりました。

この地は、古くは弥生時代から栄えてきたといわれ、早くから多くの寺院が建立されていることから、この地が阿波の政治・文化の中心であったことがうかがえます。

そうした寺院のひとつに本町の歴史を象徴する文化財である童学寺があります。飛鳥時代に高僧行基が創建したという童学寺は、奈良時代末期に幼少の空海がこの寺で学び「いろは四十八文字」を創作したと伝えられ、寺号「童学寺」の由来ともなっています。

そのほか、奈良時代に聖武天皇の発願により全国に建立された官寺のひとつ、阿波国分尼寺跡(国指定史跡)や、古代豪族の氏寺跡とされる石井廃寺など、古い歴史を示す寺社・寺跡が点在しています。

また、町の北辺を画する吉野川は、かつてはその氾濫により流域に暮らす人々を苦しめました。その一方で氾濫により運ばれた沃土は、石井町を彩る青色のひとつである「藍」をはぐくみ、特に需要の高まった戦国期には阿波藍として徳島藩の藍作奨励を経て藍商たちに莫大な富をもたらしました。町内に今も残る田中家住宅や武知家住宅は、そうした藍商の住宅です。

石井町を彩るもうひとつの青色は、町の南辺を画する四国山脈を産地とする「阿波の青石」です。良質の緑泥片岩である青石は、古くは古墳時代より様々に活用されてきました。石川神社境内にある市楽の板碑群(県指定有形文化財)もそのひとつで、最古のものには弘安8年(1285年)の銘があります。

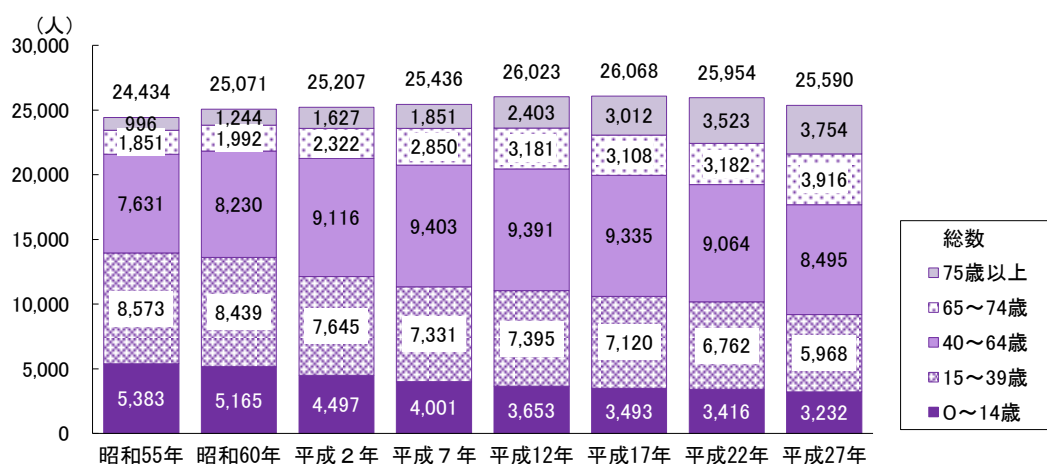
石の文化財としては、このほかに桜間の石碑があります。鎌倉後期の私撰和歌集である夫木和歌抄において「鏡とも見るべきものを春くれば ちりのみかかる桜間の池」と称えられた美しい池がかつてあったとされており、それを惜しんだ阿波藩主蜂須賀斉昌の命により、文政 11 年(1828 年)、海部郡由岐浦の海中砂岩の巨石を運び、その景勝を記念する石碑としたものです。

3 年齢5区分別人口と人口構成比

本町の人口は平成17年の26,068人をピークに減少に転じ、平成27年には25,590人となっています。人口構成は、40歳未満人口において減少傾向、65歳以上人口では増加傾向となっており、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

高齢化率については昭和55年で11.7%と高齢化社会の状態にありましたが、平成12年には21.4%となり超高齢社会へと突入し、平成27年には30.2%となっています。

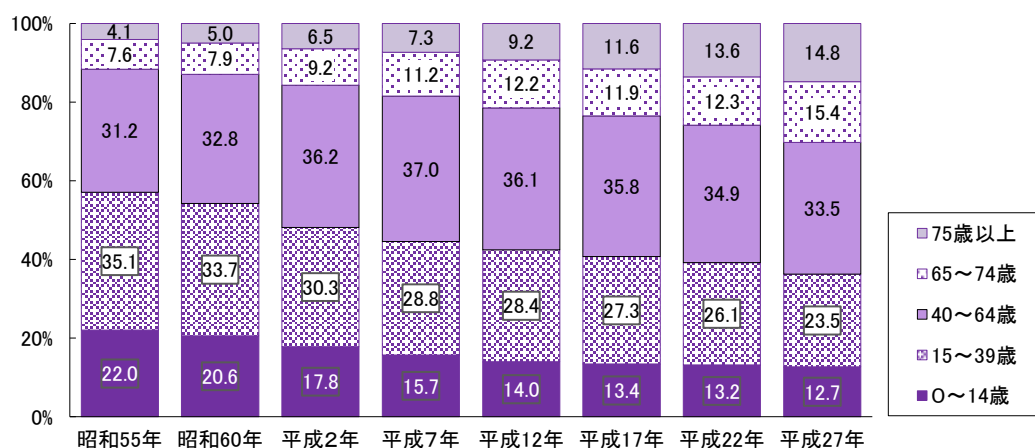
■年齢5区分別人口の推移



資料：国勢調査

※総人口には年齢不詳を含めています。

■年齢5区分別人口比率の推移



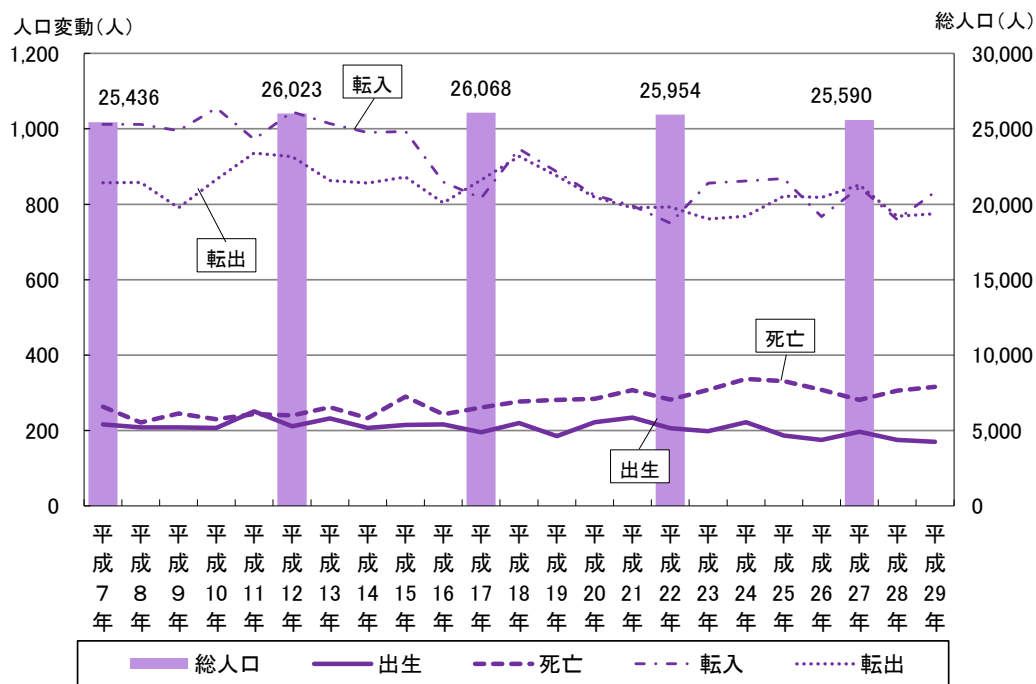
資料：国勢調査

※人口構成比は年齢不詳を除き、当該年齢階級の割合を示しています。

4 自然増減と社会増減

自然動態についてみると、平成12年以降死亡者数が出生者数を上回る自然減の状態が続いています。社会動態については、転入者数が転出者数を上回る社会増の年が多くなっています。

■出生・死亡・転入・転出の推移

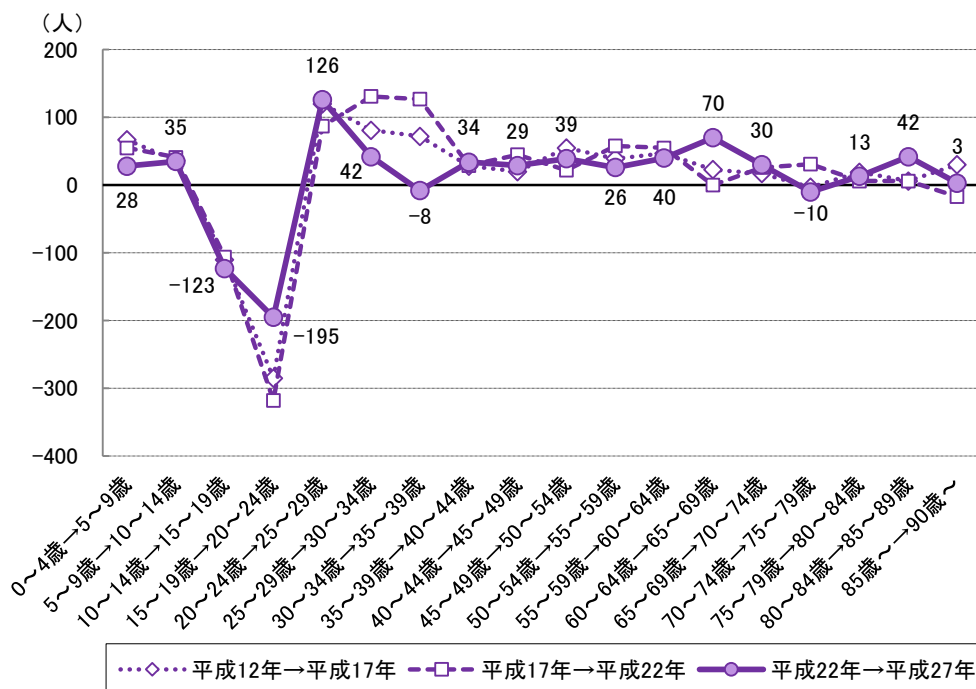


資料：総人口…国勢調査

出生・死亡…人口動態調査

転入・転出…徳島県人口移動調査年報

■年齢別純移動数の推移(転入・転出者数)



資料：国勢調査

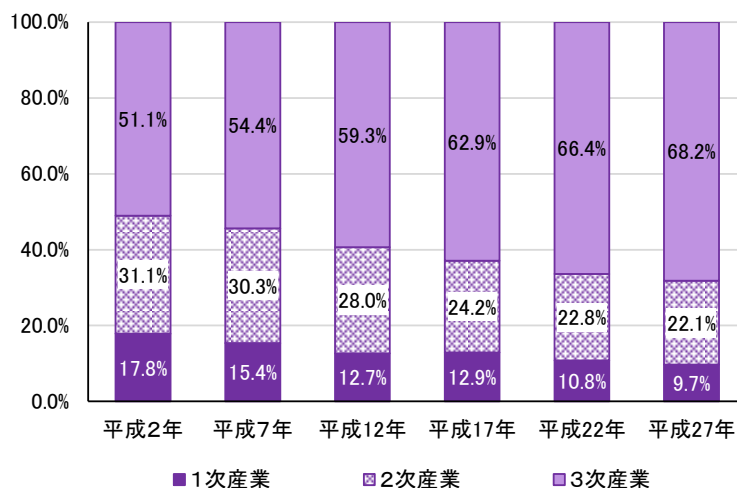
5 産業の状況

産業別就業人口割合は、いずれの年も3次産業が最も高く、年々増加傾向となっている一方、1次産業、2次産業は減少傾向となっています。

男女別の就業者数は、男性では製造業が最も多く、女性では医療・福祉が最も多くなっています。

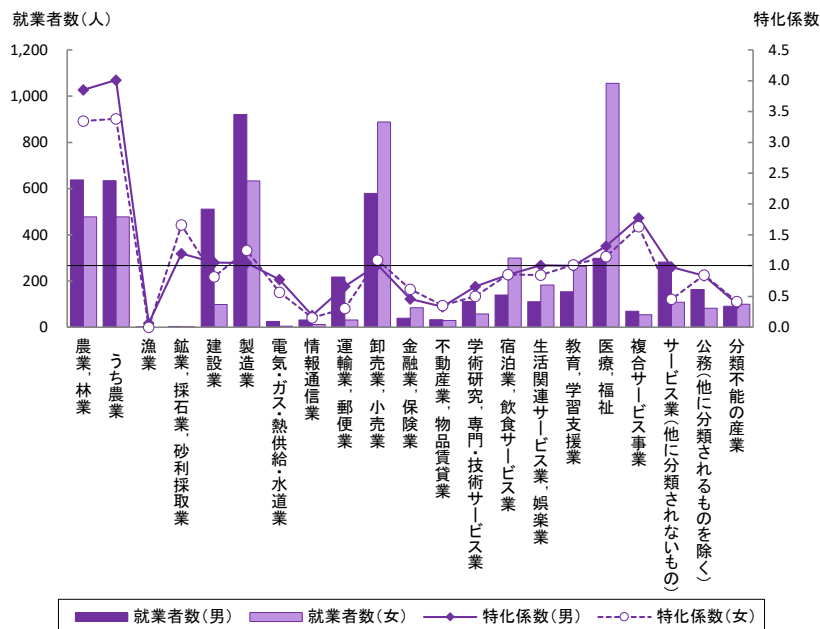
特化係数※1についてみると、農業が男女ともに高くなっており、本町の主幹産業といえます。

■産業別就業人口割合



資料：国勢調査

■男女別産業別就業人口及び特化係数の状況



資料：国勢調査(平成27年)

※1:自治体の就業者全体に占める産業別の構成比を、全国の産業別構成比で除した数値。特化係数が「1」を超える産業は、全国平均と比較して就業者数が多いことになる。特化係数が高い産業ほど、本町における就業者が多く、本町の特色を示す産業であるといえる。

6 住民意識

本計画の策定にあたって、本町内在住の15歳以上80歳未満の住民を対象とするアンケート調査を実施しました。

実施時期

令和元年8月19日(月)～9月2日(月)

調 査 票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
合 計	2,000 件	773 件	38.7%

①まちづくりに対する住民評価

本町のまちづくりの施策(分野)について、満足度や重要度の評価をいただきました。いただいたご意見をもとに、「現状維持」「継続取組」「取組強化」「重点取組」の4つに分類しました。

	内容
現状維持	満足度が高く、重要度が低い。 例)住民の満足度が高く、今後のさらなる充足には検討すべき項目
継続取組	満足度、重要度がともに高い。 例)施策の継続実施が必要な項目
取組強化	満足度、重要度がともに低い。 例)住民の認知度や関心の不足等による満足度及び重要度が低い項目
重点取組	満足度が低く、重要度が高い。 例)今後重要施策として検討が必要な項目

【現状維持エリア】

「地域福祉」「幼稚園教育」「生涯スポーツ」「住民参加」「情報通信」は満足度が高く、重要度が低い分野であり、現行の取組を引き続き推進していくべき分野です。

【継続取組エリア】

「保健」「医療」「児童福祉」「高齢者福祉・介護」「義務教育」「防災・防犯」「環境衛生」は満足度、重要度がともに高く、引き続き注力すべき分野です。

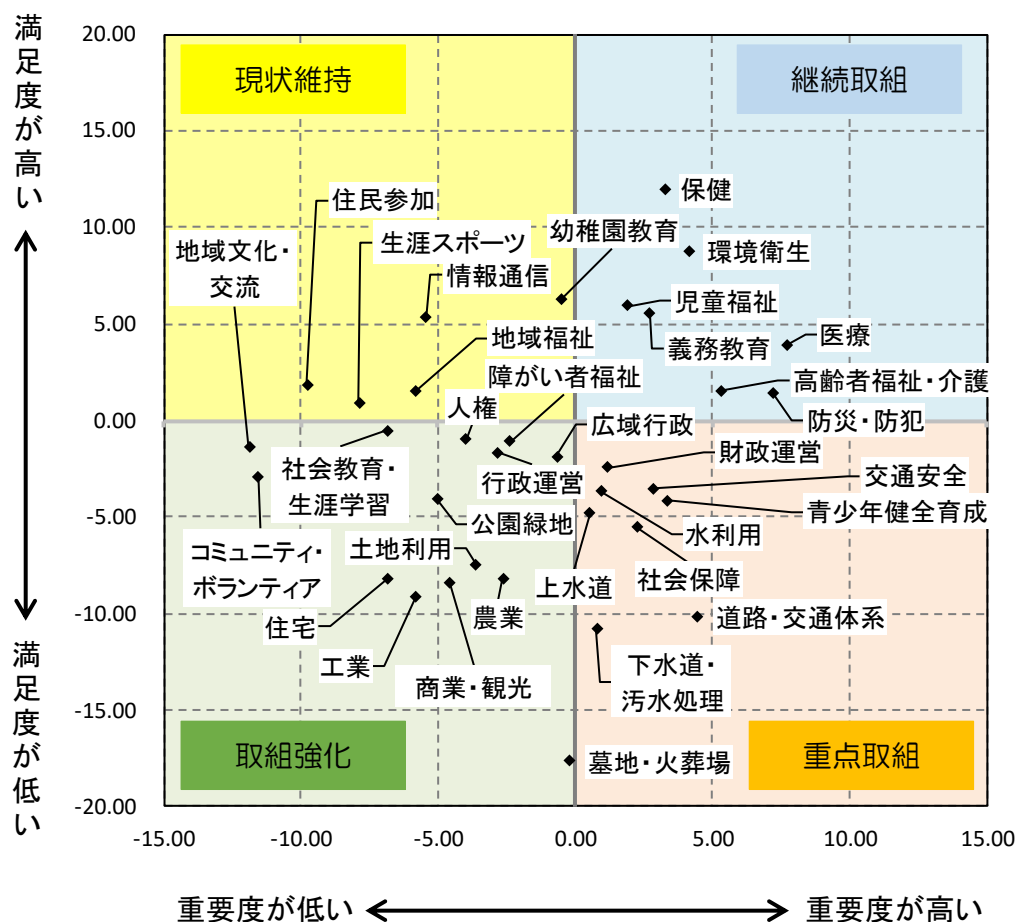
【取組強化エリア】

「障がい者福祉」「社会教育・生涯学習」「地域文化・交流」「人権」「土地利用」「住宅」「墓地・火葬場」「公園緑地」「農業」「工業」「商業・観光」「コミュニティ・ボランティア」「行政運営」「広域行政」は、満足度、重要度がともに低く、取組の周知と各施策の充実が求められています。

【重点取組エリア】

「社会保障」「青少年健全育成」「水利用」「道路・交通体系」「交通安全」「上水道」「下水道・汚水処理」「財政運営」は満足度が低く、重要度が高い分野であり、今後重点的に取り組む必要がある分野です。

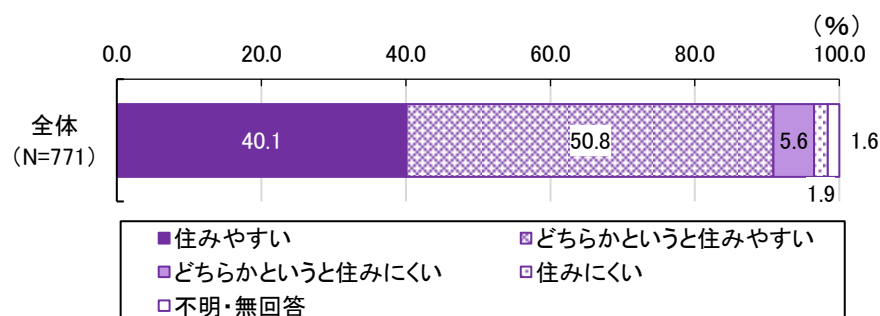
■まちづくりで満足していること、重要だと思うこと



満足度が高い × 重要度が低い	満足度が高い × 重要度が高い	満足度が低い × 重要度が低い	満足度が低い × 重要度が高い
地域福祉	保健	障がい者福祉	社会保障
幼稚園教育	医療	社会教育・生涯学習	青少年健全育成
生涯スポーツ	児童福祉	地域文化・交流	水利用
住民参加	高齢者福祉・介護	人権	道路・交通体系
情報通信	義務教育	土地利用	交通安全
	防災・防犯	住宅	上水道
	環境衛生	墓地・火葬場	下水道・汚水処理
		公園緑地	財政運営
		農業	
		工業	
		商業・観光	
		コミュニティ・ボランティア	
		行政運営	
		広域行政	

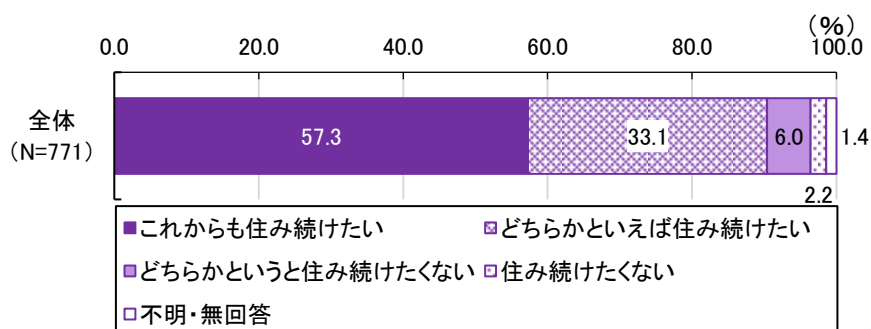
②住みやすさ

住みやすさについてみると、「どちらかという住みやすい」が 50.8%と最も高く、次いで「住みやすい」が 40.1%、「どちらかという住みにくい」が 5.6%となっています。



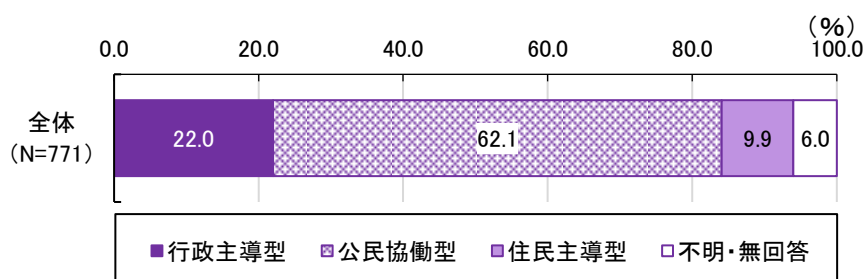
③定住意向

石井町での定住意向についてみると、「これからも住み続けたい」が 57.3%と最も高く、次いで「どちらかといえば住み続けたい」が 33.1%、「どちらかというと住み続けたくない」が 6.0%となっています。



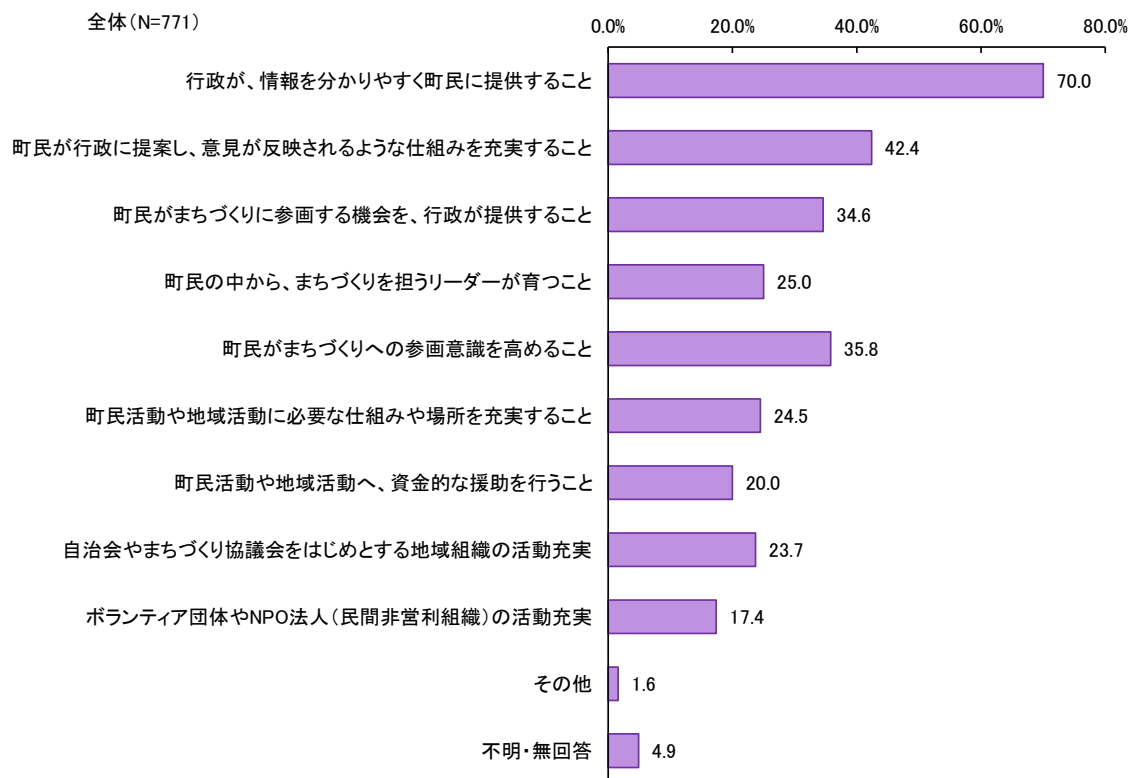
④住民協働のまちづくりの在り方

石井町の活性化のために望まれる、町行政と住民(事業者等含む)との関係についてみると、「公民協働型」が 62.1%と最も高く、次いで「行政主導型」が 22.0%、「住民主導型」が 9.9%となっています。



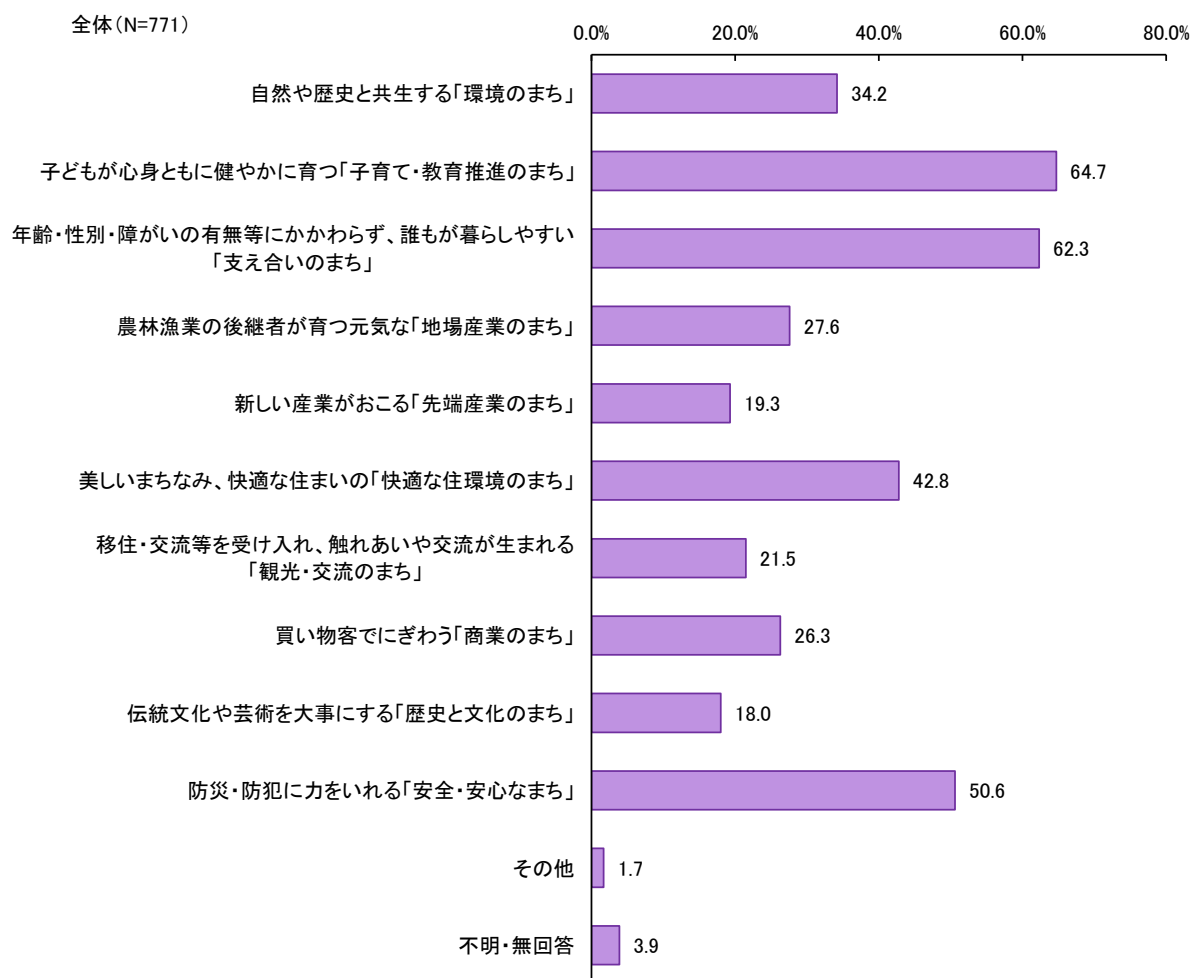
⑤まちづくりを推進するために必要なこと

まちづくりを推進するために必要なことについてみると、「行政が、情報を分かりやすく町民に提供すること」が 70.0%と最も高く、次いで「町民が行政に提案し、意見が反映されるような仕組みを充実すること」が 42.4%、「町民がまちづくりへの参画意識を高めること」が 35.8%となっています。



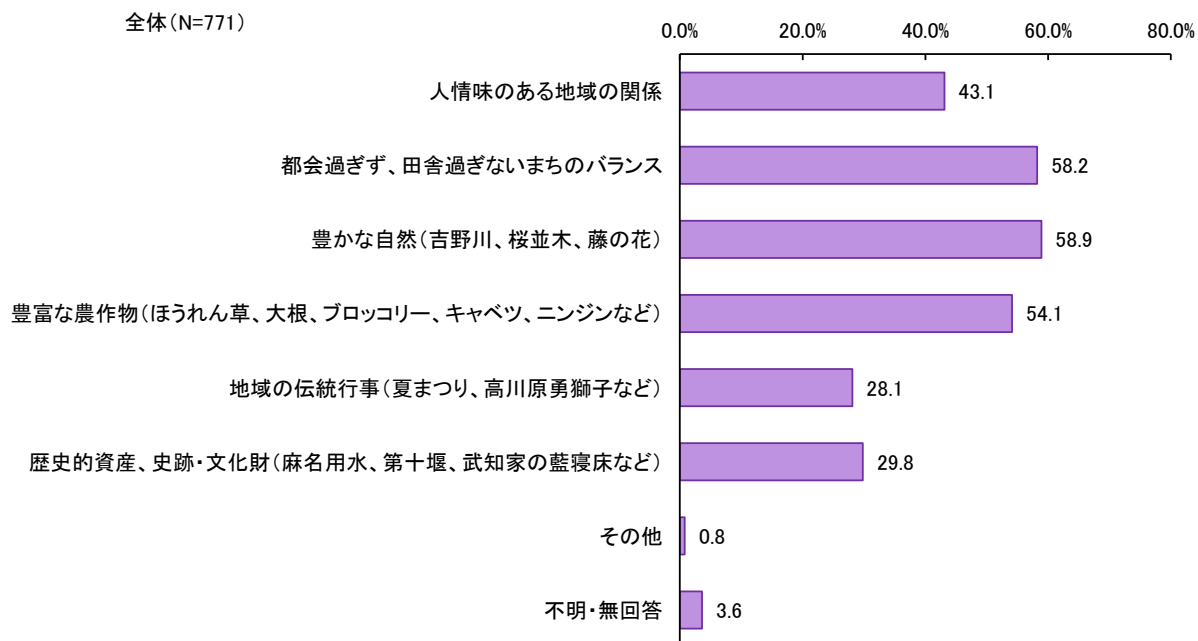
⑥今後重点を置くべき方向性

今後も持続可能な住みよい町であるために、どのような点に重点を置いたまちづくりを推進すべきかについてみると、「子どもが心身ともに健やかに育つ『子育て・教育推進のまち』」が64.7%と最も高く、次いで「年齢・性別・障がいの有無等にかかわらず、誰もが暮らしやすい『支え合いのまち』」が62.3%、「防災・防犯に力をいれる『安全・安心なまち』」が50.6%となっています。



⑦次世代に伝えたい町の資源や良いところ

今後まちづくりを進めるにあたって、次世代に伝えたい町の資源・良いところについてみると、「豊かな自然(吉野川、桜並木、藤の花)」が 58.9%と最も高く、次いで「都会過ぎず、田舎過ぎないまちのバランス」が58.2%、「豊富な農作物(ほうれん草、大根、ブロッコリー、キャベツ、ニンジンなど)」が54.1%となっています。



7 ワークショップ

計画策定にあたり、これからの町を担う若い方の意見を取り入れるため、中学生を対象とした「ワールド・カフェ」方式によるワークショップを開催し、石井町の10年後の将来の姿について様々な意見をいただきました。

実施概要

参加いただいた中学生の10年後には、社会人の一員として活躍する人、新たな家庭を築く人、学業・研究を深める人、世界に羽ばたく人、それぞれの“未来”の姿があります。

そうした“未来”を築く舞台として石井町が選ばれるためにどのような町が理想であるか、中学生が考える未来の石井町の姿を話し合いました。

■テーマ

“イシイノミライ”

～●●するなら石井町！選ばれ続ける未来の姿～

■開催日時

令和元年 11 月 22 日(金)16:00～18:00

■開催場所

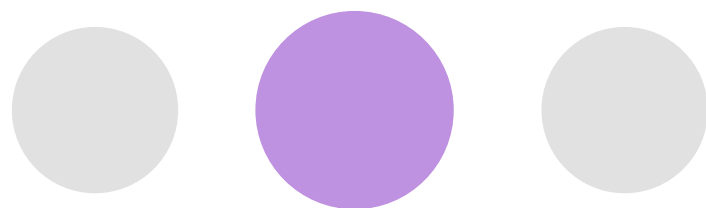
石井町役場2階大会議室

■参加者数

20 人(石井中学校生徒:10 人、高浦中学校生徒:10 人)

実施結果

石井町の良いところ		もっと良くしたいところ		石井町の未来の姿	
項目	件数	項目	件数	項目	件数
自然が多い・豊か、身近に感じる	11	きれいなまちづくり（インスタ映え、町や川の美化）	8	子育て世代、高齢者、障がい者等、誰もが楽しく、住みやすいまち	17
野菜がおいしい	9	各種施設の充実	5	シンボル（県で1番の巨大図書館など）の多いまち	8
子どもにやさしい、意見を聞いてくれる	8	バリアフリーを充実させる	4	おしゃれできれい（ゴミがない）なまち	7
子育てがしやすい・やさしい	6	外国人にやさしい施策（多言語標識等）	4	働く場所があり、活気のあるまち	6
人がやさしい	4	保育士の確保	3	災害に強い安全・安心のまち	4
住みやすい	3	教育内容や学習環境の充実	3	交通事故や犯罪、いじめのない安全・安心のまち	4
桜や藤がきれい	3	若者を集める	2	自然が保持され、環境にやさしいまち	3
学校の教育内容が充実している	3	給食をおいしくしてほしい	2	藤の花が咲き乱れて、活気のあるまち	3
学校の設備が充実している	2	道の整備	2	外国の方と共生した多様性のあるまち	3
スポーツ施設が充実	2	災害に強いまちづくり	2	各施設（スポーツ、娯楽、高齢者向け）が充実しているまち	3
その他	7	活気のあるまちづくり	2	その他	12
		住民がもっとまちのことを知る	2		
		駅周辺的环境整備	2		
		その他	10		



第 2 部 基本構想

第1章

まちづくりの基本姿勢

1 将来ビジョン

太陽と緑の環境都市 いい



【将来ビジョンに込めた願い】

本町では、自然と調和した「太陽と緑の環境都市 いい」を将来ビジョンとして掲げ、徳島市近郊の恵まれた立地を活かした良好な住環境の整備を図るとともに、「人とのつながり」「地域とのつながり」「町とのつながり」「明日とのつながり」を大切にしてまちづくりを推進してきました。

これからのまちづくりにおいて、本町で暮らすすべての人が、日々の暮らしの中で幸せや楽しさを実感するためには、住み続けたいまちとして本町に愛着を持っていただくことが重要となります。

少子高齢化が進み、多様なライフスタイルを送る世帯が増えたことで地域のつながりが弱くなっている状況がみられます。時代に即したコミュニティの再構築を図り、住民の誰もがそれぞれの居場所を持てる環境づくりを推進することが大切です。

また、本町が持続可能な発展を遂げ、活気あるまちづくりを推進するために、環境に配慮したまちづくりを推進し、本町が持つ自然の豊かさを次世代に引き継ぐことができるよう、一つひとつ取組を推進していきます。

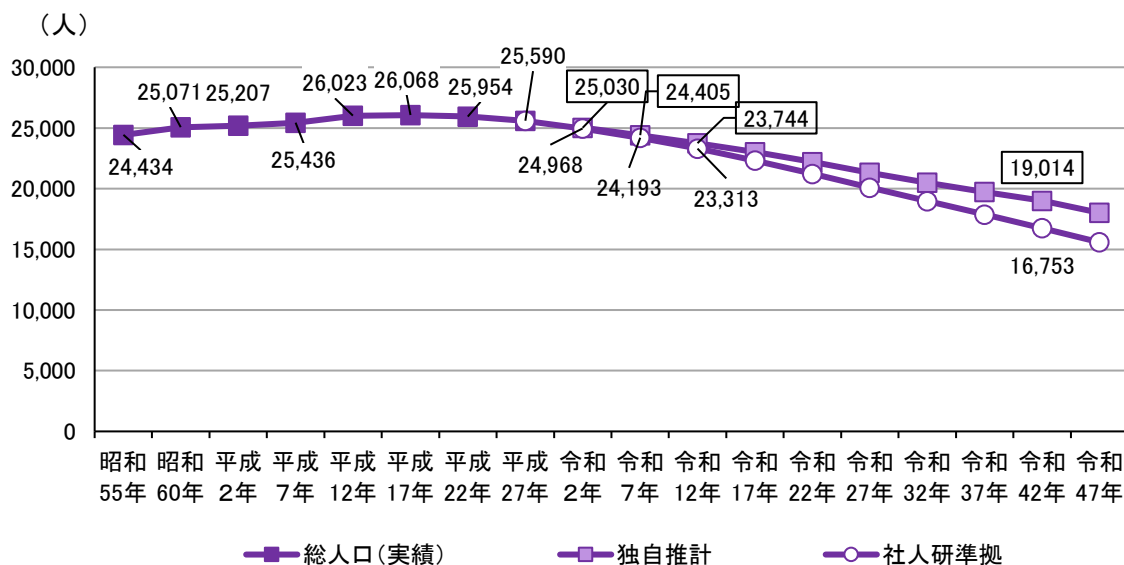
本町が「住みたいまち」「住み続けたいまち」そして「訪れたいまち」となるためには、快適に、かつ、安全に安心して暮らせるまちであることが重要となります。本町が誇る豊かな自然や人のやさしさ等のまちの魅力を最大限に伸ばし、先人より受け継がれた自然や歴史を大切に守り、活かすとともに、ストレスのない快適な生活を営むことができる都市機能の充実を目指します。本町に住んでいる人も訪れた人も、誰もが笑顔になれる、人にやさしいまち、人にやさしくなるまちであり続けることを願い、未来が明るいまちづくりを推進します。また、前回計画との連続性を考慮し、引き続き「太陽と緑の環境都市 いい」を将来ビジョンとして掲げることとします。

2 目標人口

将来人口は、生活基盤の整備や雇用機会の創出、教育機関の提供等の面で、将来のまちの規模を示す指標となります。

令和2年3月に策定した第2期人口ビジョンでは、合計特殊出生率の上昇(2015年1.48から2065年1.73)と転入者数の増加に資する政策を展開することによる社会純増を図り、令和42年(2060年)に19,000～20,000人の人口規模を維持することを目標に掲げています。本計画の終了年度にあたる令和12年度には23,700人程度の人口規模を目指します。

■目標人口



資料:国勢調査(実績)、人口ビジョン(推計値)

■本町の人口・構成比の推移及び推計(国立社会保障・人口問題研究所準拠)

	実績値								推計値			
	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和42年
総人口	24,434	25,071	25,207	25,436	26,023	26,068	25,954	25,590	24,968	24,193	23,313	16,753
0～14歳	5,383	5,165	4,497	4,001	3,653	3,493	3,416	3,233	2,983	2,796	2,667	2,266
15～64歳	16,204	16,669	16,761	16,734	16,786	16,455	15,826	14,602	13,708	13,190	12,712	9,615
65歳以上	2,847	3,236	3,949	4,701	5,584	6,120	6,705	7,755	8,339	8,419	8,365	7,132
構成比	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和42年
0～14歳	22.0%	20.6%	17.8%	15.7%	14.0%	13.4%	13.2%	12.6%	11.9%	11.5%	11.2%	11.9%
15～64歳	66.3%	66.5%	66.5%	65.8%	64.5%	63.1%	61.0%	57.1%	54.8%	54.0%	53.5%	50.6%
65歳以上	11.7%	12.9%	15.7%	18.5%	21.5%	23.5%	25.8%	30.3%	33.3%	34.5%	35.2%	37.5%

資料:国勢調査(実績)、人口ビジョン(推計値)

第2章

まちづくりの大綱

本計画は、町の最上位計画であり、今後10年間の大きな方向性を示すものとなります。総合戦略は
その中でも特に人口減少の克服、地方創生を目的としているものであり、「石井町人口ビジョン」との
整合性を図り策定された「石井町総合戦略」に掲げている目標を本計画において重点目標と位置付け、
人口減少の克服やまちの活力の維持・向上に向けた取組を重点的に推進します。

1 重点目標

重点目標1 子どもを産み育てやすい環境と移住・定住の促進

主な取組

本町ならではの充実した子育て環境に磨きをかけ、子どもと
その家族、地域が輝く取組を推進します。また、本町が全国か
ら選ばれる町であるために、恵まれた自然環境を活かしたまち
づくりを推進するとともに、移住希望者や住宅取得希望者の負
担軽減を図り、移住・定住を促進します。

1. 子育て支援の充実
2. 教育の充実
3. 移住・定住支援

重点目標2 暮らしやすい生活環境の形成

主な取組

住民がいつまでも健康で生活を営むことができ、安全で安
心した生活を送ることができるよう、保健・医療・福祉などの各
分野の充実を図るとともに、利便性の高い道路環境の整備や
地域の持続的発展を目指し、近隣自治体との連携を強化しま
す。

1. 地域基盤の整備
2. 安心・安全の確保
3. 地域コミュニティの形成

重点目標3 産業の振興と雇用の場の創出

主な取組

本町の恵まれた地域資源を活用し、付加価値の高い農作物
の生産、加工販売を促進するとともに、企業誘致や起業・創業
支援を通して新産業の創出を促し、魅力のある“しごとづくり”
を推進し、町の活力のさらなる向上に努めます。

1. 新産業の創出
2. 地域産業力の強化
3. 観光・交流産業の振興
4. 人材の確保・育成

2 基本目標

基本目標1 互いに支え合う、人と地域が輝くまちづくり

少子高齢化が進む中で、本町においても住民同士の人間関係の希薄化が進行し、認知症高齢者や一人暮らし高齢者、支援者自身の高齢化など、支援を必要とする人が増加しており、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、住民一人ひとりの「住み続けたい」を実現できるまちづくりを推進します。

子どもは、これからの社会を拓き、未来へのかけ橋となる大切な地域の宝です。本町が持続可能な発展を遂げるためにも、合計特殊出生率の向上や若年層の転入・定住の促進に向けて、若い世代が結婚して子どもを持つといった希望をかなえるための取組を推進するとともに、子育ての場としての魅力を高めます。

また、住民主体となる取組・活動や健康づくり、生きがいづくりを積極的に支援し、医療・介護体制の確保など、住民一人ひとりが健やかに暮らすことができるまちづくりを行うとともに、地域包括ケアの考えに基づく、地域での支え合い、助け合いの仕組みづくりを支援し、すべての住民が共生できる社会の形成に向けたまちを目指します。

①健康的な暮らしの推進

住み慣れた地域で安心して生活をするためには、いつまでも健康でいられるよう、健康づくりの推進や保健・医療・福祉との連携の充実を図り、安心して医療を受けることができる環境づくりを推進します。

②高齢者・障がい者福祉の充実

支援が必要な高齢者をはじめ、元気な高齢者、障がいのある方に対しても、生きがいや社会参加の機会を提供し、希望する誰もが活躍できる支え合いの地域づくりを進めます。また、認知症や障がいに対する理解や啓発、支援体制の充実により、自立した生活を送ることができるまちづくりを進めます。

③地域の支え合いの推進

住民一人ひとりが地域に関心を持ち、地域でいきいきと暮らしていくことができる福祉社会の形成を目指し、それぞれの地域にふさわしい福祉の仕組みづくりを進めます。

また、すべてのライフステージにおいて生涯学習を推進することで、郷土に対する愛着と誇りをはぐくむとともに、地域の担い手づくりや地域活動の場の整備などを通して、地域の住民同士がつながり、地域を支える人づくりを推進します。

住民の誰もが笑顔で心豊かに暮らしていくためには、一人ひとりの尊厳と人権が尊重される社会の実現が重要となります。様々な場や機会を利用して、教育や啓発活動を推進し、住民の人権意識の高揚に努めます。

④子育て環境と教育の充実

若い世代が子どもを持ちたいという希望をかなえ、安心して妊娠・出産・子育てができる環境の整備や支援体制の構築に取り組むとともに、子育てを通じたネットワークづくりを推進し、子育て世代が孤立せずに子育てができる環境を整備します。

次世代を担う子どもたちが、生きる力をはぐくみ、確かな学力、豊かな人間性、健康・体力を養うことができる環境を整備します。また、国際化・情報化社会に対応した人材の育成を図るため、特色ある学校づくりを推進します。

基本目標2 自然と調和した安全・安心な環境都市

本町は豊かな自然環境に恵まれ、災害が比較的少ない地域です。しかし、全国的に発生している異常気象や、近年発生が危惧されている南海トラフ巨大地震など、防災に対して関心が高まっています。住民の生命、身体及び財産を守るため、防災・防犯体制の充実などを図り、誰もが安全に安心して暮らせる地域づくりを推進します。

また、すべての住民が、快適に生活を営むことができるよう、近隣市町間や町内の交通基盤の整備や良好な住環境の維持・整備を図ることが重要です。人と自然が共生していく中で、エシカル消費を推進し、環境にやさしいライフスタイルの浸透や自然環境の保全を図ります。

①安全で快適な生活環境の確保

都市機能を維持し、誰もが暮らしやすい安全で快適なまちづくりのための基盤整備に努めます。また、道路・河川等の生活に欠かすことのできない社会基盤の整備、長寿命化を進め、住民の安全・安心、快適な生活環境の確保に取り組めます。

②安心した暮らしの実現

地域消防力の充実強化と火災予防対策の推進に努めるとともに、消防団や防火組織、自主防災組織との連携を強化し、総合的な消防体制を確立します。

交通安全活動や防犯活動に取り組むとともに、公園や住環境などの整備を図り、住民の誰もが安らぎを感じられる、快適な生活環境づくりを推進します。

③安全・安心のまちづくり

住民の生命と財産を守るため、住民からの要望や聞き取りを行い、防災対策として工事等が必要となる箇所を洗い出し、工事の事業主体となる国や県と協議し、対策工事の必要な箇所への対応を要望します。また、防災・減災に向けて、住民や地域の自助・共助の取組を支援し、住民と行政が一体となった安全・安心のまちづくりを推進します。

④環境に配慮したまちづくり

豊かな自然を保全するため、ごみの減量化やリサイクル率の向上を図り、安定的かつ継続的なごみ処理施設の整備に努め、生活雑排水やし尿の適切処理等、環境に配慮したまちづくりを推進します。

基本目標3 住民とともにつくる協働のまちづくり

働きがいや産業と技術革新の基盤づくりに向けて、企業誘致や起業促進などの雇用の創出や農業・商工業をはじめとする産業の継承、活性化に取り組むとともに、自然や歴史などを活かした観光振興を推進します。

また、厳しい財政状況が予測される中で、人口減少や少子高齢化の進行、住民ニーズの多様化など、様々な行政課題に的確に対応するためには、社会経済情勢の変化に柔軟に応じて、経営的な視点に立った行政運営が重要となります。

限られた人員や予算の中で、効率的かつ効果的な行政運営が実現できるよう、情報通信技術等の活用を図るとともに、職員能力の向上をはじめとする人材の育成を推進します。また、公共施設の長寿命化や総量適正化などを計画的に推進し、長期的な視点に立った持続可能な行政運営を推進します。

①地域産業の活力増進

主幹産業である農業の推進にあたって、優良農地の保全と農業の生産性を高めるための基盤整備を推進するとともに、農業の担い手づくりや付加価値の創出を図ります。

また、商店関係者の意識改革や店舗・経営の改善、大型店との差別化など、商工業に携わる方々の自助努力を促すとともに町の施策を商工業者・団体と行政とが協働して進め、官民一体となって商工業の活性化を図ります。

②協働のまちづくりの推進

本町が抱える課題や情報を行政と民間で共有し、地域の需要を正確に把握して課題解決に向けた取組が重要となります。住民と行政、事業者等がそれぞれの役割を明確にしながら、主体的に取り組める体制を整えることで、協働のまちづくりを推進します。

③健全な行政運営

多様な住民ニーズに柔軟かつ的確に対応する実効力のある行政執行ができるよう、各役職段階別に研修や専門研修を織り交ぜ、総合的な研修体系を構築し、個々の知識や能力を最大限発揮することができる人材の育成を図ります。

④広域行政の推進

本町は徳島市のベッドタウンとして発展し、自然豊かな土地と都市部へのアクセスの良さを活かしたまちづくりを推進してきました。これからのまちづくりを推進するにあたっては、徳島県東部圏域をはじめとする近隣市町村との行政間交流や住民交流、経済交流を深め、広域連携によるスケールメリットを活かした効果的かつ効率的な事業を展開し、持続可能な地域づくりを推進します。

3 まちづくり施策の体系

将来ビジョンや重点目標、基本目標を実現するため、まちづくり施策の体系を次に示します。

将来ビジョン

太陽と緑の環境都市
いいしい

重点目標1

子どもを産み育てやすい環境
と移住・定住の促進

重点目標2

暮らしやすい生活環境の形成

重点目標3

産業の振興と雇用の場の創出

基本姿勢(総合戦略)

住みたい、住み続けたい
選ばれるまち石井町の実現

施策分野群の目標

施策分野

基本目標1

互いに支え合う、
人と地域が輝く
まちづくり

1. 健康的な暮らしの推進

●保健 ●医療

2. 高齢者・障がい者福祉の充実

●障がい者福祉
●高齢者福祉・介護

3. 地域の支え合いの推進

●地域福祉
●社会教育・生涯学習
・生涯スポーツ
●地域文化・交流
●青少年健全育成
●人権 ●社会保障

4. 子育て環境と教育の充実

●児童福祉
●幼稚園教育
●義務教育

基本目標2

自然と調和した
安全・安心な
環境都市

1. 安全で快適な生活環境の確保

●土地利用 ●水利用
●道路・交通体系

2. 安心した暮らしの実現

●住宅 ●上水道
●下水道・汚水処理
●墓地・火葬場

3. 安全・安心のまちづくり

●防災・消防 ●防犯
●交通安全

4. 環境に配慮したまちづくり

●環境衛生
●公園緑地

基本目標3

住民と
ともにつくる
協働のまちづくり

1. 地域産業の活力増進

●農業 ●工業
●商業・観光

2. 協働のまちづくりの推進

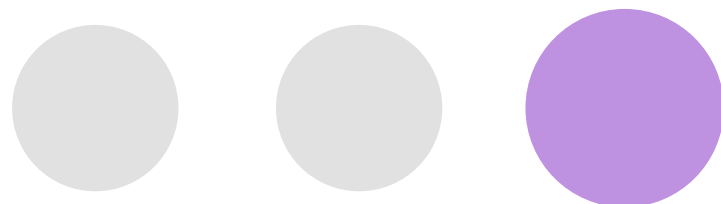
●住民参画
●コミュニティ・ボランティア

3. 健全な行政運営

●行政運営
●財政運営

4. 広域行政の推進

●広域行政



第3部 基本計画

重点目標 1

子どもを産み育てやすい環境と移住・定住の促進

■目標の方向性

- 子どもはまちの未来を創造する担い手であるとともに、地域の宝です。そのことを念頭に置き、本町ならではの充実した子育て環境に磨きをかけ、子どもとその家族、そしてそれを支える地域が輝けるような取組を展開します。
- 本町の優れた子育て支援と、それを取り巻く住環境も含めた情報発信を行うとともに、気軽に相談できる体制づくりにも取り組みます。
- 本町が選ばれるまちであるため、移住希望者や住宅取得希望者の負担や不安の軽減に向けた取組を展開するなど、移住・定住の促進につなげ、本町の恵まれた自然環境での快適な住環境の整備・向上に努めます。

■数値目標

目標項目	基準値		目標値
子育てしやすいまちだと思う人の割合	84.3% (H30)	➡	90% (R6)
転入者－転出者の数	3人 (H30)	➡	127人 (R2～R6の累計)

■主な取組

1. 子育て支援の充実

- 1-1 子育て環境の整備（母子保健対策の推進、子育て支援事業の充実、保育施設の整備）
- 1-2 経済的支援（子育て世帯への経済的支援）
- 1-3 不妊治療への助成（特定不妊治療への助成）

2. 教育の充実

2-1 子どもの教育環境の充実

- 豊かで確かな学力の育成、学びを支える教育環境の整備、健やかな体の育成、特別な支援を要する子どもへの教育体制の充実

2-2 相談体制の充実（不登校・ひきこもり等への対応の充実、いじめ・校内暴力対策の充実）

2-3 特色ある教育の推進（町独自の教育の推進、地域の伝統・歴史等の教育の充実）

3. 移住・定住支援

3-1 住まいの確保

- 既存の住宅ストックによる住まいの確保、町営住宅によるセーフティネットの確保、増加する空き家への対策

3-2 情報発信（移住・定住に関する情報発信と支援の充実）

重点目標2

暮らしやすい生活環境の形成

■目標の方向性

- 利便性の高い道路整備が図れるよう、国、県に要望を行いながら、本町及び近隣自治体との連携を強化して社会資本の整備を推進します。
- 住民の健康寿命の延伸は、まちの活力にとって欠かせないものであるとともに、「若さ」あふれる想いをつないでいくため、積極的な取組を展開します。さらに、地域の持続的な発展を目指した、広域的な取組を推進します。
- 安心・安全の確保を図るとともに、時代に合った地域コミュニティの再構築を行うことで、今後も住みやすいまちづくりに取り組みます。

■数値目標

目標項目	基準値		目標値
「住みやすい」と答えた人の割合	90.9% (R1)	➡	91% (R6)

■主な取組

1. 地域基盤の整備

- 1-1 交通利便性の向上（幹線道路・都市計画道路の整備・充実、地域内道路の整備・充実）
- 1-2 土地利用の明確化（区域区分の見直し）

2. 安心・安全の確保

- 2-1 防災対策の推進（災害に強いまちづくりの推進、災害対応力の向上）
- 2-2 防犯対策の推進（防犯灯のLED化）
- 2-3 保健・医療・福祉の充実

〔健康診査・訪問指導等の推進、予防接種の接種機会拡充、介護予防・介護サービスの充実、認知症高齢者に対する支援、障がい者とその家族への相談体制の充実〕

3. 地域コミュニティの形成

- 3-1 地域活動の運営支援（高齢者の生きがいの創出、ボランティアセンターの充実）
- 3-2 時代に合ったコミュニティの形成

〔自主防災組織、子育てサークル活動の支援、生涯学習の機会・環境の整備、高齢者サロン支援〕

重点目標3

産業の振興と雇用の場の創出

■目標の方向性

- 本町の恵まれた地域資源を活用しながら、若者に的を絞った“しごと”の創出や産業振興を推進することにより、まちの活力のさらなる向上を図ります。
- 付加価値の高い農産物・加工販売物づくりの推進をはじめ、農業就業者に対する手厚い支援を行い、都市部に売り込むことができる「価値」を創り出す若者を育成・応援します。
- 町出身者及び町外在住の人を対象として、挑戦から事業継続に至るまでの総合的な環境整備・起業支援を行うことにより、新産業の創出を促します。本町の産業がより活発なものとなるよう取り組みます。

■数値目標

目標項目	基準値		目標値
町内事業所従業員(民営事業所)	8,459人 (H28)	➡	8,500人 (R6)
経営面積1ha以上の農業経営体数の割合	32% (H27)	➡	35% (R6)

■主な取組

1. 新産業の創出

- 1-1 企業誘致（企業誘致の推進）
- 1-2 創業・起業支援（創業・起業支援の推進）

2. 地域産業力の強化

2-1 農業の振興

優良農地の確保と活用、農業経営の規模拡大、特産品の開発、
「農」を中心とした産業集積の検討

2-2 地域産品の販路拡大（町内企業の販路拡大、農産物の販路拡大）

3. 観光・交流産業の振興

3-1 観光・交流拠点の整備（四銀いいドーム及び都市公園の整備、文化財の保護）

3-2 観光・交流資源の活用・創出

観光資源の活用、
日本遺産「藍のふるさと 阿波～日本中を染め上げた至高の青を訪ねて～」の活用、
スポーツを通じたレクリエーションイベントの開催、
広域連携による取組の推進、ふるさと納税制度を活用した交流の推進

4. 人材の確保・育成

- 4-1 後継者育成（農業従事者の育成、商業後継者の育成）
- 4-2 就労支援（元気高齢者の就労支援、障がい者の就労支援）

持続可能な開発目標への取組

■持続可能な開発目標(SDGs)

○持続可能な開発目標(SDGs)は、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載されている 2030 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴール、169 のターゲットから構成されています。

■本町における SDGs の位置付け

○「太陽と緑の環境都市 いい」を将来ビジョンに掲げる本町において、SDGs の取組は非常に意義のあるものであり、本計画の基本計画を推進するにあたり、以下の 17 のゴールを意識して推進することとします。



施策分野の目標

1 安全で快適な生活環境の確保

SDGs(持続可能な開発目標)の対象目標



1 土地利用

【現状と課題】

- 少子高齢化が進行する中での市街地の拡大は、公共サービスが受けにくい環境となる可能性があります。計画的な市街地拡大によって住みよいまちづくりを推進することが必要です。
- 耕作条件が悪い農地の借り手がおらず、貸し付け希望農家への農地の集積が進みにくい状況です。
- 工業用地について、高川原地区の約25haが都市計画の工業用地であり、土地の使用状況や地権者の意識にもそれぞれ課題を招き、進みにくい要因となっています。
- 自然環境を後世に引き継ぐため、環境パトロールの実施など意識を醸成させる必要があります。

SDGsの理念に基づく以下の17の分野から該当する対象の目標を掲載

※39ページ参照



【取組の方向性】

- 優良農地の確保を図るとともに、農地の集積を推進し、農業生産力の向上や、農業経営の規模拡大・集団化及び新規参入の促進を図ります。

【主な取組】

施策の概要	担当課
秩序ある土地利用の推進	建設課
(1)秩序ある土地利用の推進 ○石井町都市計画マスタープラン等に則した適正な土地利用への誘導を行い、都市機能が集約した利便性の高い都市拠点づくりを推進し、公共交通を軸とした生活スタイルへの誘導を図ります。	
市街地の整備	建設課
(1)市街地の整備 ○JR石井駅周辺の市街化区域を「市街地ゾーン」として位置付け、徳島東部地域の中に拠点を形成するために、都市機能の集積を進め、密集市街地や道路体系の再編整備、身近な公園等の環境整備を促進します。	
区域区分の見直し	建設課
(1)区域区分の見直し ○区域区分設定時から長期間が経過しており、土地利用に変化が生じている箇所があるため、まちの活性化に向けて、様々な視点から区域区分の見直しを検討します。	

施策を推進する担当課

第四次総合
発展計画期
間中の取組
を踏まえた
現状と課題
の整理

本計画に
おける取組
の方向性

計画期間中
に取り組む
施策の概要

農用地の確保

産業経済課
農業委員会

複数課に
わたる
場合は
並列記載

(1) 農用地の確保

- 農用地区域の設定等、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域制度を適正に運用して、計画的な農業上の土地利用を推進するとともに、農地法に基づく農地の転用許可制度を適正に運用することによって、優良農地を確保・保全し無秩序な非農業的土地利用による開発を防止します。
- 地域の実情・自然環境への影響に配慮したうえで、農業生産基盤の整備、耕作放棄地の発生を抑制し、雑草等のクレームがあった農地所有者もしくは耕作者に対し、産業経済課、農業委員会連名による通知の送付、訪問による農地適正管理を依頼します。
- 農地を有効に利用していくため地域の実情・自然環境への影響に配慮したうえで認定農業者等の担い手の確保や農業生産法人への農地利用受託等を推進します。
- 農業経営基盤強化促進法(改正基盤法)に基づき、農地利用集積円滑化事業に取り組みます。
- 農地中間管理事業により、農用地の利用効率化等を促進し、農業の生産力の向上や、農業経営の規模拡大・集団化及び新規参入の促進を図ります。

工業用地の確保

産業経済課

(1) 工業用地の確保

- 企業立地推進法による立地しやすい条件整備の検討を行い、地元雇用の場の創生に取り組みます。また、工業地域の適正配置について調査し、有効的整備について検討します。
- 市街化調整区域については、農地の保全を優先しつつ、都市計画法の開発行為規定に適合する製造業の工場や試験研究施設の誘致等、関係機関と綿密な調整のもと、現行制度の中で可能な範囲において積極的に検討していきます。
- 県等の関係機関と連携し、進出を希望する企業との交渉を随時行います。

自然環境の保全と活用

建設課

(1) 自然環境の保全と活用

- 治山事業については砂防、急傾斜地対策、治水事業については吉野川、飯尾川、渡内川等の堤防保全、河川改修等を国・県に要望します。
- 不法投棄を防ぎ、環境意識の高揚を図ります。

数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
農業経営基盤強化促進法により集積された農地面積	150.1ha	188ha	220ha
新規企業の誘致件数(累計)	0件	1件	2件

計画期間中の
成果指標
を設定

基本目標 1

互いに支え合う、 人と地域が輝くまちづくり

1 健康的な暮らしの推進

- ①保健
- ②医療

2 高齢者・障がい者福祉の充実

- ①障がい者福祉
- ②高齢者福祉・介護

3 地域の支え合いの推進

- ①地域福祉
- ②社会教育・生涯学習・生涯スポーツ
- ③地域文化・交流
- ④青少年健全育成
- ⑤人権
- ⑥社会保障

4 子育て環境と教育の充実

- ①児童福祉
- ②幼稚園教育
- ③義務教育

1 健康的な暮らしの推進

SDGs(持続可能な開発目標)の対象目標



1 保健

【現状と課題】

- 平成 31 年 4 月に子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠期から子育て期を切れ目なく支援する環境が整いました。個別相談や産後ケアなどのサービスを提供していますが、利用者のニーズ等を踏まえ、事業内容を充実させていく必要があります。個別相談ができる環境が整備されたことで、来所した母子に時間をかけて相談指導できるようになりました。
- がん対策保健推進員会では、健康食実習・講演会などを総会時に開催し、がん対策保健推進員の能力向上に取り組みました。また、母子保健推進員会では、総会時に講演会を開催し、母子保健推進員の能力向上に取り組みました。
- CATVや町広報誌等を活用した健康意識の啓発活動に加え、各種団体の会合に出向いて受診勧奨や健康意識の啓発を行いました。
- 特定健康診査受診者に対し糖尿病重症化予防対策を進めることができました。がん検診については受診率の目標を達成できませんでした。
- 特定健康診査結果より、糖尿病腎症重症化予防対象者を抽出し、個別訪問等にて継続的に保健指導を実施しました。引き続き、重症化予防と未受診者対策を重点的に実施する必要があります。
- 新たな感染症が拡大した場合、その被害を最小限に抑えながら、柔軟に対応することで社会・経済を維持することが重要です。疾病への対応と社会の機能の維持に向け、迅速に情報を提供できるよう関係機関との連携を強化する必要があります。
- 平成 29 年度に母子保健分野の健康管理システムを導入し、個人の健診記録や支援状況について一元管理できるようになりました。さらに、マイナンバー制度によりデータの情報連携が推進され、データ内容は拡大しています。セキュリティに配慮し、スムーズに法改正に対応する必要があります。

【取組の方向性】

- すべての住民が心身ともに健やかで、心豊かに生活できるまちであるために、母子、成人、高齢者のライフサイクルを通じた包括的な健康づくり対策を推進し、生活環境のより一層の向上を図ります。
- イベントや広報活動を通して、住民の健康づくり意識を高め、健康づくり運動の充実を図るとともに、健康づくりボランティアの育成に取り組みます。

【主な取組】

施策の概要	担当課
健康づくり活動の積極的な推進	健康増進課
(1)健康づくりのための基盤整備 ○地域住民が、主体的に参加できる保健活動の企画・立案と各種健康づくり活動の拠点となる保健センターの充実を図ります。 (2)健康づくりのための体制の整備 ○地域住民の意見を反映した保健事業の展開を図るため、石井町健康づくり推進協議会等での総合的な連絡調整を行い、保健、医療、福祉、介護部門等の連携強化を目指します。 ○地域に密着した健康づくり活動の推進を図るため、講演会、研修等の実施により、がん対策保健推進員、母子保健推進員の能力の向上を図ります。 (3)健康づくり意識の啓発 ○「自分の健康は自分で守る」という健康づくり意識の啓発のため、イベントや各種広報活動の充実を図るとともに、健康づくり運動の充実・強化を図ります。	
地域保健活動の充実	健康増進課
(1)母子保健活動の充実 ○子育て世代包括支援センターを中心として、切れ目のない支援体制づくりを行います。 ○ライフサイクルに応じた母子保健対策の推進、妊娠中の母体の健康管理や産後の育児不安の軽減・母親の孤立化を防ぎ、虐待予防対策を充実し、子どもの健やかな成長の促進を図るための事業を実施します。 ○母子保健分野における保健、医療、福祉、教育関係者等との連携強化を図ります。 ○健康診査、保健指導、こんにちは赤ちゃん訪問や乳幼児訪問、健康教育の充実、養育医療給付、特定不妊治療費助成等の支援を図ります。 ○きめ細かなサービス提供を図るため、健康管理システムを用いた健康管理体制の構築と継続的な支援を行い、母子保健の向上を図ります。 (2)健康増進事業の充実 ○「健康づくり計画・保健事業等実施計画(データヘルス計画)」に基づき、がん・生活習慣病対策・重症化予防対策の充実を図ります。 ○健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導事業等の充実を図り、保健、医療、福祉の連携のもと、一体化したサービス提供を行います。 ○各種がん検診受診率向上、検診未受診者対策、精密検診未受診者の受診率向上対策等、並びに予防教育の強化を図ります。 ○重症化予防と健康診査の未受診者に対する受診勧奨をはじめとした健康づくり対策を重点的に実施します。 ○保健指導員の確保と人材育成を通して、保健指導の強化を図り、高齢者の疾患の重症化予防対策に取り組めます。	

(3)地域精神保健活動の充実 ○医療機関、精神保健福祉センター、保健所、福祉部門と連携を取りつつ、メンタルヘルス相談や精神障がい者の健康づくり支援、自殺予防啓発活動の推進、講演会等を実施し、地域精神保健活動の充実を図ります。
(4)予防対策の推進 ○A類定期予防接種(四種混合、三種混合、二種混合、不活化ポリオ、麻しん、風しん、日本脳炎、BCG、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症、水痘、B 型肝炎、ロタウイルス)について、接種機会の拡充を図るため、町内医療機関及び広域医療機関にて、年間を通して接種できる体制の維持を図ります。 ○B類定期予防接種(季節性インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌感染症)を実施し、感染予防・健康増進を図ります。 ○法改正により、おたふくかぜ等定期接種の導入にあたっては、接種体制の確保を図ります。 ○結核予防対策について、知識の普及・啓発、検診の実施を通して予防対策の充実を図ります。 ○新規事業の対象者に向けて、リーフレットやホームページを活用し周知広報を行い、実施医療機関と連携することでスムーズに受けられる体制づくりに取り組みます。 ○新たな感染症の発生時には、正確な情報の提供を積極的に行うとともに、感染予防のための周知・広報等を行います。また、国や県などの関係機関と連携することで危機管理の強化を図ります。 ○新たな感染症の予防接種(住民接種等)が開始される場合は、スムーズに導入することができるよう体制を整えます。また、感染症予防、まん延防止のためのマスク・防護服等の備蓄の充実を図ります。
(5)住民健康管理データベースの整備 ○個人情報の保護に十分配慮しつつ、健診データを一元的かつ時系列的に把握し、効果的な保健事業の展開を図ります。 ○母子保健分野の健康管理システム導入により、ライフサイクルに応じたきめ細かなサービス提供ができるよう、事務環境の整備を図ります。

■数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
健康づくりボランティアの人数 (がん対策保健推進員、母子保健推進員)	がん対策保健 推進員 52 人 母子保健 推進員 20 人	がん対策保健 推進員 52 人 母子保健 推進員 20 人	がん対策保健 推進員 52 人 母子保健 推進員 20 人
健康マイレージ事業参加者数	129 人	135 人	140 人
特定健診の受診率※計算式1	39.4%(H30)	増加	増加
胃がん検診の受診率※計算式1	10.7%	増加	増加
肺がん検診の受診率※計算式1	14.8%	増加	増加
大腸がん検診の受診率※計算式1	12.6%	増加	増加
乳がん検診の受診率※計算式2	16.1%	増加	増加
子宮がん検診の受診率※計算式2	27.3%	増加	増加
講演会受講率※計算式3 (がん対策保健推進員、母子保健推進員)	33.3%	45.6%	50%

※計算式1:受診者数/対象者数

※計算式2:(H30 年度受診者数+R1 年度受診者数)/R1 年度対象者数

※計算式3:参加者数/推進員総数



2 医療

【現状と課題】

- 平成27年度から町の防災訓練時に医療救護所開設訓練・救護訓練を実施しました。石井町医師団、徳島県助産師会、名西消防、がん対策保健推進員会、プラチナ保健師の協力を得てトリアージ訓練等を行い、医療救護体制構築のための意識啓発を図りました。関係団体との訓練を実施したことで、災害救護のイメージが持て、連携の必要性や不備な点などが明確になりました。
- 災害時には、医療資材が十分でないため、医薬品等の確保について体制整備が必要です。
- 発災時の住民の受診行動について周知が必要です。
- 病院群輪番制や在宅当番医制により緊急時の医療体制を整備していますが、医療機関のマンパワー不足や閉院等に伴い一医療機関あたりの負担が増加しています。県や医師会と協議しながら体制整備を充実させていく必要があります。

【取組の方向性】

- 高度化・多様化した医療ニーズに対応し、患者の心身の状況に応じた良質な医療を効率的に提供する体制を確保します。
- 住民の健康増進、疾病予防、診断、治療及びリハビリテーションに至る、総合的な保健医療体制の整備を図ります。

【主な取組】

施策の概要	担当課
医療体制の確立	健康増進課
(1)地域体制の確立 ○住民一人ひとりが健康な生活を送り、適切な医療と必要な保健福祉サービスが受けられる社会を目指し、保健、医療、福祉、介護の連携強化に取り組みます。 ○在宅で療養を希望する患者の増加に対応して、かかりつけ医と専門医の間、保健医療機関・福祉関係機関・介護保険関係機関の間等の機能分担を推進し、地域医療体系を確立できるよう連携の強化に取り組みます。	
(2)緊急医療体制の確立 ○それぞれの段階に応じて初期救急、2次救急医療体制、3次救急医療体制の充実を図るとともに、大規模災害等に伴う救急医療に対して、広域的救急体制の活用ができるよう環境整備に取り組みます。 ○県や医師会と協議し、緊急医療体制の充実を図るとともに、持続可能な緊急医療を提供できるよう、各医療機関の負担に配慮した体制整備を推進します。	
(3)災害時保健活動のための環境整備 ○災害時保健活動を想定した医療救護体制の構築と環境整備、医療救護所開設・設置に必要な医療資機材の整備を行います。 ○災害時保健衛生活動マニュアルを随時見直し、更新します。	

2 高齢者・障がい者福祉の充実

SDGs(持続可能な開発目標)の対象目標



1 障がい者福祉

【現状と課題】

- 点字・声の広報を通して、文字による情報入手が困難な障がい者に対し、必要度の高い情報を提供しています。
- 障がい者の意思や能力に応じた仕事を選択することができるように、企業、学校、施設、関係機関・団体等との連携協力による支援体制をより一層充実させることが必要です。
- 成年後見制度利用支援事業の利用・相談件数についてみると、知的障がい者や精神障がい者の利用状況に比べ、身体障がい者の利用件数は少なくなっています。高齢者施策における成年後見制度の利用支援とも連携した権利擁護が必要です。
- 基幹相談支援センターを中心として地域の関係機関との連携強化や相談支援に携わる職員のレベルアップを図るとともに、障がい者の自立に結び付く適切なサービスの利用を支援するため、計画相談支援の研修を行っています。
- 在宅生活中の障がい者の多くは「今のまま生活したい」と考えており、その生活を支えるために、サービス利用者本位の考え方に沿った生活支援体制の整備や福祉サービスの質と量の充実、各種制度やサービスの周知を図ることが必要です。
- 障がい者の親世代の高齢化が進み、体力的にも精神的にも支えられなくなっている状況がみられ、親の高齢化に伴う障がい者の自立が大きな課題となっています。
- ボランティア活動等を通じて障がい者との交流機会の充実とともに、地域の福祉活動を行う団体などとのネットワークづくりが課題となっています。
- 障がい者が地域の中で自立した生活を送り、社会のあらゆる分野に参加を促すため、バリアフリーの考え方のもと、安全で快適に過ごせる福祉のまちづくりを推進します。
- 平時からの要配慮者の情報共有を共有することで、状況を把握することが重要であり、災害時に各種団体への情報提供体制が課題となっています。自立支援協議会では平成30年度に災害時要援護者支援検討委員会を立ち上げ、相談支援専門員と協力して障がい特性に応じた支援について検討しています。
- 自立支援協議会では、支援学校進路指導担当者や子育て・教育担当者等とともに、地域の障がい者を取り巻く様々な課題を検討しています。また、支援学校や相談支援事業所と連携し、卒業後にサービスを円滑に利用できるように協議しています。

【取組の方向性】

- 障がい者が地域でその人らしく自立した生活ができるように、相談支援体制や地域生活支援に関するサービスを充実させ、ニーズに合った適切なサービスの提供を図ります。
- 在宅障がい者に対する日中活動の支援や移動支援などの充実を図ります。
- 学校教育や社会教育の場において、障がい者や障がいに対する理解・啓発を進めます。

【主な取組】

施策の概要	担当課
啓発・広報	福祉生活課
(1)啓発・広報 ○障がいの有無にかかわらず、地域で生活するのがごく当たり前の権利であるという理念（ノーマライゼーション）と、障がい者の行動や社会参加の障壁を取り除こうとする意識（バリアフリー）を広く住民に啓発・広報します。 ○誰もが暮らしやすいまちを目指すために、障がいについて学ぶ機会を提供し、「知ること」から「助け合う」ことができるよう、引き続き啓発活動を行います。 ○外見では援助や配慮を必要としていることがわからない方々が援助を受けやすくなるように「ヘルプマーク」の普及に取り組みます。	
保健・医療の充実	福祉生活課
(1)障がいの早期発見 ○健康相談、家庭児童相談、訪問指導等の各種相談事業と医療機関との連携を強化し、できるだけ早期に障がいを発見し、乳幼児期に必要な指導訓練を行います。 (2)障がいの軽減等 ○行政や事業所と医療機関との連携を強化し、障がい者に対して適切な保健医療サービス、リハビリテーション等を充実させるとともに、障がいの原因となる疾病等の予防・治療に関し、保健・医療サービスを適切に提供します。 ○重度心身障がい者に対する医療費助成など、障がい者が安心して適切な医療を受けることができるよう、制度の周知を図ります。	
雇用・就労の促進	福祉生活課
(1)障がいのある人の雇用機会の拡大 ○障がい者がその適性と能力に応じて可能な限り雇用の場につくことができるよう、各種助成・援護制度についての周知と積極的な活用を図ります。 ○一人ひとりの障がいの程度に応じた就労の場（日中活動の場）を確保できるように施設等との連携強化、支援を図ります。 ○特別支援学校の卒業生や在宅障がい者の実態を把握し、計画的なサービスを提供します。 (2)障がいのある人の職業的自立の促進 ○公共職業安定所、福祉機関、障がい者団体及び教育機関との連携を強化し、情報共有を図るとともに、公共職業安定所が実施する障がい者の特別相談、巡回職業相談等を活用して、就職を希望する障がい者の就労支援を行います。 ○「障害者優先調達推進法」に基づいた障がい者就労施設等からの物品等の調達方針に沿って、物品等の調達に取り組みます。	

	(3)就労の場の整備 ○社会的自立が困難な在宅の障がい者に対し、障がい福祉サービス(就労移行支援)を通じて、社会性や就労への意欲を身に付けて、自立に向けた支援を行います。 ○「就労移行支援」や「就労継続支援」を実施し、就労や生産活動の機会の提供、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を行うなど、支援の充実を図ります。また、職場に定着できない方のために生活面と就労面の一体的な支援に取り組みます。
福祉サービスの充実	福祉生活課
	(1)生活支援体制の充実 ○障がい者の自立生活の基盤となる障害年金等の公的年金制度や特別障害者手当、特別児童扶養手当等の各種手当制度の周知を図ります。 ○サービス利用者本位の考え方に立って、障がい者の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備、福祉サービスの量・質の充実を図ります。 ○障がい者が自分らしく生活できるように、相談支援事業者やサービス提供事業所と連携を取りながら生活をサポートします。また、地域で安心して生活できるよう権利擁護を推進します。 ○民生委員・児童委員等の関係機関との連携を強化し、対象者の早期発見や適切な支援が行えるようにネットワークの構築を推進します。
	(2)在宅福祉サービスの充実 ○障がい者が自立した日常生活を営むことができるよう、居宅介護や重度訪問介護等の支援を行い、重度の障がい者を含めた障がい者の居宅での生活支援のための訪問系サービスの充実に取り組みます。 ○利用者のニーズに対応した日中活動系サービス等の提供を図るため、事業所と連携し、サービスの充実を図ります。
	(3)地域生活支援拠点の設置 ○障がい者の生活を地域全体で支える体制の確立に向けて、関係機関との連携を強化し、地域生活支援拠点の設置を目指します。
	(4)相談体制の整備と情報の収集 ○障がいの種別や年齢を問わず、本人や家族に対する一次的窓口機能、保健・医療・福祉に関するサービス・コーディネートや専門機関への紹介等の機能を備えた総合相談体制の充実を図ります。 ○基幹相談支援センターを中心として、困難事例への対応や相談支援の充実のための研修を行います。
	(5)ボランティアの育成 ○地域住民による様々なボランティア活動や、NPO、民間企業等による活動が、障がい者の自立を支えるための重要な役割を担っていることから、地域の福祉活動参加への支援をはじめ、ボランティアの育成を推進します。 ○町内で活動する障がい者団体等と連携しながら、障がい者の生きがいづくりや福祉の向上を図ります。

生活環境の整備	福祉生活課
(1)障がいのある人にやさしいまちづくり ○「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「移動等円滑化の促進に関する基本方針」等に基づき、安全で快適に過ごせる福祉のまちづくりを進め、環境の整備を図ります。 ○道路や公共施設等のユニバーサルデザイン化を促進し、生活環境の整備を図ります。	
(2)障がいのある人に配慮した住宅の整備等 ○居宅内の手すりの取り付けや段差の解消等の住宅改修の制度を周知し、高齢者福祉施策等と連携し、生活しやすい住宅の整備を支援します。	
(3)要支援者に対する防災対策 ○地域コミュニティの形成、災害時要援護者台帳の充実、民生委員・児童委員、自治会、関係社会福祉施設、各種ボランティア団体等との連携体制づくりを進め、地域ぐるみの災害時要援護者避難支援体制の確保を図ります。 ○発災前から警察、消防等各種団体と要配慮者の情報を共有し、事前に支援体制を整えることにより災害時に迅速かつ適切な支援体制の整備を目指します。	
(4)教育と育成 ○児童一人ひとりの障がいの状態や特性に応じた適正な就学(就園)指導が行えるよう、保護者をはじめ、保健・医療・福祉等の関係機関との連携を強化します。 ○特別支援学校や小中学校特別支援教育担当教員間との実践的な交流や研究会を通じて、教師の専門性を高め、学習指導の充実と向上を進めます。 ○支援が必要な子どもやその保護者が、乳幼児期から学齢期、社会参加に至るまで、地域で切れ目のない支援が受けられる支援体制の整備に向けて、家庭と教育と福祉の連携を推進するトライアングルプロジェクトを推進します。	
(5)スポーツ・レクリエーション・文化活動 ○自己の能力や地域の実態に即し、積極的に健康の保持・増進と体力の向上に資するよう、気軽に参加できる各種行事を開催し、生きがいのある生活を営むための生涯スポーツの導入を図ります。 ○文化の享受にとどまらず、積極的に地域の文化活動に参加できる施策を講じます。 ○障がい者を対象に、互いの理解と親睦を深めるため、障がい種別を超えた交流を検討します。生涯スポーツの導入など、障がい者が生きがいを持てるスポーツ活動の促進を図ります。	

■数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
障がい者就労施設等からの 物品等の調達実績	90,424 円	300,000 円	300,000 円
障がい者相談支援件数 (委託相談支援事業所、基幹相談支援センター)	4,842 件	5,000 件	5,200 件



2 高齢者福祉・介護

【現状と課題】

- 高齢者に対する見守り活動を通じて、地域の中でのつながりが強化されました。また、既存の組織にとらわれずに、地域住民がボランティアで参加できる見守り活動について検討する必要があります。
- 毎年、多くの方が人権啓発講演会や敬老会・金婚者激励会に参加しています。高齢者を敬う心から、すべての人の人権を尊重する意識へとつなげることができました。今後もより多くの方に参加いただけるよう、取組を推進することが大切です。
- 石井町藤クラブは、高齢者人口が増加しているにも関わらず会員数が減少傾向にあります。藤クラブの活性化を通して、地域で誘い合って学習会に参加できる環境を整備する必要があります。
- シルバー人材センターを通して、会員の健康と生きがいづくりに貢献してきました。一方で、臨時的かつ短期的、または簡易な業務を複数の会員が分担して行うため、望む報酬を得られない場合があります。また、定年延長や再雇用等のため、シルバー人材センターに就業する方が少なくなってきています。高齢者の社会参加と地域貢献を促進し、地域の活性化のため、広報を強化し就業者数を維持していく必要があります。
- 大規模商業施設「フジグラン石井」において毎週実施しているいきいき百歳体操は、広報の効果が上がり、住民に浸透しつつあります。このため、実施箇所の大幅な増加に対応するため、いきいき百歳体操のために、各公民館等、一部の公的施設を無料で利用できるようにしました。
- 高齢者の外出に対する移動支援として、自家用車を保有せず、公共交通や他者の力なくしては外出できない高齢者がバス・タクシーを利用する際に、その料金の一部を助成券として補助することで、高齢者の外出を支援し、生活範囲の拡大と社会参加の促進に役立てることができました。
- 介護予防の前段階にあるフレイル等、新たな健康づくりのテーマに取り組みました。引き続き、元気な高齢者に対して、健康意識の向上を図るため、啓発活動を検討する必要があります。
- 認知症初期集中支援チームを設置し、支援が必要な認知症患者を早期に、かつスムーズに介護サービスの利用につなげることができました。
- 判断能力の低下等がみられる高齢者本人の権利を守る成年後見制度利用支援事業において、後見人等を選任し、高齢者の権利を擁護しています。困りごと相談等の事例の中から必要に応じて成年後見制度へつなげ、権利擁護を図ります。

【取組の方向性】

- 高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して生活を送ることができるよう、生きがいづくりと社会参加の促進に取り組みます。
- いきいき百歳体操をきっかけとして、社会参加や生きがいづくりへ発展させることで、本人の介護予防のみならず介護の担い手の育成につなげます。
- 認知症予防を含めた介護予防を推進するため、地域支援事業に取り組むとともに、介護を必要とする高齢者が安心して必要なサービスを利用できる提供体制の確保を図ります。

【主な取組】

施策の概要	担当課
安心して暮らせる体制づくり	長寿社会課
(1)見守りネットワークの整備 ○高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が送れるよう、民生委員・児童委員や警察・消防等、地域との連携を円滑にし、安全・安心なネットワークを構築します。	
(2)福祉意識の啓発 ○高齢者の人権を侵害するような行為や差別が発生することのないよう、人権思想の啓発・普及を図ります。 ○高齢者を含むすべての人の差別意識の解消を目指し、社会啓発の機会の充実を図るとともに、積極的な働きかけを行います。	
(3)学習機会の充実 ○高齢者の価値観が多様化する中、新たな知識や技術を習得し、生きがいや心の豊かさを充足していくために、学習機会の充実を図ります。	
(4)社会参加・就労支援の推進 ○高齢者の外出を支援し、高齢者の生活範囲の拡大と社会参加を促進し、高齢福祉の向上を図ります。 ○高齢者が地域と主体的に関わり、仲間づくりや健康づくり等の社会参加を通じた幅広いコミュニティ活動の活性化を図ります。また、様々なニーズに対応した生涯学習の推進、働く意欲を持つ高齢者の経験と能力を活かした就労の機会を確保するシルバー人材センター活動の充実等により、雇用の場の確保等、高齢者の活躍の場を支援します。	
介護予防・健康づくりの推進	長寿社会課
(1)介護予防の推進 ○要支援・要介護状態に至る前段階から連続的で一貫性のある介護予防事業を推進するとともに、特にニーズの高い認知症予防等について、地域の力も利用した全町的な取組を図ります。 ○高齢者の在宅生活を支えるため、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉法人、協同組合等の多様な事業主体と連携し、生活支援サービスの充実を図ります。	

(2)健康づくりの推進 ○高齢者自らが健康づくりに主体的に取り組むことができるよう、健康教室や健康教育等を通じて、意識づくりや生活習慣予防を進めるとともに、若年期からの生活習慣改善・健康づくり活動を推進します。	
介護サービスの充実	長寿社会課
(1)介護サービスの充実 ○介護ニーズに的確に対応し、地域における安定的な生活を支援するため、介護人材の育成・確保を図ります。 ○一人ひとりに合ったサービスが選択できるよう、各種サービスに関する情報について、町広報誌やホームページ・パンフレット等の発行をはじめ、地域包括支援センター及び町役場等を通じて情報提供に取り組みます。	
認知症高齢者に対する支援	長寿社会課
(1)認知症高齢者に対する支援 ○認知症サポーター養成講座等について効果的な取組を図り、認知症についての正しい知識の普及を推進します。 ○認知症高齢者が尊厳を保ちながら安心して地域で暮らし、家族も安心して社会生活を営めるよう、かかりつけ医や関係医療機関等と連携することにより早期発見・早期対応が可能となる取組を推進します。	
(2)成年後見制度支援 ○認知症が進み判断能力の低下がみられる高齢者の権利を擁護するため、後見人制度の広報や判断能力の低下した方に対する支援を行います。	

■数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
一人暮らし高齢者の見守り者数	747 人	860 人	910 人
高齢者世帯の見守り者数	716 世帯	830 世帯	870 世帯
見守り協定事業者数	10 事業者	11 事業者	12 事業者
藤クラブ大学参加者(中央公民館)	500 人	525 人	550 人
認知症サポーター数	1,472 人	2,000 人	2,500 人

3 地域の支え合いの推進

SDGs(持続可能な開発目標)の対象目標



1 地域福祉

【現状と課題】

- 地域福祉活動の推進、社会福祉事業等の強化、また社会福祉協議会の財政基盤の強化を行いました。地域福祉活動等を行ううえでの、人件費等の増加に対応する必要があります。
- 民生委員・児童委員が受け持っている地区の対象者で支援を求めている高齢者世帯や一人暮らし高齢者等の要望に応えるため、地域包括支援センターや社会福祉協議会等の関係機関と連携するとともに、関係部署及び関係機関と研修を行っています。
- 社会福祉協議会と連携し、町広報誌及びホームページ等を利用して、各種講座や行事の広報、ボランティアについての啓発を行っています。
- 子どもから参加できるボランティア活動の機会を提供できるよう促進していきます。また、長年ボランティア活動を支えている団体の高齢化に伴い、若い世代の参加が課題となっています。

【取組の方向性】

- 住民一人ひとりの地域に対する思いやりや福祉に対する意識を高めるとともに、地域活動、福祉活動への住民の積極的な参画と活動のネットワークを広げ、互いに支え合うことができる地域社会の形成を推進します。
- 社会福祉協議会事業の充実や民生委員・児童委員を窓口に、住民が利用しやすい相談体制の強化を図ります。

【主な取組】

施策の概要	担当課
地域福祉推進体制の整備	福祉生活課
(1)社会福祉協議会活動への支援強化 ○行政の役割分担を明確にしつつ、行政と社会福祉協議会との連携を確立する中で財政面の自立を促し、社会福祉協議会が地域福祉推進の中核として各種福祉事業を主体的に行えるように積極的に支援します。	
(2)民生委員・児童委員活動の充実 ○民生委員・児童委員が各地域での福祉推進の中心として活動できるよう、関係機関との連携のもとに、委員への様々な福祉情報の提供や研修活動の充実を図ります。	
(3)ボランティア活動の支援・育成 ○ボランティアセンター運営事業を今後も継続し、ボランティア活動をより一層推進することにより、「いつでも、どこでも、誰でも」がボランティア活動に参加できる体制の整備を進め、地域における福祉のまちづくりを図ります。 ○ボランティア活動に対する理解促進のための広報や相談支援を実施するとともに、新規ボランティア団体等の立ち上げを支援します。	

■数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
ボランティア連絡協議会加入団体数	64 団体	64 団体	64 団体



2 社会教育・生涯学習・生涯スポーツ

【現状と課題】

- 令和元年度より石井町社会教育計画の周知方法を、それまでの公民館運営協力委員会での説明から、町広報誌への概略版掲載に変更することで、より広く社会教育計画を周知できるようになりました。
- 公民館主催講座については一定の参加者があり、各地域の婦人会や壮年会等の補助金団体が運営に参画するなど、地域の学習機会提供において良好なサイクルを維持しています。
- 老朽化している公民館建物が多く、営繕・修繕等の費用が増大しています。
- 家庭教育学級については、母親の参加が主体的であり、父親の参画意識は低調のまま横ばいです。父親の家庭教育参画が推進できるよう、学校や関係機関・団体等との連携が重要です。
- 学校教育支援にとどまらない社会教育全般についての人材育成・発掘・登録体制の整備ができておらず、情報の収集・提供を充実させる必要があります。
- 生涯スポーツの振興等を目的に、地域住民との交流や親睦を図るための講座やスポーツ教室等を支援しました。参加者は女性の割合が高く、新規参加者が少ない状況がみられます。
- 地域スポーツ振興事業として、指導員による巡回指導を行っています。運動に対し苦手意識を持つ子どもが体を動かすことの楽しさを発見し、スポーツや外遊びに取り組むきっかけをつくることができました。

【取組の方向性】

- 社会教育施設・施設の整備・充実を図りながら、積極的に社会教育を進めます。
- より多くの住民が各種スポーツ・レクリエーション活動を通じて、健康の保持・増進や体力の向上を目指すとともに、スポーツ・レクリエーションを通じた連帯意識の高揚を図り、いきいきと暮らせる社会を目指します。

【主な取組】

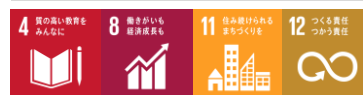
施策の概要	担当課
生涯学習についての啓発の推進	社会教育課
(1)生涯学習についての啓発の推進 ○石井町、教育委員会、公民館等が発信する広報によって生涯学習についての啓発を図るほか、マスメディア、関係機関・団体等と連携しながら、生涯学習についての理念や重要性等について周知し、人々の意識の醸成を図ります。 ○石井町社会教育計画について町広報誌で概略版を掲載します。また、取組の周知や、県教委等から提供される行事ポスター・チラシ等を公民館に配布し、掲示・設置します。	
生涯学習の機会・環境の整備	社会教育課
(1)生涯学習の機会・環境の整備 ○学習機会や場の設定と学習環境の整備・充実をはじめとして、学習者が行う社会教育活動やボランティア活動等への支援、安全管理の確保、危機回避の手立ての習得等効果的な支援策を検討し、生涯学習環境の整備・充実を図ります。 ○中央公民館の家庭教育学級や分館主催の女性学級等を実施し、生涯学習の機会を提供します。 ○地域で生涯学習活動を実施している各種団体へ必要に応じて補助金を交付し、活動を支援します。	
社会教育の施設の整備・充実	社会教育課
(1)社会教育の施設の整備・充実 ○中央公民館については、地域住民の学習意欲の増進を図るとともに、より快適な学習機会の提供を行うため、計画的に各種設備の更新等を行い、利用者にやさしい施設整備を進めます。 ○中央公民館及び各地区分館については、引き続き、地域の生涯学習活動の場として適切に維持・管理を行います。	
家庭教育の支援	社会教育課 学校教育課 子育て支援課
(1)学習機会の提供と父親の家庭教育参画の促進 ○男女共同参画社会の構築と父親の家庭教育参画の促進に関する住民の意識醸成を図るとともに、学校や関係機関・団体等と連携し、家庭教育に父親が参画しやすくなるための方策を進めます。 ○中央公民館主催講座として家庭教育学級を開催し、家庭教育全般の学習機会を設けます。 (2)相談窓口の開設と学習情報の発信 ○家庭教育に関して、誰でも、いつでも、気軽に相談できる相談窓口の開設を図ります。また、相談窓口の広報を行う機関を設置し、家庭教育に関する学習情報の収集・提供を積極的に進めます。	

(3)働く保護者等への支援 ○幼稚園の預かり保育の充実、学童保育、放課後子ども教室推進事業を拡充し、働く保護者への支援を一層進めます。 ○学童保育事業の利用希望者の増加に対応するため、施設の計画的な整備・維持管理を行うとともに、将来にわたって安定的なサービスを提供できるよう取り組みます。 (4)PTA や子育て団体等への支援 ○「家庭教育を町全体で支える」を基本目標として、家庭教育の重要性を認識しつつ、子ども、保護者、地域等の実態を踏まえ、将来を見据えながら子育て支援NPO等と連携し、計画的に家庭教育支援に取り組みます。	
青少年教育の推進	社会教育課
(1)青少年教育の推進 ○「青少年育成センター」を中心として学校、家庭、地域、各種関係機関等との連携を強め、地域ぐるみで青少年教育を進めます。 ○地域での見守り活動の充実や地域を越えた情報の共有等、地域ぐるみで実施する非行防止活動並びに青少年健全育成活動をさらに推進します。	
地域リーダーの養成	社会教育課
(1)地域リーダーの養成 ○各種団体、学校、地域、社会福祉協議会、企業等と連携して、地域における自主的な活動に対して指導・助言できるリーダーの養成を図ります。 ○生涯学習指導者・ボランティアを育成し、積極的に活用する体制づくりを推進します。 ○町内において様々な分野で活躍している人材や貴重な技術・経験を有する人材の発掘及び登録を推進していきます。	
スポーツ・レクリエーション施設の充実	社会教育課
(1)利用者目線の利便性の向上 ○学校教育施設等の利用時間帯の検討や本町及び近隣市町村の施設・イベント情報の広報の充実を図り、利用者にとって利便性の高い施設運営を行います。 (2)スポーツ・レクリエーション施設等の更新・改修 ○施設の老朽化や利用状況を踏まえ、社会体育施設の統廃合や改修・建替えの検討、スポーツ用具等の更新・改修を行います。	
スポーツ・レクリエーション活動の活発化	社会教育課
(1)スポーツ・レクリエーション活動の促進 ○幅広い世代の住民が参加でき、誰もが気軽に楽しむことができる新たなスポーツ・レクリエーション種目の導入の検討を進め、スポーツ・レクリエーション活動の促進を図ります。 (2)指導者育成の促進 ○各種スポーツ指導者養成講座等を積極的に利用し、優秀なリーダー養成を推進します。 ○徳島県スポーツ協会等の実施講座への参加勧奨のため、広報活動を行います。	

(3)スポーツ・レクリエーション団体の育成・支援 ○各年齢層が志向するスポーツ・レクリエーション団体の育成・支援に取り組みます。 ○スポーツ・レクリエーション団体を統括する町スポーツ協会の組織の強化を図ります。
(4)スポーツ・レクリエーションイベントの開催 ○前山公園の各体育施設をはじめ、町内の既存施設を利用することで、誰もが楽しく参加できるイベント、健康・体力づくりイベント、各種スポーツ・レクリエーション団体活動の成果を発表するためのイベント等を支援し、定着を図ります。
(5)総合型地域スポーツクラブの育成 ○石井町における体育・スポーツの健全な普及・発展を図り、子どもから高齢者、障がいの有無等に関わらず、誰もが、いつでも、いつまでも、個々の能力や欲求等に合わせてスポーツを生涯楽しむことができるような環境づくりを目指します。
(6)いしいドームの活用推進 ○快適に使用できる環境を維持するため、計画的に施設整備を行い、体の健康づくり講座のさらなる充実等、健康増進の発信基地として町内外にアピールします。 ○利用者が、安全に施設を利用できるよう、利用者の視点に立った施設管理を行い、利用者へのサービス向上を図ります。

■数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
各公民館での教室・講座等の参加者数	647 人	700 人	750 人
各公民館での教室・講座等の開催数	63 回	65 回	65 回
図書室利用者数	14,631 人	17,000 人	18,000 人
図書貸出冊数	59,006 冊	64,000 冊	70,200 冊
いしいスポーツクラブ会員数	285 人	300 人	400 人
各種スポーツの指導者数	66 人	80 人	100 人
スポーツ教室・大会参加者数	13,861 人	15,100 人	15,500 人
いしいドーム利用者延人数	169,548 人	191,000 人	200,000 人
社会体育施設(いしいドーム以外)の利用者延人数	20,926 人	23,600 人	26,000 人



3 地域文化・交流

【現状と課題】

- 伝統芸能を継承するためには後継者の育成が不可欠であるため、今後も活動が維持されるよう支援を行うことが必要です。
- 藍屋敷である田中家住宅・武知家住宅は令和元年度に認定された日本遺産の構成要素にもなっているため、所有者との良好な協力関係を維持し、保存とともに活用にも注力する必要があります。
- 国際化社会において、諸外国の人々との交流を通し相互理解を図るため、今後も交流活動の支援を継続して行うことが必要です。

【取組の方向性】

- 各地域活動団体と連携し、より良い支援方法を模索しながら、地域コミュニティの活性化を図ります。

【主な取組】

施策の概要	担当課
地域文化の振興	社会教育課
(1)文化財愛護思想の普及と啓発	
○文化財を活用した各種行事の開催等を通して、住民の文化財への理解を深め、文化財愛護思想の普及と啓発に取り組みます。	
○石井町文化財ウォーキングを開催し、実際に文化財に触れる機会を提供します。	
(2)伝統芸能の継承	
○「高川原勇獅子」をはじめ、各地域の伝統芸能を生涯学習と連動させながら継承活動を促進し、後継者の育成を図りやすい環境支援を行います。	
○未指定の伝統芸能にも利用可能な補助金等の情報を提供し、継承活動を支援します。	
(3)文化財の保護と活用	
○文化財は限りのある貴重な財産であるとの認識に立ち、次世代への継承を図るため、遺跡・建造物等の整備や修理を推進します。	
○阿波国分尼寺跡の保存・活用については、史跡にふさわしい整備を進めます。	
○阿波国分尼寺跡の遺構表示整備や田中家住宅・武知家住宅の維持管理・修復について、所有者と密に連携し補助金等の必要な措置を行います。	

交流	学校教育課 社会教育課
(1)多様な交流活動の展開 ○芸術・文化団体、NPO等とのネットワーク化を図り、相互の情報交換を積極的に推進するとともに、世代間の交流の場づくりを図り、相互の理解を促進します。	
(2)国際交流の推進 ○語学や国際的な知識の習得のための教育の充実に取り組みます。 ○各種技能や農業技術等を通した国際交流の推進を図ります。	

■数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
文化財を活用した各種行事への参加者延人数	108 人	120 人	140 人



4 青少年健全育成

【現状と課題】

- 青少年健全育成石井町民会議において、町内小中学校、各地区青少年健全育成団体、名西郡青少年育成センターと児童・生徒の問題行動・非行等について情報共有を行っています。
- いじめは、児童生徒の健全な成長を阻害する要因となるだけでなく、被害を受けた児童・生徒が心身ともに傷つき、その後の人生にも影響を及ぼしかねない重要な問題です。本町では平成30年3月に石井町いじめ防止条例を制定し、いじめ防止対策の充実を図りました。
- 学校による不登校児童・生徒への家庭訪問を実施するとともに、スクールカウンセラーの配置やスクールソーシャルワーカーの活用により相談体制を強化しています。また、適応指導教室「わかば学級」を運営し、電話相談や来所相談、臨床心理士による教育相談等を実施しています。
- 青年団の活動が活発化しており、地域活性化のための様々な新企画等を立案・運営しています。引き続き地域を担う青少年層の地域活動への関心を高め、積極的な参加を推進する機会をつくる必要があります。

【取組の方向性】

- 学校、家庭、地域、各種関係機関等との緊密な連携を保ち、地域ぐるみで青少年健全育成活動や、いじめ防止の取組等を推進します。
- 関連諸機関で連携して児童・生徒の安全対策にあたっています。今後も学校、家庭、地域、各種関係機関等との緊密な連携を保ち、児童・生徒の安全を守ります。

【主な取組】

施策の概要	担当課
社会的不適応への対策	学校教育課 社会教育課
(1)少年非行対策の推進	
○少年非行防止のため、非行防止教室、薬物乱用防止教室等の開催のほか、地域の人々と連携し、多様な活動の機会や場づくりのための施策を推進します。	
○相談機関において相談しやすい環境を整備し、問題行動を起こした少年等の保護者や様々な悩みを持つ少年に対して適切な助言・支援を行います。	
(2)補導活動の充実	
○家庭、学校、地域社会の協力を得つつ、関係機関が連携して行う街頭補導をさらに強化します。	
○名西郡青少年育成センターによる薄暮補導や夜間補導などに加え、町内小中学校の長期休暇期間には町内小中学校・各地区青少年健全育成団体が連携して補導します。	

(3)関係者の連携したサポート体制の充実 ○関係機関等が横断的・縦断的に少年等に関する情報を共有し、連携して対応する仕組みを構築します。 ○個々の少年等の問題性に応じて関係機関等が支援のためのチーム(サポートチーム)を形成する取組の一層の推進や、「校外補導連絡協議会」、「青少年補導センター」、「青少年育成センター」等の既存の組織の活性化を図ります。 ○青少年健全育成石井町民会議を実施し、町内小中学校、各地区青少年健全育成団体、名西郡青少年育成センターと情報共有を図ります。
(4)立ち直り支援の推進 ○問題行動を起こした少年が地域社会で立ち直り、再び非行を犯すことのないよう、多様な活動の機会や場所づくり等、関係機関、学校、民間協力者、地域の人々等が連携しつつ多様な立ち直りの支援を行う取組を推進します。
(5)いじめ・校内暴力対策の充実 ○学校において、「楽しい学校生活にするためのアンケート」により、児童・生徒の学校生活における人間関係やいじめにつながる行為等を調査することにより、いじめはどんなことがあってもしてはならないという意識をはぐくみます。 ○平成30年3月に制定した、石井町いじめ防止条例に基づき、いじめ防止対策の充実を図ります。
(6)不登校・ひきこもり等への対策の充実 ○不登校・ひきこもり、摂食障害、性の逸脱行為等の問題に対応するため、相談事業の充実を図ります。 ○専門機関と連携し、問題の早期発見や個別ニーズへの適切な対応の充実を図ります。 ○不登校の早期対応と、ひきこもりがちな青少年やその家庭への支援等をはじめとする地域ぐるみによるきめ細かな対応を行うため、学校復帰の支援のための地域ネットワークの整備を推進します。 ○学校において、担任教員等による家庭訪問等を実施します。また、適応指導教室「わかば学級」において、不登校児童・生徒を支援します。

地域社会を支えるまちづくり	社会教育課
(1)地域社会意識をはぐくむ活動の推進 ○青少年を含む地域の人々の相互間の関心、連帯感をはぐくむため、住民の主体的な参加による、マスタープランの策定や小学校区ごとのまちづくり、住民の生涯学習をまちづくりに活かす活動等、地域社会意識をはぐくむような活動を推進していきます。 ○地域社会意識をはぐくむ活動に大人とともに青少年も参加する機会づくりに取り組みます。 ○青年団に補助金を交付し、青年主体の地域活動を支援します。 ○成人式を主催し、新成人に成年としての自覚を促します。	
(2)犯罪等の被害に遭いにくいまちづくりの推進 ○通学路やその周辺の民家、商店等の協力による青少年の緊急避難場所の確保等、地域住民が主体となって行う地域安全活動をさらに充実させます。 ○不審者情報等を関連諸機関で共有し、児童・生徒の安全を守ります。	
(3)未成年に対する酒類・たばこ販売等の防止活動の推進 ○未成年者が酒類やたばこを容易に入手できるような環境をなくすために働きかけを強化します。	
消費者教育の推進	社会教育課
(1)消費者教育の推進 ○青少年が消費者トラブルに巻き込まれることを防止するため、青少年には消費者教育教材、悪徳商法を紹介したビデオ、パンフレット等により、また、学校へは情報提供を行い、青少年に対する消費者教育の充実を図ります。	

■数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
いじめ認知件数(小学校・中学校)	20 件	10 件	0 件
不登校児童・生徒数(小学校・中学校)	12 人	5 人	0 人
街頭補導実施回数	14 回	14 回	14 回
非行防止教室等の開催数	9 回	14 回	14 回



5 人権

【現状と課題】

○これまで実施していた、住民や団体職員対象の人権研修「えがお」について、参加者や内容が固定化していたため、平成 29 年から開催回数やフィールドワーク等を取り入れるなど、内容を工夫し、人権研修「みらい」と名称を変更しました。これにより、参加者の固定化が解消され、参加者数も増加しました。

【取組の方向性】

○人権研修等への参加者の固定化を防ぐため、研修内容がマンネリ化しないよう、様々な人権課題に取り組めます。

【主な取組】

施策の概要	担当課
あらゆる差別のないまちづくりの推進	社会教育課
(1)石井町における人権教育・啓発推進体制の確立 ○石井町人権施策推進審議会の活動の活性化及び、石井町人権教育啓発センターの充実を図ることで、人権教育・啓発を一層進めます。	
(2)指導者の養成 ○行政職員、教員、地域、職場、民間団体のリーダーや人権担当者等を対象にした研修を進め、地域やそれぞれの場における人権教育・啓発指導者の養成を図ります。	
(3)人権教育・啓発の推進 ○学校、地域の実態を踏まえつつ、あらゆる機会と場を通じて、人権に関する学習を展開し、人権教育・啓発を推進します。 ○石井町、教育委員会、石井町人権教育啓発センター、石井町中央公民館及び各分館等において、人権啓発を図るための情報提供等、広報活動を進めます。 ○石井町総ぐるみ人権啓発研修大会の充実を図るほか、そこで人権作文の顕彰を行うなど、町行事を活用して人権教育・啓発を推進します。	
相談体制の整備・充実	社会教育課
(1)相談体制の整備・充実 ○人権擁護委員と連携して、石井町人権教育啓発センター、石井町中央公民館で実施している人権相談の一層の充実を図ります。	

個別人権課題解決に向けての取組推進	社会教育課
(1) 個別人権課題解決に向けての取組推進 ○ 石井町男女共同参画社会推進計画を進め、男女共同参画社会の実現を目指します。 ○ 個別人権課題解決に向けての取組をより一層進めます。 ○ 同和問題・障がい者や高齢者等をはじめとする個別人権課題の解決に向けて、研修等を実施します。 ○ 新たな感染症等に罹患した方やその家族、医療従事者等に対する人権の配慮について、啓発に取り組みます。	

■ 数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
各種人権研修参加者数	761 人	800 人	850 人
町内小中学校における人権研修参加者数	2,874 人	3,000 人	3,100 人



6 社会保障

【現状と課題】

- 国民年金制度については、毎年継続して町広報誌・新聞掲載による、周知活動を行っています。来庁された方への窓口での資料提供等と併せて周知を行うなど、よりわかりやすい周知方法を検討する必要があります。
- 国民健康保険税の徴収については、催告業務を強化しており、法令に基づいた滞納処分を実施し、適正に納税をしている方との公平性確保に取り組んでいます。また、令和元年度から24時間利用できるインターネットを使用したクレジット納付も開始し、納付方法の拡充を図っています。
- 生活保護費支給の際、ハローワークによる出張相談を行っています。また、東部保健福祉局のケースワーカー及び石井町社会福祉協議会等の関係機関と連携した生活相談や指導を行っています。
- 生活保護受給者の自立を促し、ハローワーク等と連携して就職へつなげることは容易ではなく、社会に適応する能力を訓練する必要があります。また、病気や高齢のため職に就くこと自体が不可能な受給者がほとんどです。
- 生活保護制度の相談窓口において、低所得者に対し必要に応じて東部保健福祉局へ申請依頼を行っています。また、生活保護制度の利用対象とならない方に対しては、石井町社会福祉協議会及び各関係部署と連携し税金相談、介護保険相談、障がい関係相談等を行っています。
- 生活保護から脱却した方が再び生活保護に頼ることのないよう、石井町社会福祉協議会と連携を取りながら継続した支援を行う必要があります。

【取組の方向性】

- 年金制度に対する周知徹底を継続して行い、加入促進及び適切な納付の向上を図ります。
- 生活困窮者や低所得者への支援を行い、経済的・社会的に自立できるよう支援体制の充実を図ります。

【主な取組】

施策の概要	担当課
国民年金制度の周知徹底	住民課
(1)国民年金制度の周知徹底 ○広報等を通して国民年金制度の周知徹底を図り、加入促進を図ります。また、納付が困難な方には、保険料免除制度を紹介し、未納者の減少を図ります。 ○口座振替の促進や徴収体制を充実させ、分割納付、滞納整理を行い、納付率向上を図ります。 ○保険証更新・収納時にパンフレット、リーフレット、町広報誌等を活用し、保険制度の周知を徹底します。	

国民健康保険制度の適正な運営		住民課 税務課
(1) 保険制度の健全化 ○ 納税催告の強化及び滞納整理をより一層推進することにより、徴収率向上による保険制度の健全化を図ります。 ○ 被保険者へ適正かつ効果的なサービスが提供できるように国民健康保険の仕組みや意義について住民理解を促進するため、保険証更新・収納時にパンフレット、リーフレットを配布するとともに、町広報誌等に掲載し、周知徹底に取り組みます。		
保健予防事業の充実		健康増進課
(1) 保健予防事業の充実 ○ 特定健診の未受診者への受診勧奨等を行い、受診率の向上を図ることにより、生活習慣病の改善を図るとともに、健診結果に基づき、疾病の早期発見と早期治療を行うことで重症化予防と症状の治癒、緩和につなげます。		
低所得者の生活の安定		福祉生活課
(1) 低所得者の相談・指導の充実 ○ 低所得者の自立を促進するため、生活、就職、保健、療養等に関する相談・指導体制の充実を図ります。 ○ 民生委員の協力を得ながら、訪問相談・指導の充実、各種貸付金制度の有効活用を図ります。		
(2) 法定援護の適切な運用 ○ 生活保護制度の適正な実施を図るため、民生委員及び関係機関等との連携・協力体制の強化を図りながら実態の的確な把握を行い、一人ひとりの所得状況に応じて医療費、教育費、税等、各種負担の減免や援助等を行います。 ○ 生活保護制度の担当機関である東部保健福祉局に正しい情報提供ができるよう各関係機関と連携し、実態把握を図ります。また、生活保護制度が利用できない低所得者に対して、各関係部署と連携し、援助体制の強化に取り組みます。		
(3) 自立更生への援助 ○ 公共職業安定所等の協力による就労の斡旋等、経済的な自立・自助を促進します。		

■ 数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
特定健診の受診率【再掲】※P46より	39.4% (H30)	増加	増加
生活困窮相談件数	18 件	20 件	22 件

4 子育て環境と教育の充実

SDGs(持続可能な開発目標)の対象目標



1 児童福祉

【現状と課題】

- 老朽化していた高原幼稚園と高原保育所を、石井西幼保連携施設(高原幼稚園・高原保育所)として整備しました。石井保育所は閉所となり、石井幼稚園は単独で建替えました。
- 南海トラフ巨大地震を踏まえ、保育所等では毎月避難訓練を行い、防災意識を高めています。
- さくら認定こども園、こどもねっといいいでは地域子育て支援拠点事業等を、公立保育所では開放保育を実施し、それぞれ子育て支援を行っています。
- 子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、保育所等に求められる機能や役割が多様化しています。そのため、保育の資質・専門性の向上を目指し、子育て支援の中核となるように、各施設において様々な研修に取り組んでいます。
- 私立保育所等に関しては保育所等処遇改善におけるキャリアパス研修に参加しており、専門性を高めています。
- さくら認定こども園、気延のもりの保育園が開園したことにより、入所児童数の拡大を図りました。また、すべての保育所等で延長保育を実施するなど、子育て支援の充実に取り組んでいます。年度途中における保育士確保に課題がみられます。
- 石井学童保育所、高原学童保育所等施設整備を行いました。また、平成 29 年度より学童保育事業を石井町社会福祉協議会に委託し、各学童クラブの事務負担を軽減し、利用料・開設時間・職員の処遇などを統一し、一層のサービスの充実を図っています。
- 平成30年9月から、全国より先行して多子世帯に係る保育料助成の拡大を行い、保護者の経済的負担の軽減に取り組んでいます。
- 子どもはぐくみ医療費助成事業について、令和2年度より対象年齢を中学3年生修了から満18歳到達後の最初の3月31日までに拡大し、医療費を助成することで子育て支援を充実させました。
- ショートステイ事業、トワイライトステイ事業などを活用されている家庭もありますが、3 歳児以上について、施設の利用者が多く希望どおり利用できないことがあります。
- ファミリー・サポート・センターでは、保育所等、幼稚園の送迎等を行っています。病児病後児保育をはじめ、子育てと仕事を両立しやすい環境づくりを推進してきました。また、働き方の見直し、ワークライフバランスの実現に向けて啓発等を行っています。
- 児童福祉法改正に伴い要保護児童対策地域協議会実務者会議を開催し、支援機関との連携を強化し、要支援、要保護家庭の支援や児童虐待防止に取り組んでいます。引き続き連携を強化し、子どもの最善の利益を追求していきます。

【取組の方向性】

- 公立私立ともに、保育事業連合会等が行っている研修等に参加し、子どもの発達にふさわしい幼児期の教育・保育を提供します。
- 「子ども・子育て支援法」に基づき、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、子育て支援に取り組みます。
- 子育て世帯にとって保育施設が地域に開かれた場所として機能するよう、アプリ、インスタグラム等のSNS、ホームページ等を活用して、広報の充実に取り組みます。
- 石井町子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援に関する総合的な取組や、相談体制の充実など、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる支援の充実に取り組みます。
- ひとり親家庭の自立支援など、それぞれの状況・ニーズに応じた「相談・情報提供の充実」「就業支援」「子育てをはじめとした生活面への支援」「経済的支援」等の充実を図り、すべての子育て家庭が安定した生活を営みながら、安心して子どもを育てられる環境づくりを目指します。

【主な取組】

施策の概要		担当課
保育施設の整備		子育て支援課
(1) 保育施設の整備 ○子どもへの望ましい教育・支援のあり方を見据え、幼稚園と保育所が連携する施設の整備を目指します。 ○老朽化している施設について、安全で適切な教育・保育環境を提供できるよう検討を進めます。		
子育て支援の充実		子育て支援課
(1) 保育内容の充実 ○保育所では、保育指針において規定される保育内容に係る基本原則に関する事項を踏まえ、町内の幼稚園、認定こども園での保育・教育の整合性を図り、各保育所の実情に応じて創意工夫を図り、保育所の機能及び質の向上に取り組みます。 ○子育て家庭に対する支援の必要性が高まっており、多様化する保育ニーズに応じた保育や様々な社会資源との連携や協働を強めていくことが求められています。		
(2) 保育サービス等の充実 ○待機児童の解消のため、保育所での受け入れ体制を充実、整備するとともに、低年齢児童の受け入れや、一時保育・病児病後児保育・延長保育の拡充、休日保育の検討等、保育サービスの拡充に取り組みます。 ○核家族化、共働き等、子育ての協力が得られない家庭の増加などの実態を踏まえ、第2期石井町子ども・子育て支援事業計画で保育サービスの充実に取り組みます。		

(3)子育て支援サービスの充実 ○子どもの健やかな成長の視点から、保護者が安心して子どもを預けることのできる環境づくりに取り組みます。 ○一時保育、病児病後児保育の実施のほか、地域子育て支援拠点事業による相談支援体制の充実等、石井町子ども・子育て支援事業計画に掲げる子育て支援サービスの充実に取り組みます。	
(4)経済的支援 ○子どもを安心して産み育てるためには、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ることが重要であることから、子育て応援祝金、児童手当、子どもはぐくみ医療費の助成、保育所保育料の軽減等の経済的支援を行うとともに、制度が十分に活用されるよう、制度の周知に取り組みます。	
子育て環境の整備	子育て支援課
(1)地域での子育て支援体制 ○児童委員、主任児童委員等の活動の充実や、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携により、子育て支援体制を充実します。 ○子育てサークルの活動支援を行うとともに、ボランティア活動や住民の自主的な活動の育成・支援により、地域ぐるみで子育てを考え、サポートできるような取組を進めます。	
(2)子育てと両立しやすい就労環境の整備促進 ○各種子育て支援サービスの充実と活用により、仕事と子育てを両立しやすい環境を整えとともに、育児休業制度の活用をはじめとして、働き方の見直しや支援のあり方等、子育てと両立しやすい就労環境の整備について、企業への意識啓発に取り組みます。	
子どもの生活環境整備	子育て支援課
(1)健やかな成育環境 ○子どもの頃から、福祉に関心を持ち、自らで考え、行動できる力を養い、思春期保健の充実、食育の推進を図ります。 ○すべての子どもの人格が尊重され、のびのびと成長できるような環境づくりと相談援助体制を確立するとともに、児童虐待防止ネットワークとの連携により、児童虐待の防止に取り組みます。	
(2)教育の充実 ○子ども一人ひとりの個性を大切に、自ら考え、行動する力を身に付けられるよう、きめ細かな教育の充実に取り組みます。 ○地域に開かれた保育所・認定こども園・幼稚園・学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしながら、ともに子どもを健やかにはぐくんでいけるよう、連携・協力を図ります。	
(3)子育てと子どもにやさしい生活環境の整備 ○地域のあらゆる社会資源や人材を活用して、地域全体で子どもが健全に成長できる社会環境を整備するとともに、豊かな自然環境を活かしながら、道路や公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインによる住環境、生活環境の整備をさらに進め、子育てと子どもにとってやさしいまちづくりを進めます。	

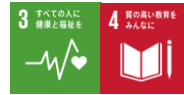
ひとり親家庭に対する支援	子育て支援課
(1)子どもが健やかに育つ環境づくり ○ひとり親家庭等に対する相談支援体制を充実させ、保護者の精神的負担を軽減するなど、子育て支援を充実させます。 ○支援が必要なひとり親家庭の相談窓口となり、母子・父子自立支援員や家庭相談員と連携し、必要な情報の提供を行うことで、保護者の精神的負担の軽減と子どもの健やかな成長を支援します。 ○離婚前後の相談時、必要に応じ法テラスの紹介も行っています。 ○配偶者等からの暴力(DV)に関する相談や女性のための各種相談にも応じています。	
(2)生活面への支援 ○ひとり親家庭が就労による生活を目指せるよう、保育サービスの充実や生活支援に関する福祉サービスの充実等を図ることにより、子育て負担を軽減し、子育てと仕事等の両立ができるよう支援します。	
(3)就業支援 ○ひとり親家庭の経済的自立を支援し、養育している児童の福祉増進のため、必要に応じ、母子父子寡婦福祉資金貸付制度等について周知します。	
(4)経済的支援 ○児童扶養手当等の制度について周知を行い、制度の活用により、ひとり親家庭等の経済的安定を図り、自立を促進します。	

■数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
子育てしやすいまちだと思う人の割合※計算式4	84.3%	90%	92%
子育ての経済的負担が図られていないと思う割合※計算式5	6%	5%	4%
保育所入所待機児童数	1人	0人	0人

※計算式4: (「石井町は子育てしやすいまちだと思う」+「どちらかというと思う」と回答した世帯)/小学校6年生以下の子どもがいる世帯

※計算式5: 「子育ての経済的負担が図られたと感じたか」に対し「そうは思わない」と回答した者/石井町子育て応援祝い金に関するアンケート調査回答者



2 幼稚園教育

【現状と課題】

- 町立幼稚園5園のうち、耐震化工事は済んでいるものの老朽化した幼稚園舎の建て替えの実施が課題であり、改築場所の選定や、園舎規模等についての検討が必要です。
- 幼稚園教育要領を軸とした教育課程を実施し、幼児の健やかな成長を促す幼稚園教育を推進しています。
- 幼稚園においては、幼児が主体的な遊びを通して直接的・具体的な体験をし、保護者や友達との協働的な関わりの中で、心情・意欲・態度をはぐくみ、小学校以降の資質能力の基礎を身に付け、生涯にわたる生きる力の基礎をはぐくむための教育を行っています。また、幼児一人ひとりの発達課題に応じた指導を通して、健やかな成長を促していくことが重要であり、今後の幼児教育の課題となっています。
- 各種行事を通して、地域や家庭との連携を図るとともに、スポーツ指導員による巡回指導を行い、園児の体力向上を図っています。また、外国語指導助手(ALT)による「いい英語大好き事業」により、将来の英語力の基礎を培っています。
- 社会の急速な変化を背景に、家庭や地域の教育力が今まで以上に必要となっており、子どもの健やかな成長のためには、幼稚園・家庭・地域が教育に関する理解を一層深め、相互に連携し取り組む必要があります。
- 平成 31 年度から特別支援連携協議会より希望する保護者に石井町連携ファイルを配布しています。成長記録を作成することで支援が必要となった際にファイルを活用し、幼稚園やその他各機関と連携し支援に役立てています。
- 保育料無償化にあたって、給食費の軽減については国の施策を上回る町独自の軽減措置を行っています。
- 幼稚園では、家庭や地域の実情を踏まえ、ニーズに応じた預かり保育の充実に取り組んでいます。

【取組の方向性】

- 石井町、石井町教育委員会、保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校、家庭、地域、関係機関、関係団体等が連携し、一体となって教育環境・内容等の向上・充実に取り組みます。

【主な取組】

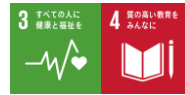
施策の概要	担当課
教育環境の整備・充実	学校教育課
(1)教育環境の整備・充実 ○良好な教育環境を整えるため、計画的な施設改善を行います。 ○学校 ICT 環境の基盤構築を図ります。	
教育課程の構成と指導力の向上	学校教育課
(1)教育課程の構成と指導力の向上 ○「教育基本法」、「幼稚園教育要領」等を基本に据え、地域や幼児の実態を踏まえた教育課程の編成に取り組みます。 ○研修体制の整備を進めるとともに、園内研修、教育委員会主導の研修、異校種間合同研修等を充実させ、就学前教育を推進する教員の資質・能力の向上を図ります。 ○外国語指導助手(ALT)による就学前児童に対する英語指導を行います。 ○充実した幼稚園教育を実施するため、教職員の資質向上及び専門性の向上を目指した研修を行います。	
幼稚園と家庭、地域等の連携による教育の推進	学校教育課
(1)幼稚園と家庭、地域等の連携による教育の推進 ○基本的な生活習慣の「育成」「食育」「体力の向上」について、幼稚園が中核となり、家庭や地域との連携を図り、一体となって教育を進めます。 ○「基本的な生活習慣の育成」については、家庭との連携により、「早寝早起き朝ごはん」運動、「石井町の3つのしつけ」運動等を進めながら、就学前教育の重点目標に掲げ、定着を図ります。 ○食育については、各幼稚園において給食を実施し、給食時間において食育を進めるとともに、食育年間計画に基づいた一貫性・継続性のある食育指導を進めます。 ○体力の向上については、食育とともにその重要性についての啓発を進めます。「石井町体育指導員制度」を活用するなど、より効果的な体力向上支援を計画し、実践します。	
特別支援教育の推進	学校教育課
(1)特別支援教育の推進 ○幼稚園内に特別支援教育コーディネーターを中心とした組織をつくり、幼児一人ひとりに対応した、きめ細かい支援を進めます。 ○専門機関との連携を強化し、より適切な支援策を計画し、実践します。 ○異校種間連携により、特別支援を要する幼児の支援を計画的・系統的・継続的に進めます。 ○特別支援教育のための特別支援教育支援員の確保に取り組みます。	

子育て支援事業の充実	学校教育課
(1) 子育て支援事業の充実 ○降園後や土曜日、また長期休業期間や入園前・卒園後の期間において、保育の必要性のある町立幼稚園在園児を対象に、「預かり保育」を実施しています。 ○令和2年度より、夏季休業期間の預かり保育においても、希望者への昼食の提供を実施します。 ○「未就園児対応保育」については、子育て相談を充実するとともに、未就園児が幼稚園に円滑に就園できるよう、幼稚園児との交流機会の充実に取り組みます。 ○家庭や地域の教育力の向上を図り、地域における幼児期の教育のセンターとしての役割が果たせるよう、子育て相談や情報の提供等、子育て支援の充実に取り組みます。 ○その他、就学前教育振興のための事業については、社会情勢の変化や、幼稚園、家庭、地域等の要望に対応し、積極的に取り組みます。	
幼稚園と保育所、認定こども園との連携	学校教育課
(1) 幼稚園と保育所、認定こども園の連携 ○適切な幼児教育・保育環境を確保するため、計画的な施設整備を進めています。「幼児期の終わりまでに育ってほしい『10 の姿』」を共有し、幼稚園と保育所、認定こども園の連携を推進します。	

■数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
老朽化した幼稚園の施設整備数(累計)	2園	2園	3園
英語に興味(関心)を持った園児が多いと感じる教員の割合※計算式6	100%	100%	100%
幼稚園における巡回体育指導日数	150日 (150時間)	150日 (150時間)	150日 (150時間)

※計算式6 : 「英語に興味(関心)を持った園児が多いと感じる」と回答した教員数/年長クラス担当教員数(調査員数)【「いい英語大好き事業」に関する評価】より



3 義務教育

【現状と課題】

- 各学校が、教育活動その他の学校運営について目指すべき目標を設定・評価することで、学校として組織的に改善し、研修会への参加や学校の環境整備により、教育の質の確保や、その向上を図っています。また、各小中学校において学校評価活動に取り組むことで、限られた人員を必要度・緊急度の高い活動や教育効果の高い活動に集中させ、教育活動の精選・重点化に効果を上げています。
- 保護者や地域住民の力を結集して学校支援の活動を充実させ、学習活動や安全確保、環境整備など、学校、地域、家庭が一体となった子どもの育成を推進しています。
- 各学校で策定している防災教育年間指導計画のもとに、学級活動の時間や特定の教科の時間を活用して、防災に関する学習や災害別の避難訓練などを実施し、児童・生徒の防災意識の高揚に取り組んでいます。
- 子どもたちが基本的な生活習慣を身に付け、規範意識を高めるとともに、自らを律しつつ他者を思いやる心など、豊かな人間性をはぐくむためには、学校のみならず家庭や地域が連携した教育環境の整備が求められています。
- 全国学力・学習状況調査や徳島県のステップアップテスト、その他各テストの結果を活用して各小中学校における課題の把握や分析を進め、授業において指導方法の工夫・改善に活かしています。
- 学校体育の充実を図り、一層運動習慣の確立が図れるようにするとともに、食育・健康教育を推進し、生活習慣の形成を図ることが重要です。
- 学校や関係機関が連携しながら、児童虐待の早期発見・早期対応に取り組む必要があります。
- 町内すべての小中学校に特別支援学級を設置しており、通常学級に在籍する支援が必要な児童・生徒に対しても、一人ひとりのニーズに応じた支援ができるよう町独自の特別支援教育支援員を各校に必要なに応じ配置し、支援体制の充実に取り組んでいます。特別支援教育に関する事例研修や指導方法など、様々な研修を進め、教職員等の特別支援教育に関する能力向上を一層推進することが必要です。
- 平成30年3月、石井町いじめ防止条例を制定しました。また、心理面の支援に重点を置き、適応指導教室「わかば学級」における電話相談、来所相談、臨床心理士による教育相談や石井町スクールカウンセラーを配置し、児童・生徒へのカウンセリングや教職員及び保護者への助言及び援助等を行っています。
- ICT(情報通信技術)の発達と普及に伴い、情報機器についての正しい知識を身に付けるため、情報セキュリティの確保や情報モラルの理解に取り組むことが必要です。
- 外国語指導助手(ALT)を全小中学校に派遣し、巡回指導を実施しています。小学校における外国語の教科化等に伴い、ALTの授業時数も増加し、子どもたちが生きた英語に触れる機会は増えたものの、ALTの負担軽減が課題となっています。また、中学校英語科教員による小学校出前授業等、十分に実施できなかった取組の再開や、他の取組の実施に向けた検討が必要です。

【取組の方向性】

- それぞれの学校の自己評価や保護者からの評価に基づき、学校環境の改善に向けて、課題や問題点を分析し、施策や事業等の見直し・改善を図り、地域に開かれた信頼される学校づくりを推進します。
- 学校、家庭、地域がより一体となった教育を推進するために、地域の教育力を学校に取り込むとともに、地域の拠点として学校が積極的に家庭や地域に働きかけます。
- 小中学校の連携の推進を図り、学習指導・生徒指導の円滑な接続を進めます。

【主な取組】

施策の概要	担当課
学校ぐるみ・地域ぐるみで取り組む学校教育の推進	学校教育課
(1)組織で取り組む学校教育の創造	
○学校と地域等の特色を活かした学校独自の教育のための組織・運営体制づくりを進めるとともに、学校自己評価システムを積極的に活用し、組織的に学校教育を進めます。	
(2)連携で取り組む学校教育の推進	
○あいさつ運動、地域の文化・芸能を活かす活動等を通じ、地域に根ざした学校・開かれた学校づくりを進めます。	
○学校と地域等が連携しながら、子どもの安全や健全育成に取り組めます。また、継続性に配慮した教育課程の作成と実施により、幼稚園・小学校・中学校の系統性を図ります。	
○国の「早寝早起き朝ごはん」運動、「石井町の3つのしつけ」運動を進めます。	
○「放課後子ども教室推進事業」で学校と保護者、地域等との連携を進める取組を推進します。	
○「オープンスクール」を町内すべての小中学校で実施し、学校を地域に公開する取組を推進します。	
○不登校・ひきこもり等への対応について、学校復帰の支援のための地域ネットワークを整備します。	
(3)教職員の資質の向上と適正な人材配置	
○教育委員会主導による研修、各学校で行う研修等の見直しを進め、学校の課題や現代的課題に対応でき、実践的な資質・能力を持った教職員、教育意欲や倫理観の高い教職員の養成を図ります。	
○これからの教育を担う教職員の資質向上のため、教職生活全体を通じた職能成長を実現する環境づくりを推進します。	
○幼稚園、小中学校に外国語指導助手(ALT)、スポーツ指導員、特別支援教育支援員等を配置する町独自の取組を行い、きめ細かな指導の充実を図ります。	
(4)学校における働き方改革	
○学校を取り巻く環境は、複雑かつ多様化しており、学校への期待や役割がさらに拡大する中、長時間勤務等の教職員の負担は増加しています。教職員一人ひとりが児童・生徒と向き合う時間を十分確保し、健康でいきいきと働くことにより、質の高い教育を提供し続けることができるよう、教職員の働き方改革に取り組めます。	

(5)安全・安心の学校の創造 ○学校において、児童・生徒の安全を図るとともに、防災教育・安全教育を一層進めます。 ○幼稚園、小学校において、災害対応マニュアルを活用した防災訓練を実施し、校内防災体制を構築します。 ○保護者や「地域の子どもを守る会」等との連携により、学校と保護者、地域が一体となって放課後や登下校時、帰宅後等の児童・生徒の安全を確保します。 ○施設・設備の安全確保を徹底し、安全・安心の学校をつくります。 ○幼稚園、小中学校保護者への緊急メール連絡システム(ラインネット)を活用した防犯・防災情報を提供します。 ○人に対する新たな感染症が確認された場合は、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障します。 (6)学びを支える教育環境の創造 ○教育環境や教育条件の向上を図るため、長寿命化改良事業を実施するなど、施設の点検等を実施しながら計画的な維持管理・改善に取り組みます。 ○人口減少による学校運営の影響等について調査を行います。 ○気象変化による猛暑への対応として、各幼稚園、小中学校に空調設備を設置し、併せてウォーターサーバーの供給を続けます。 ○コンピュータ教育については学習内容や教育方法の変化に対応した教育機器・機材等の整備・充実を図ります。 ○児童・生徒数の減少によって生じる一時的余裕教室を有効に活用します。	
生きる力をはぐくむ教育の実現	学校教育課 社会教育課
(1)豊かな心の育成 ○地域の文化・環境等を活かした学習や体験学習等、実践的な学習を一層進め、義務教育活動全体で豊かな人間性を育む教育を実施し、「ふるさとを愛する心」を育成します。 ○「豊かな心」の育成のため、地域人材の発掘・活用を進めるとともに、「石井町の3つのしつけ」運動の推進等により、家庭・地域等との連携を一層強化します。 ○石井町いじめ防止条例に基づき、いじめを起こさない児童・生徒の育成を目指します。いじめの未然防止を図るための規範意識を確立するとともに、スクールカウンセラーによる児童・生徒の心のケアや教員等への研修を行います。生命の尊さを理解し、自分の命を大切にし、他者の命も大切にする豊かな心の育成を図ります。 ○適応指導教室「わかば学級」において、不登校児童・生徒や保護者に対する教育相談を実施します。 (2)確かな学力の育成 ○町作成の「学習の仕方」により、家庭における学習習慣の定着を図ります。 ○一人ひとりに応じた授業、子どもの主体性をはぐくむ授業の展開を図るとともに、体験的学習等により応用力の育成に取り組みます。 ○毎年度実施される全国学力・学習状況調査や徳島県学力ステップアップテストの結果から、各小中学校の基礎学力や知識の習得状況、学習に対する意欲や態度などを調査・分析し、授業において指導方法の工夫・改善を図ります。	

(3)健やかな体の育成 ○学校の重点目標に「健やかな体の育成」を掲げ、教育活動全体を通じて体力向上策の展開を図ります。 ○巡回体育指導員制度の一層の充実とともに、各小中学校の体力の状況を分析し、児童・生徒一人ひとりの「体力向上目標値」を設定し、体力向上に取り組めます。 ○子どもの「健康に食べる力」の強化、肥満、生活習慣病等の対策として、給食センターと学校、保護者が連携し、学校や家庭での食育の普及に取り組めます。また、「早寝早起き朝ごはん」運動を積極的に進めます。 ○スポーツ指導員が幼稚園、小学校を巡回し、体育指導を実施します。
(4)人権教育の充実 ○「命を大切にし、人を尊重する」ことを基本にして、人権問題解決に主体的に取り組む意欲、態度、実践力のある子どもを育てます。 ○教職員や関係者全員の人権意識を高める研修を強化するとともに、一人ひとりの人権を尊重する教育の実践、全教育活動を通しての人権教育の推進を図ります。 ○個人人権課題解決の学習を進め、同和問題解決の学習のより一層の推進を図ります。 ○石井町いじめ・体罰等防止条例に基づき、いじめ・体罰等防止対策を図ります。
(5)特別支援教育の充実 ○学校教育全体で、一人ひとりに応じた教育を展開するとともに、支援を要する子どものための教育を強化します。 ○特別支援教育コーディネーターを中心とした「校内委員会」を設置し、校内支援体制の整備・充実に取り組んでいます。 ○全教職員を対象に、特別支援教育研修の実施・充実を図ります。 ○各学校内、教育委員会に、特別支援教育に関する相談窓口を設置し、特別支援を要する子どもの保護者を支援します。 ○特別支援教育に関する施設・設備等の改善・充実を図るとともに、特別支援教育支援員を必要に応じて配置し、一人ひとりのニーズに応じた支援体制の充実に取り組めます。 ○特別支援連携協議会の開催及び石井町連携ファイル等を活用し、各学校及び関係機関における連携した支援体制づくりを進めます。
(6)キャリア教育の推進 ○学校において、職場体験の実施等、体験を通しての職業観の育成を進めるほか、計画的・組織的・系統的なキャリア教育の展開を図ります。
(7)環境教育の推進 ○学校施設や校庭等を環境教育に活用し、地域の特色ある環境教育を推進します。 ○地域の清掃活動や自然体験活動に子どもたちが参加するなど、学校と家庭、地域との連携による環境教育を進めます。 ○地域の文化や伝統を愛し、郷土愛をはぐくむ教育と関連を図り、環境教育を推進します。 ○牟岐少年自然の家における自然体験活動等により、自然の大切さなどを学ぶ環境教育を推進します。

(8)国際理解教育の推進 ○小学校への外国語指導助手(ALT)の派遣を一層充実させ、子どもの英語力向上を図ります。 ○児童・生徒の発達段階を踏まえ、系統的・計画的・継続的に国際理解教育を推進します。 (9)情報教育の推進 ○すべての小中学校に情報機器の整備・充実、情報ネットワークの計画的整備を図るとともに、情報機器を学校教育に活用する教職員の能力の育成を進めます。 ○学校において、情報モラルの指導等「情報社会に参画する態度」の育成をはじめ、「情報活用能力」の育成に取り組みます。 ○「学校ホームページ」を充実させ、開かれた学校づくりを進めます。 ○学校や警察、PTA等と連携しながら、フィルタリングサービスの普及促進を図るとともに、「出会い系サイト」や「自殺」、「差別」等に関連したサイトにも監視の目を向け、青少年が被害者・加害者にならないための活動を進めます。	
学校給食の充実	学校教育課 給食センター
(1)学校給食の充実 ○単独調理を行っていた2地区の小学校分について、新学校給食センターの最新設備により調理を行います。 ○食物アレルギーを持つ子どものための、アレルギー対応食の提供に取り組みます。 ○子どもの「食育」を含め、地産地消による学校給食の提供を図ります。 ○夏休み期間の幼稚園等への昼食提供を実施します。	

■数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
小学校を楽しいと思う児童の割合※計算式7	92.3%	93%	94%
パソコン1台あたり児童・生徒数	6人に1台	1人に1台	1人に1台
スポーツ指導員による巡回体育指導日数	166日 (394時間)	166日 (394時間)	166日 (394時間)
運動が好きな児童(小学校5年生)の割合※計算式8	男子:92.1% 女子:96.1%	男女とも国の 平均値以上	男女とも国の 平均値以上
英語に興味(関心)を持った児童が多いと感じる教員の割合※計算式9	86%	95%	100%

※計算式7:小学校を楽しいと思う児童数/児童数(調査人数)【全国学力・学習状況調査】より

※計算式8:運動が好きな児童(小学校5年生)数/小学校5年生児童数(調査人数)【全国体力・運動能力、運動習慣等調査】より

※計算式9:「英語に興味(関心)を持った児童が多いと感じる」と回答した教員数/英語指導に関わる教員数(調査人数)【「いい英語大好き事業」に関する評価】より

基本目標2

自然と調和した 安全・安心な環境都市

1 安全で快適な生活環境の確保

- ①土地利用
- ②水利用
- ③道路・交通体系

2 安心した暮らしの実現

- ①住宅
- ②上水道
- ③下水道・污水处理
- ④墓地・火葬場

3 安全・安心のまちづくり

- ①防災・消防
- ②防犯
- ③交通安全

4 環境に配慮したまちづくり

- ①環境衛生
- ②公園緑地

1 安全で快適な生活環境の確保

SDGs(持続可能な開発目標)の対象目標



1 土地利用

【現状と課題】

- 少子高齢化が進行する中での市街地の拡大は、公共サービスの効率性が低下するだけでなく、住みづらい環境となる可能性があります。計画的な市街地の形成を促し、あらゆる世代の住民にとって住みよいまちづくりを推進することが必要です。
- 耕作条件が悪い農地の借り手がおらず、貸し付け希望農地に面的な広がりがないため、担い手への農地の集積が進みにくい状況です。
- 工業用地について、高川原地区の約25haが都市計画の工業地域に指定されていますが、民有地であり、土地の使用状況や地権者の意識にもそれぞれ差があるため集約が難しく、企業誘致を進めにくい要因となっています。
- 自然環境を後世に引き継ぐため、環境パトロールの実施などを継続するとともに、環境美化の意識を醸成させることが必要です。

【取組の方向性】

- 優良農地の確保を図るとともに、農地の集積を推進し、農業生産力の向上や、農業経営の規模拡大・集団化及び新規参入の促進を図ります。

【主な取組】

施策の概要	担当課
秩序ある土地利用の推進	建設課
(1)秩序ある土地利用の推進 ○石井町都市計画マスタープラン等に則した適正な土地利用への誘導を行い、都市機能が集約した利便性の高い都市拠点づくりを推進し、公共交通を軸とした生活スタイルへの誘導を図ります。	
市街地の整備	建設課
(1)市街地の整備 ○JR石井駅周辺の市街化区域を「市街地ゾーン」として位置付け、徳島東部地域の中に拠点を形成するために、都市機能の集積を進め、密集市街地や道路体系の再編整備、身近な公園等の環境整備を促進します。	
区域区分の見直し	建設課
(1)区域区分の見直し ○区域区分設定時から長期間が経ており、土地利用に変化が生じている箇所があるため、まちの活性化に向けて、様々な視点から区域区分の見直しを検討します。	

農用地の確保	産業経済課 農業委員会
(1)農用地の確保 ○農用地区域の設定等、農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域制度を適正に運用して、計画的な農業上の土地利用を推進するとともに、農地法に基づく農地の転用許可制度を適正に運用することによって、優良農地を確保・保全し無秩序な非農業的土地利用による開発を防止します。 ○地域の実情・自然環境への影響に配慮したうえで、農業生産基盤の整備、耕作放棄地の発生を抑制し、雑草等のクレームがあった農地所有者もしくは耕作者に対し、産業経済課、農業委員会連名による通知の送付、訪問による農地適正管理を依頼します。 ○農地を有効に利用していくため地域の実情・自然環境への影響に配慮したうえで認定農業者等の担い手の確保や農業生産法人への農地利用受託等を推進します。 ○農業経営基盤強化促進法(改正基盤法)に基づき、農地利用集積円滑化事業に取り組みます。 ○農地中間管理事業により、農用地の利用効率化等を促進し、農業の生産力の向上や、農業経営の規模拡大・集団化及び新規参入の促進を図ります。	
工業用地の確保	産業経済課
(1)工業用地の確保 ○企業立地推進法による立地しやすい条件整備の検討を行い、地元雇用の場の創生に取り組めます。また、工業地域の適正配置について調査し、有効的整備について検討します。 ○市街化調整区域については、農地の保全を優先しつつ、都市計画法の開発行為規定に適合する製造業の工場や試験研究施設の誘致等、関係機関と綿密な調整のもと、現行制度の中で可能な範囲において積極的に検討していきます。 ○県等の関係機関と連携し、進出を希望する企業との交渉を随時行います。	
自然環境の保全と活用	建設課
(1)自然環境の保全と活用 ○治山事業については砂防、急傾斜地対策、治水事業については吉野川、飯尾川、渡内川等の堤防保全、河川改修等を国・県に要望します。 ○不法投棄を防ぎ、環境意識の高揚を図ります。	

■数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
農業経営基盤強化促進法により集積された農地面積	150.1ha	188ha	220ha
新規企業の誘致件数(累計)	0件	1件	2件



2 水利用

【現状と課題】

- 本町には自己水源がなく、徳島市水道事業の第十浄水場より受水しています。
- 各用途別に用水の確保を図るとともに、水資源は限りあるものととらえ、生活雑排水等の水質汚染対策の推進、環境保全に対する意識啓発の呼びかけを行う必要があります。
- 河川整備の際には、河川敷の有効利用とともに自然環境への配慮を県等に要望し、住民が河川との共生を意識できることが大切です。

【取組の方向性】

- 水源の確保と水の有効利用を図ります。
- 河川等の浄化を図るとともに、親水空間の環境の整備や創造に取り組めます。

【主な取組】

施策の概要	担当課
水源の確保	水道課
(1) 水源の確保 ○徳島市との協調体制による分水量の維持と配水池の貯水量の確保を図ります。	
用水の確保と水質保全	水道課
(1) 生活用水の確保 ○安全・安心な水道水を確保し、上水道の促進と普及率の維持・向上を図ります。	
農業用水の水質保全	建設課 産業経済課
(1) 農業用水の水質保全 ○農業用水路整備により、用水の汚染を防止するとともに、生活排水対策を推進します。 ○地域共同で行う、多面的機能を支える活動や地域資源(農地、水路、農道等)の質的向上を図る活動を支援します。	
水辺環境の保全	建設課
(1) 潤いある水辺環境の整備 ○河川改修の際には、自然環境に配慮した改修を県等に要望します。	
(2) 河川美化運動の推進 ○河川美化意識の普及や不法投棄を防止し、各種団体と連携を図り、河川一斉清掃等、美しい河川環境の実現に取り組めます。	

■数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
上水道普及率※計算式10	89.7%	89.8%	89.9%

※計算式10:給水人口/行政区域内人口



3 道路・交通体系

【現状と課題】

- 生活に密着した道路について、歩行者等の安全面に重点を置いた道路の整備拡充、歩道の整備、道路の緑化等の推進、さらには障がい者の社会参加の促進や高齢社会への対応のため、すべての人々が安全で快適に生活できる、人にやさしい道づくりが求められています。
- 都市計画道路の早期完成と主要道路・街路等とのアクセスを向上させる生活道路網の整備を図り、利便性の高い安全な道路・交通体系づくりが必要です。
- 石井南島線の歩道設置の促進を今後も継続するため、国・県へ早期全線完成を要望していきます。
- 鉄道は町内には石井駅と下浦駅の2駅を擁しています。両駅とも駐輪場の整備が行われており駅利用者への利便性は向上しています。
- 人口減少や少子高齢化、モータリゼーション(自動車化)により利用者は減少の一途を辿っているため、JR 四国・バス事業者の経営は厳しい状況となっています。
- 行政、住民、民間企業等が一体となり、環境負荷の少ない各公共交通機関の利用を促進させていく必要があります。

【取組の方向性】

- 住民が安心して安全に通行できる生活道路の整備を推進するとともに、既存道路施設の安全確保のための効率的な維持管理を推進します。
- 住民の通勤・通学手段として大きな役割を担っている鉄道・バスについて、関係機関等との連絡協調体制を推進し、乗り継ぎの円滑化や運行体制の拡充等を交通機関に対して要請するとともに、駅周辺の空間などの環境向上を進めます。
- 住民の身近な移動交通手段である鉄道やバス路線の利便性維持に向け、関係機関等へ支援を要請します。

【主な取組】

施策の概要	担当課
広域幹線道路の整備	建設課
(1)国道・県道の整備	
○国道 192 号の渋滞解消に向けた整備を国に要望します。	
○県道については、改修箇所を整備を県に要望します。	
(2)地域幹線道路の整備	
○地域交通の円滑化、防災性の向上、歩行空間の確保等を図るため、年次計画に基づいて、町道の新設や拡幅等を行うとともに、歩道未設置部分の解消、部分的拡幅、隅切り等の改良、整備を行います。	
○社会資本整備総合交付金事業に指定された道路の早期完成に取り組みます。	

(3)地域一般道路の整備 ○地域内交通や消防活動の円滑化を図るため、年次計画に基づいて、地域一般道路の計画的な拡幅等の改良、整備を行うとともに、4m未満の狭隘な道路については、地権者の協力を得ながら4m以上の拡幅、整備に取り組みます。 ○既存道路施設の安全確保のため、効率的な維持管理に取り組みます。 ○橋長2m以上の橋梁について、定期的な点検を実施し、長寿命化に取り組みます。	
(4)都市計画道路の整備 ○円滑な通行と安全を確保するため、都市計画道路の整備を促進します。 ○都市計画道路石井南島線については、歩行者及び自転車の安全確保のため、引き続き国・県に早期全線改良を要望します。	
快適な道路環境の整備	建設課
(1)道路緑化の推進 ○居住環境と調和のとれた道路交通環境の形成を目指し、道路の緑化を推進します。	
(2)歩行者・自転車道の整備 ○歩行者、自転車が安全・快適に通行できる空間を提供するため、自転車・歩行者道の整備を促進していきます。	
地域交通の利便性の向上	総務課
(1)公共交通の充実 ○住民の身近な移動交通手段であるバスについて、利用者のニーズに合わせた運行時刻の見直しや停留所の追加・整備等、利便性向上に向けた対策を関係機関に要請します。 ○JR徳島線の利用しやすいダイヤ編成等、利便性の向上について関係機関に継続的に要請します。	
関連施設の整備	建設課
(1)関連施設の整備 ○下浦駅へのアクセス道路の改良整備について継続して検討します。	

■数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
都市計画道路総延長距離	2.5km	3km	3.5km
町道改良済距離	138.2km	140km	142km
歩道延長距離	9.4km	10km	10.5km

2 安心した暮らしの実現

SDGs(持続可能な開発目標)の対象目標



1 住宅

【現状と課題】

- 町営住宅では、用途廃止対象住宅の居住者の人数が長寿命化工事対象住宅の戸数を上回っているため、民間アパート等の協力要請等を行っていく必要があります。
- 石井町内の空き家について、平成 28 年の実態調査から一定の期間が過ぎ、空き家の状態変化等にデータが追いついていないケースもあり、データの鮮度を維持していくことが今後の課題です。

【取組の方向性】

- 南海トラフ巨大地震等に備え、町営住宅の耐震化・長寿命化改修工事が長寿命化計画どおりに進行するよう工事を行います。
- 空き家の発生や状況変化等の実態把握と、データベースの鮮度を維持するため、定期的な再調査を行うほか、自治会や自主防災組織などを通して地域住民から空き家に関する情報を収集する仕組みを検討します。
- 石井町空家等対策協議会による空き家対策の検討・協議を継続して取り組みます。
- 老朽化した危険な空き家について、除却することで周辺地域の住環境リスクを抑える効果があるため、計画的かつ積極的に補助事業に取り組み、危険な空き家を減らします。

【主な取組】

施策の概要	担当課
既存町営住宅の再整備	福祉生活課
(1)町営住宅の計画的整備 ○老朽化した町営住宅について、統廃合(建替等)に向けた除却(用途廃止等)を適宜行います。 ○長寿命化工事を行った住宅及び長寿命化工事対象住宅の空き部屋を整備し、用途廃止対象住宅の居住者の引っ越しを促します。	
(2)町営住宅の質的向上 ○老朽化した町営住宅の耐震診断及び耐震化・長寿命化改修工事に取り組みます。	

居住環境の整備と住宅ストックの利活用	建設課
(1)居住環境の整備 ○生活道路の拡張整備を進めるとともに、地域住民の理解・協力のもと、道路清掃、各家庭でのエコ活動の推進等、住みよい居住環境の整備を進めます。 (2)住宅ストックの有効利用 ○既存住宅及び空き家のリフォーム等工事費の補助により移住・定住希望者の住まいの確保を図るとともに、住宅ストックの有効利用を推進することで、より安心して暮らせるまちを目指します。	
空き家対策の調査・検討	総務課
(1)空き家対策の調査・検討 ○空き家等の実態把握を行い、地域の防災、衛生上などの視点も含めた空き家対策について調査・検討を行います。 ○住民生活の安心と安全を確保するため、空き家の適正管理を推進し、管理不全の状態である空き家の是正を図ります。	

■ 数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
空き家バンク登録件数(累計)	5件	20件 (R3～R7の累計)	20件 (R8～R12の累計)



2 上水道

【現状と課題】

- 老朽化した管の更新には、多額の建設改良費が見込まれます。また、人員不足や、技術関連の不足も課題となっています。国や県の動向を把握し、広域化も含めた大幅な事業、経営計画が必要です。
- 給水袋には使用期限があるため、期限切れの給水袋も見受けられます。限りある予算の中で、どの程度補充しながら常備しておくべきか検討をしつつ充実を図ります。

【取組の方向性】

- 質の高い安全・安心な水を安定的に供給し、経営の安定化を図ります。
- 老朽化した上水道施設の修繕や取り替えを進め、水質の適正な監視・送配水施設の維持管理体制の構築を推進します。

【主な取組】

施策の概要		担当課
節水意識の啓発		水道課
(1) 節水意識の啓発		
○広報やキャンペーンを通じて節水意識の向上啓発に取り組めます。		
送配水施設の整備		水道課
(1) 配水管等の整備		
○老朽管の更新をはじめ、住民の水需要に対応した配水管の新設、改良、修繕等を計画的に推進します。		
(2) その他の応急水施設の整備充実		
○配水管の整備・維持管理を図るとともに、非常用飲料水袋を常備し、配水管破損に伴う短時間の断水区域における応急給水体制の整備を図ります。		
水質管理体制の確立		水道課
(1) 水質管理体制の確立		
○常に安定した良質の水を確保していくため、水質管理の徹底を図るとともに、生活雑排水等については合併処理浄化槽の整備を促進します。		
水道経営の健全化		水道課
(1) 経費削減、合理化		
○定期的な漏水調査を実施し、有収率の向上を図ります。		
○効率的な施設整備と経費の節減、組織体制の効率化・合理化を図り、水道経営の健全化を推進します。		
(2) 水道事業の健全運営		
○企業債償還等を適正に行い、長期的視野の財政運営のもと、現在の水道料金で維持できるよう、さらなる経営の効率化や経費の削減等、一層の安定経営を目指します。		

使用者サービスの向上と充実	水道課
(1)使用者サービスの向上と充実 ○使用者からのニーズに応じて迅速かつ的確な対応を図るため、従事する職員等への研修の実施、電算機器並びに周辺機器の整備を図るとともに、より一層のサービスの向上を目指します。	

■数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
上水道普及率【再掲】※P86より	89.7%	89.8%	89.9%
基幹管路耐震化率※計算式11	15.0%	15.1%	15.2%
有収率※計算式12	87.5%	87.6%	87.7%

※計算式11:耐震適合性のある管の延長/基幹管路総延長
 ※計算式12:年間有収水量/年間配水量



3 下水道・汚水処理

【現状と課題】

- 平成 26 年度に浄化槽市町村整備推進事業導入のための PFI 導入可能性調査を行った際に住民意向調査を実施しました。その結果、事業に対する住民の理解が十分に得られていないことが確認できたため、汚水衛生処理に対する住民への理解促進が必要です。
- 麻名用水路等が排水施設として使用されているため、家庭の生活排水が流され、水質が低下するだけでなく、河川へも悪影響を及ぼしています。

【取組の方向性】

- 安全で快適な生活環境や居住環境の向上、生活に潤いをもたらす河川の水質保全のために、長期的な観点から公共下水道整備を推進するとともに、合併処理浄化槽の設置を促進し、排水の適正処理を図ります。

【主な取組】

施策の概要	担当課
公共下水道の整備検討	建設課
(1) 公共下水道の整備検討 ○長期的な視点に基づき、住民の理解と協力を求めながら、公共下水道事業の整備について検討します。	
合併処理浄化槽整備の推進	環境保全課
(1) 合併処理浄化槽整備の推進 ○個人が整備する合併処理浄化槽の設置を促進します。	
竜王団地地下下水道の長寿命化	建設課
(1) 竜王団地地下下水道の長寿命化 ○徳島市と協力し、老朽化した下水処理施設の長寿命化を図ります。	

■ 数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
汚水処理人口普及率※計算式13	57.62%	75%	85%
合併処理浄化槽処理人口普及率※計算式14	55.65%	72.5%	82.4%
住宅用途合併処理浄化槽基数	3,172 基	4,664 基	5,378 基

※計算式13: 基準値＝汚水処理人口/住民基本台帳人口、目標値＝汚水処理人口/社人研準拠推計人口

※計算式14: 基準値＝合併処理浄化槽処理人口/住民基本台帳人口、目標値＝合併処理浄化槽処理人口/社人研推計人口



4 墓地・火葬場

【現状と課題】

- 墓地の共用部分の道路及び手すりの改修、水栓柱の設置、木の伐採等を行いました。
- 火葬場の整備については、住民に対し候補地、財政等の具体的な情報を発信し、施設整備に向けた議論を交わしていく必要があります。また、専門家等の意見を取り入れながら、関係市町村等と火葬場事業の広域化や、PFI 導入による事業手法についてより一層検討を進め、具体化していく取組が必要です。

【取組の方向性】

- 住民からの要望に沿えるよう、墓地の環境整備及び維持管理を徹底します。
- 火葬場建設については、今後の火葬需要に対し、安定した対応ができるよう、早期に広域的対応を含めた施設整備を図ります。

【主な取組】

施策の概要		担当課
墓地の整備		福祉生活課
(1)墓地の整備 ○住民の協力のもと、墓地周辺の環境の整備、共用部分の環境整備及び管理維持に取り組めます。		
火葬場の整備		総務課
(1)火葬場の整備 ○広域的対応を含め、施設整備の検討を行います。 ○火葬場整備の取組のひとつとして、広域の枠組みとなり得る市町村と、情報と課題を共有するための検討を行います。 ○火葬場整備を検討するうえで財政面の問題は重要であるため、事業の運営手法に関し、BTO や BOT といった民間資本を活用した PFI 導入についても専門家の意見等を徴し、少しでも財政的に負担の少ない火葬場整備の手法を検討します。		

3 安全・安心のまちづくり

SDGs(持続可能な開発目標)の対象目標



1 防災・消防

【現状と課題】

- 町主催の防災訓練やすべての人が主体的に参加できる訓練を実施し、参加する意義を感じることができるような訓練にすることが必要です。また、訓練内容、開催場所についても適宜検証し、参加者にとって有意義な訓練となるよう検討を進めるとともに、参加率の向上に取り組むことが必要です。
- 自主防災組織の組織率は上がっていますが、高齢者のみの世帯や外国人のみの世帯の増加、転入した世帯の加入が進まないなどの課題があります。
- 消防活動困難地区がおおむね解消されているため、特段の取組を行っていません。しかし、道路において大型の消防・救急車両が通行困難であると報告された場合は、道路管理者に拡幅の要望を行います。
- 水害時の水防団の出動要請のタイミングに関する明確なマニュアル等がないため、河川のタイムラインをもとに水防団の出動要請の時期を明確化することが必要です。
- 家具転倒防止対策の対象者の要件を撤廃し、すべての住民を対象に実施します。木造住宅の耐震改修は、申請者が増加していることから、申請枠を増やすことを検討します。

【取組の方向性】

- 町広報誌等で住民に対し、災害における自助・共助を軸とした自主防災組織の重要性を啓発します。
- Jアラートや緊急速報メールなど、複数の情報伝達手段を用いて住民に災害情報を伝達していますが、よりわかりやすく住民に情報が伝達できるように文面や文言等を工夫するなど、情報の伝達方法・内容を改良します。

【主な取組】

施策の概要	担当課
防火・防災意識の高揚	危機管理課
(1)各種訓練の実施 ○石井町の主催する防災訓練を継続・発展するとともに、各自主防災組織における火災、水害、震災等に対する訓練実施を推進し、住民の災害対応能力向上を図ります。	
自主防災組織等の育成	危機管理課
(1)自主防災組織等の育成 ○地域防災交流センターを拠点に、学習会・防災講座等を開催して自主防災組織の育成と交流を行います。 ○自主防災組織連絡協議会や防災士会等と連携し、未組織地域の組織化に取り組みます。 ○自主防災組織連絡協議会や防災士会等と連携し、引き続き各地区の自主防災組織に出前講座を実施し、防災意識の高揚と災害への備えについて啓発します。	
消防	危機管理課
(1)消防体制の充実 ○常備消防について、消防車両の耐用年数や庁舎の老朽狭隘化を考慮しながら更新・整備を進め、災害対応能力の維持・向上を目指します。 ○非常備消防について、消防団員の定員の確保を継続するとともに、消防車両や消防団詰所等の消防施設の整備の充実、消防庁が定めている消防団の装備の基準に記載されている装備設備をはじめとした団員の安全確保のための装備充実を進めます。	
(2)消防活動困難地区の解消 ○道路において大型の消防車等救急車両が通行困難であると報告された場合は、道路管理者に拡幅の要望を行います。	
治水	建設課
(1)河川改修事業の推進 ○台風時における町内の河川氾濫防止のため、さらなる河川改修の実現を国や県等の関係機関に要望します。	

災害に強いまちづくり	危機管理課
(1)災害に強いまちづくり ○災害情報を迅速に伝達できるシステムとして、同報系防災行政無線の整備を進めます。 ○各避難所での非常食、毛布、資機材、トイレ等の備蓄の充実を図ります。 ○木造住宅の耐震診断・改修等を推進します。 ○危険なブロック塀の撤去等を推進します。 ○家具転倒防止対策を推進します。	
(2)水害時の体制強化 ○水防団(消防団)による巡視体制の強化と、団員の安全装備の充実を図ります。 ○出水時に住民が使用できる土のうを確保します。 ○出水による通行不能箇所等の情報について、ホームページ、いいアプリ等で適宜広報します。	

■数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
防災訓練参加者延人数	1,762 人	2,000 人	2,500 人
自主防災組織の組織率※計算式15	87.3%	90%	92%
災害時の非常食備蓄率(主食)※計算式16	50%	50%	50%
木造住宅の耐震診断数	25 件	40 件	50 件
木造住宅の耐震改修数	12 件	15 件	18 件

※計算式15:組織されている地域の世帯数/世帯数

※計算式16:現物備蓄数(主食)/必要備蓄総数(主食)



2 防犯

【現状と課題】

○ネット犯罪等、新しい犯罪に対応するため、警察、名西地区防犯連合会、地域の安全を守る会との連携を強化する必要があります。

【取組の方向性】

○警察やボランティア団体と連携し、住民の防犯意識の高揚を図るとともに、地域ぐるみの防犯活動を推進します。

【主な取組】

施策の概要	担当課
防犯体制の充実	危機管理課
(1)防犯活動の展開 ○警察や名西地区防犯連合会、ボランティア団体等との連携のもと、「振り込め詐欺等から高齢者を守る」「高度情報通信ネットワークを利用した犯罪被害の防止」「こども、女性の安全確保」等の事業を推進します。 ○振り込め詐欺防止はがきを配布し、被害防止の啓発を行います。 ○防犯連合会等によるネット犯罪防止意識の啓発を行います。 ○地域の安全を守る会の会員数を確保することで、登下校時の見守り活動や、高齢者を対象とした防犯教室を実施し、防犯体制の充実を図ります。	

■数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
地域の安全を守る会会員数	69人	69人	69人



3 交通安全

【現状と課題】

○交通安全啓発を目的として、保育所、幼稚園、小中学校、老人クラブ等を対象に交通安全教室を開催しました。大人向けの交通安全教室の開催が少ないため、今後は大人向けの交通安全教室も併せて推進することが必要です。

【取組の方向性】

○交通安全施設の整備を進めるほか、交通安全意識の高揚を図ります。

【主な取組】

施策の概要	担当課
交通安全意識の高揚	危機管理課
(1)交通安全教育の徹底 ○交通安全意識の高揚を図るため、関係機関と連携して、保育所、幼稚園、小中学校、老人クラブ、地域、職場等を対象とした名西地区交通安全教育推進協議会の交通指導員による交通安全教室や運転者講習会等を実施するとともに、交通安全指導者・交通安全団体の育成に取り組みます。	
(2)交通安全広報の充実 ○町広報誌、CATV等の日常的広報を通じ、交通安全の正しい知識の普及を図ります。 ○自転車の安全利用の推進、高齢者保護、飲酒・暴走運転の追放、チャイルドシート・シートベルトの着用推進等、交通マナーの向上を図るため、各関係団体と協力してキャンペーンを実施します。 ○春・秋の全国交通安全運動の広報や交通安全キャンペーンを行います。 ○交通死亡事故多発警報発令時、注意喚起用の広報を行います。	
道路環境の整備推進	建設課
(1)交通安全施設の整備 ○交通量の増大に対応して、必要性の高い箇所から歩道、信号機、ガードレール、カーブミラー等の交通安全施設の整備を計画的に行います。	
(2)交通規制と危険箇所点検の実施・強化 ○交通事情に即した体系的な交通規制について、関係機関と連携のもと、一層の充実を図ります。 ○交通の安全性を一層高めるため、危険箇所の把握・点検に取り組みます。	

■数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
交通事故発生件数	85件	80件	75件
交通安全教室等参加人数	2,039件	2,050件	2,070件

4 環境に配慮したまちづくり

SDGs(持続可能な開発目標)の対象目標



1 環境衛生

【現状と課題】

- 生活様式の変化等により、家庭や事業所から排出されるごみの量は増加し、質的にも多種多様化しており、その適正な処理は緊急かつ重要な課題となっています。
- ごみ焼却施設は老朽化が進んでいることから、町、事業者及び住民が一体となつてごみの資源化・減量化に取り組むことにより、現有施設の延命化及びコストの縮減につなげなければなりません。
- し尿処理施設は、し尿と浄化槽汚泥の割合が建設時点から大幅に変化したことを踏まえ、適切な処理及び維持管理を図り、水質汚濁の防止を図っていく必要があります。
- 環境に対する住民の意識啓発をさらに行うことにより、未来にあるべき都市環境の形成に向けた取組を進めていきます。
- 環境負荷の少ない快適な生活環境づくりと、ごみ減量化を目的とした資源ごみ分別収集の徹底を推し進めていく必要があります。
- ごみ減量化4R(リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル)の推進を図り、「できることから積極的にチャレンジ」する機運の醸成を図っていく必要があります。
- 一般廃棄物最終処分場は平成28年度から再開しました。令和2年度において、埋め立て容量は全容量の約6割に達しています。それを念頭において、将来的なあり方を含め、効果的かつ効率的な計画と運用を考えることが重要な課題となっています。

【取組の方向性】

- ごみの分別徹底及び減量化を推進します。
- ごみ処理施設の老朽化対策を推進します。
- 徳島市が主催する「一般廃棄物の広域処理に係る連絡会議」にて石井町の意向を要望します。

【主な取組】

施策の概要	担当課
環境衛生に関する意識啓発	環境保全課
(1)環境衛生に関する意識啓発 ○住民・事業者に対し、ごみの排出抑制や分別収集への意識の向上を図るため、ホームページ等を活用した、広報・啓発活動を推進します。 ○ごみ収集カレンダー、ごみ分別事典を発行し、ホームページ及び町広報誌に分別情報を掲載します。	
ごみ処理の適正化	環境保全課
(1)収集体制の充実 ○ごみの減量化・再資源化に向け、分別の徹底を図るとともに、今後の資源ごみ分類の品目増に対応できる体制づくりの強化と、リサイクルを促進します。	
(2)ごみ処理施設の管理の徹底 ○ごみ処理施設を適正に管理するとともに、処理施設の老朽化対策として、維持補修を継続します。	
(3)ごみ処理広域化の検討 ○長期的処理体制、広域的視点に立った行政運営、周辺市町村との機能分担と連携について検討します。 ○徳島市が整備する一般廃棄物中間処理施設の令和 9 年 4 月稼働を目指します。	
し尿の適切な処理	環境保全課
(1)し尿の適切な処理 ○クリーンセンターをより長く使用できるよう、日頃の整備点検を行い、収集許可業者の指導を徹底し、収集体制の整備を図ります。 ○定期的に町広報誌に啓発記事を掲載するとともに、CATV で広報番組を放送し、公益財団法人徳島県環境技術センターの活動に協力します。	
環境美化の推進	環境保全課
(1)環境美化の推進 ○環境美化運動により住民参加による一斉清掃を実施し、清潔で美しいまちづくりに対する住民意識の向上に取り組みます。	

■ 数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
1人1日あたりのごみ排出量	958g/人日	833g/人日	750g/人日
資源ごみのリサイクル率※計算式17	25.4%	27.9%	30.7%

※計算式17:再資源化されるごみの年間総量/一般廃棄物の年間総量【一般廃棄物処理事業実態調査】より



2 公園緑地

【現状と課題】

- 緑の募金への協力を教育機関(幼・小・中)(12カ所)、保育所(園)(6カ所)、認定こども園(1カ所)、役場、名西消防組合、JA 名西郡、商工会、銀行(4支店)に呼びかけており、保育所(園)、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校において緑化事業に取り組んでいます。
- 森林環境譲与税制度を有効に活用し、森林の保全を推進することが求められています。
- 緑化推進や快適な環境づくりに向け、公園整備やその維持管理に取り組んでいく必要があります。

【取組の方向性】

- 公園や緑地の整備と維持管理を行い、安らぎと潤いにあふれたまちづくりを推進します。

【主な取組】

施策の概要	担当課
公園の整備	建設課
(1)身近な公園・憩いの場の整備 ○住民の日常的な憩いの場・オープンスペースとして、近隣公園、ポケットパーク等の身近な憩いの場の整備を図ります。	
(2)前山公園及び飯尾川公園の活用 ○利用者のニーズに応じた、さらに快適で安心して利用できる憩いの空間として機能の充実を図ります。	
緑地化の推進	建設課
(1)道路周辺の緑化 ○緑地帯、植栽、街路樹事業等を通じて、道路の緑化を推進します。	
自然緑地の保全・活用	産業経済課
(1)自然緑地の保全・活用 ○緑の募金の助成事業活用など様々な機会を通して、自然と調和した安心・安全なまちづくりを推進するため、自然緑地の大切さと保護することの意義を地域住民に対して啓発するとともに、緑の募金の助成事業を活用する団体が継続して活動が続けることができるよう支援します。 ○森林環境譲与税制度を活用し、森林保全を推進します。	

■数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
緑の募金の助成事業活用団体数	19 施設	19 施設	19 施設

基本目標3

住民とともにつくる 協働のまちづくり

1 地域産業の活力増進

- ①農業
- ②工業
- ③商業・観光

2 協働のまちづくりの推進

- ①住民参画
- ②コミュニティ・ボランティア

3 健全な行政運営

- ①行政運営
- ②財政運営

4 広域行政の推進

- ①広域行政

1 地域産業の活力増進

SDGs(持続可能な開発目標)の対象目標



1 農業

【現状と課題】

- 農地持ちの非農家が増え、土地活用の一環として、農業振興地域内の農地を転用し、太陽光発電施設の設置計画が増えています。
- 農業の兼業化、就業者の高齢化、農業後継者不足により、農業振興地域内の農耕地が適正に管理されず、不作付地、耕作放棄地が増加しています。
- 農業経営基盤強化促進法及び徳島県農地中間管理機構を活用して優良農地の集積・農地流動化を推進し、優良農地を整備・確保するとともに、経営耕地の集約化を図り、農業経営規模の拡大を支援することが必要です。
- 稲作の裏作として「ほうれんそう」が主力でしたが、作付面積が減少傾向にあります。
- 食の安全性への関心が高まっており、農薬使用の抑制、有機肥料や緑肥を使用した環境にやさしい農産物の生産に取り組み、付加価値のある商品に転換を図り、環境にやさしい農業を推進する必要があります。
- 農業の生産性を維持・向上させるためには、その担い手を確保することが重要です。認定農業者、認定新規就農者、農業生産法人等の育成・確保を図っていくことが必要です。
- 「いいブランド」認定商品等を効果的にPRし、認知拡大・販路開拓を図る必要があります。

【取組の方向性】

- カリフラワー(白・紫・オレンジ等)をJA名西郡の新しい主力産品となるよう支援します。また、分業化による「ほうれんそう」の作付面積・生産量の拡大を支援します。
- JA 名西郡や市場への出荷と、産直市等の消費者への直接販売を組み合わせ、農業所得の向上を図ることで担い手の確保につなげます。

【主な取組】

施策の概要	担当課
農業生産基盤の整備	産業経済課 農業委員会
(1) 農業的土地利用ゾーンの再検討 ○将来にわたって優良な農地を保全するため、市街化の拡大動向を予測しつつ、農業に係る土地利用についての総合的な検討を進めます。 ○都市計画の見直しや、全町的な土地利用計画等と連携を図りながら、農業振興地域整備計画に基づき、将来を見通した農業的土地利用ゾーンの確定を図ります。 ○農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域制度を適正に運用します。 ○農地法に基づく農地の転用許可制度を適正に運用します。 (2) 優良農地の整備・確保 ○農業経営におけるコストの低減と省力化、農地の高度利用促進のため、農業経営基盤強化促進法(改正基盤法)及び徳島県農地中間管理機構を活用して優良農地の集積・農地流動化の推進を行い、優良農地の整備・確保を図ります。 (3) 農地の有効活用 ○水稻及び夏作物と秋冬作物とを合理的に組み合わせた作付体系の確立を図ります。 ○荒廃している耕作放棄地や不作付地の解消を目指します。 ○経営所得安定対策の2毛作助成の対象品目に「ほうれんそう」を指定し、稲作の裏作として、「ほうれんそう」の作付を推奨します。 ○耕作放棄地の発生の抑制のため、雑草等のクレームがあった農地所有者もしくは耕作者に対し、産業経済課、農業委員会連名による通知の送付または訪問による農地適正管理を依頼します。	
地域性を活かした農業の確立	産業経済課
(1) 特産品の開発・振興 ○徳島大学生物資源産業学部(石井農場)、徳島県立農林水産総合技術支援センターや農業関連団体等との連携を図り、地域特産品を活かしたブランド化及び地産地消の推進をして、特産づくりの研究をします。 ○農業に関連の深い「官」、「学」の拠点が立地する本町の特性を活かした、「農」に関する産業の集積の推進を検討します。 (2) 農産品直販体制の拡充 ○行政、農業者、地元商業者等が連携し、産直市等の直販体制の拡充を図ります。 (3) 環境にやさしい農業生産の推進 ○耕種農家と畜産農家等の関係機関と徳島農業支援センターが共同で鶏糞等の未利用資源を化学肥料の代替資材として利用する取組を検討するとともに、各種関係機関との連携を強化し、有機農法の研究・支援を推進します。	

生産主体の確立	産業経済課
(1) 農業の担い手の育成 ○農地の流動化により経営耕地の集約化を図り、担い手の農業力を高めます。 ○認定農業者、認定新規就農者の拡充・支援を図ります。 ○石井町農業後継者クラブの活動を支援します。	
(2) 農業金融制度の活用促進 ○農業経営基盤強化資金(スーパーL 資金)や農業近代化資金の活用等により、認定農業者の規模拡大を支援します。 ○青年等就農資金の活用により、認定新規就農者の規模拡大を支援します。	
農業の高度化	産業経済課
(1) 農業の高度化 ○農業協同組合やその他の農業団体による農機具の共同利用やオペレーターの養成を図り、共同集団化を促進するとともに、作業受委託事業等による地域生産体制の確立、企業農業経営の展開促進に取り組みます。	
交流型農業の検討	産業経済課
(1) 交流型農業の検討 ○産直市や収穫体験等、農業を通じた地域内外の交流の場づくりを支援します。 ○徳島東部地域定住自立圏域内の関係団体及び農業者が連携して、農産物のPRや販売促進につなげるよう支援します。	

■数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
農業経営基盤強化促進法により集積された農地面積【再掲】※P85より	150.1ha	188.0ha	220.0ha
荒廃農地から再生された農地面積	3.4ha	4.0ha	4.0ha
「農」に関する産業の集積件数(累計) (基準値は、H27～H30)	2件	3件	3件
耕畜連携(利用供給・わら利用・堆肥散布等)の取組件数	17件	18件	20件
石井町農業後継者クラブ会員数	10人	12人	14人



2 工業

【現状と課題】

○工業用地について、高川原地区の約25haが都市計画の工業地域に指定されていますが、民有地であり、土地の使用状況や地権者の意識にもそれぞれ差があるため集約が難しく、企業誘致を進めにくい要因となっています。

【取組の方向性】

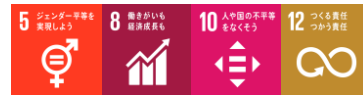
○地場産業の活性化やITを活用したPRも行いつつ、継続的に販路拡大に取り組めます。

【主な取組】

施策の概要	担当課
地場産業の育成	産業経済課
(1)地場産業の育成 ○地域の雇用確保、活性化の観点から関係機関との連携を密にし、中小企業の雇用確保、人材育成等、地場産業の育成・支援に取り組めます。	
(2)地場産業の活性化 ○石井町商工会と連携して石井町の魅力ある商品等を「いいブランド」として認定し、商品の高付加価値化の支援・活性化を促進します。 ○生産性向上特別措置法に基づく先端設備等の導入促進及び計画の認定を行い、中小企業の経営革新・生産性向上を図ります。	
(3)創業・起業を含めた新たな産業の開発 ○商工会等関係機関・団体と連携し、産・学・官及び産業間連携の促進やセミナー・研修会の開催、アドバイザーの派遣を行います。 ○産業開発や起業を支援する施策を積極的に推進し、豊富な地域資源を活かした新たな産業の開発や創業・起業化の促進、商店街でのコミュニティビジネスの育成を図ります。	
(4)販路拡大への取組 ○商工会と連携し、町内企業の市場調査や新規需要の開拓を支援するとともに、ICTの活用やイベントの開催による販路拡大を図ります。	
企業誘致の推進	産業経済課
(1)企業誘致の推進 ○企業の投資意欲を喚起し誘致促進を図るため、地方拠点強化税制や町独自の優遇制度、県の優遇制度の活用に向けて関係機関と連携し、積極的な支援対策を検討します。 ○県等の関係機関と連携し、進出を希望する企業との交渉を随時行います。	

■数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
創業者数	3人	5人	5人
新規企業の誘致件数(累計)【再掲】※P85より	0件	1件	2件



3 商業・観光

【現状と課題】

(商業)

- 令和元年度に実施したふじっこちゃん宝くじ141事業では、抽選券を約45万枚(売上総額2億円以上)発行し、加盟店へのアンケートでは、おおむね昨年同時期と比べて売上が上がったとの回答を得ました。
- 町内の食を取り扱う店舗を回る企画として「スタンプラリー」を開催し、店舗を知ってもらいかけづくりと来店者増に貢献しています。
- 商工会や徳島県事業承継ネットワークと連携し、後継者の育成や事業承継に取り組みました。
- 町内外のイベントに町内商工業者にも参加してもらい、認知度向上や他業者との交流機会の確保に取り組みました。

(観光)

- 町ホームページ、いいアプリ、石井町公式Instagram、ふじっこちゃん Facebook、徳島県観光情報サイト「阿波ナビ」等のツールを活用し観光情報のPRを行っています。
- イーストとくしま観光推進機構(徳島東部DMO)等と連携し、既存の観光資源の磨き上げや新たな観光資源の開拓により、魅力的な観光商品をつくる必要があります。

【取組の方向性】

- ふじっこちゃん宝くじ141やスタンプラリーなど、魅力ある商業環境の形成を図るためのイベントを継続して実施し、当イベントの加盟店を増やしていくよう取り組みます。
- イーストとくしま観光推進機構(徳島東部DMO)等とも連携し、積極的に情報を発信します。
- 町内の商店等と連携し、物産による観光振興を図ります。

【主な取組】

施策の概要	担当課
魅力ある商業環境の形成	産業経済課
(1)魅力ある商業環境の形成	
○商業地の総合的な活力向上を目指し、商店間の連携による商店街景観の整備を促進し、商業機能だけではなく、人々を引き付ける魅力のある空間の形成を図ります。	
(2)経営指導の充実	
○専門家による経営診断等、商工会における、経営の近代化、経営能力の向上、経営体質の改善のための指導の強化を促します。	
○専門家による経営診断や、商工会による経営指導等を行います。	
○小規模事業者経営改善資金利子補給補助金の活用を推進します。	
(3)後継者の育成	
○商業後継者組織の活動、イベント開催等の支援を図り、商業振興によるまちづくりを推進します。	
○商工会と連携し、商業後継者に対する研修の充実、他市町村商業者との交流機会の確	

保に取り組みます。	
観光の振興	社会教育課 産業経済課
(1)文化財、史跡の保全 ○童学寺、桜間の池跡石碑、阿波国分尼寺跡をはじめ文化財、史跡の維持・管理に取り組みます。 ○国や県からの補助を受け、阿波国分尼寺跡の遺構表示整備を進めます。	
(2)観光資源の活用 ○地福寺のふじ、飯尾川公園の藤棚、野鳥の森、農大の桜、椿園、童学寺、前山公園と前山山麓一帯の遊歩道等、観光資源としてその活用を推進します。 ○「藤まつり」、「夏まつり」、「冬のイルミネーション」等の季節ごとのイベントや、地域文化を活用した文化財展の開催により、交流人口の拡大を図ります。	
(3)スポーツを通じた交流人口の拡大 ○誰もが楽しく参加できるスポーツ教室やイベント、各種スポーツ・レクリエーション団体の活動成果の発表等を目的とした大会等を開催することにより、スポーツを通じた交流人口の拡大を推進します。	
(4)観光案内の充実 ○観光パンフレットの作成、ホームページへの掲載等によりPR活動を行うとともに、観光案内板の設置により訪問者の利便性を高めます。 ○町ホームページ及び徳島県観光情報サイト「阿波ナビ」やイーストとくしま観光推進機構（徳島東部DMO）の情報サイト等を活用し、積極的に観光PRを行います。	
(5)産業間の連携による観光振興 ○既存商店街、新興商業地、新鮮でみずみずしい野菜の直売所等の連携により、地域産業が一体となった観光振興を推進します。	
(6)広域連携による取組の推進 ○イーストとくしま観光推進機構（徳島東部DMO）と連携し、広域での観光商品の形成など、圏域全体の観光振興を図ります。	

■数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
小規模事業者経営改善資金利子補給補助金の活用件数	41 件	43 件	45 件
展示会・商談会への参加支援	14 件 (H27～H30 の累計)	15 件 (R3～R7 の 累計)	16 件 (R8～R12 の 累計)
観光地点等入込客数	58,000 人	60,000 人	62,000 人

2 協働のまちづくりの推進

SDGs(持続可能な開発目標)の対象目標



1 住民参画

【現状と課題】

- 住民がまちづくり活動に参加を促進するために、行政への住民参加の機会の充実が必要です。
- タウンミーティングや広報モニター等、行政の取組に住民が参加できる機会を設けるとともに、住民参加の機会があることを、町広報誌やCATV文字放送、HP、SNS など、様々な広報媒体を活用して住民に対し幅広く情報提供を行う必要があります。
- 新たな制度の説明など、行政が発信する情報には、「わかりにくい」「伝えにくい」情報があります。住民に伝える際に「わかりやすい」「伝わりやすい」情報にすることが課題です。
- タウンミーティングでは、これまで毎年 200 人前後の住民の参加がありましたが、高齢の方が多い傾向にあります。若者や子育て世代の方も参加し、政策提言や意見を述べることができる機会にすることが課題となっています。

【取組の方向性】

- 住民参加による行政運営と開かれた町政推進のため、プライバシーの保護に留意しながら、住民が必要な情報をわかりやすい形で公開できるよう取り組みます。
- 個人情報保護と権利侵害を防ぐため、今後も引き続き職員の意識向上を図ります。

【主な取組】

施策の概要	担当課
住民のまちづくり活動への参加促進	総務課
(1)住民のまちづくり活動への参加促進	
○広報活動等を通じて、住民に対して地域協働についての意義を啓発するとともに、町職員が住民と行政を結ぶパイプ役となるよう、積極的に住民との対話や地域活動へ参画するよう促していきます。	
○町長へのはがき、広報いいモニター、ワークショップ等により、住民のまちづくり活動への参加促進を図ります。	
○自治会に対して石井町地域振興事業補助金を交付し、地域の発展を図るとともに、住民のまちづくり活動への参加を促進します。	

広報・広聴活動の充実	総務課
(1) 町政情報の提供 ○町広報誌やCATV文字放送、町ホームページ、いいアプリ、インスタグラム等の各種SNSを利用して、住民生活に関わる様々な情報や町の施策、予算・決算に関する財務情報等の大切な情報を、住民にわかりやすく、理解しやすい形で発信できるよう、工夫して情報発信します。	
(2) 広聴活動の推進 ○住民と行政が一体となってまちづくりを進めるため、窓口相談、住民意識調査、ワークショップ等の充実を図り、住民の意見等が町政運営に反映されるよう取り組みます。 ○町ホームページを活用して住民との情報共有を図り、相談機能の充実に取り組みます。 ○パブリックコメントの実施等、できるだけ多くの住民意見を行政運営に反映することができる仕組み・機会づくりに取り組みます。	
(3) 情報公開制度の充実 ○住民参加による行政運営と開かれた町政の推進のため、様々な行政情報を住民にわかりやすい形で公開します。また、プライバシーの保護に留意しながら、住民が必要な情報を簡単に取得できるような仕組みづくりに取り組むなど、情報公開体制の充実を図ります。	
(4) 個人情報保護制度の充実 ○公正で民主的な町政を推進するため、町の保有する個人情報がみだりに公開されることのないよう、職員の個人情報保護に対する意識向上のための研修に取り組むなど、個人情報保護制度の充実を図ります。	

■数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
町ホームページ(トップページ)のアクセス件数	115,000 件	125,000 件	135,000 件
石井町公式Instagramフォロワー件数	700 件	850 件	950 件
いいアプリインストール件数	847 件	1,500 件	2,000 件



2 コミュニティ・ボランティア

【現状と課題】

- 人口減少や都市化の進展により、地域のつながりが希薄化し、地域が本来持っている相互扶助の機能が低下してきています。こうした現状を踏まえ、地域コミュニティの構築の支援や、時代に合った新たなコミュニティ創出の支援が必要です。
- 集会所、身近な公園、広場等を、地域住民が自主的に管理・運営できるよう意識付けをする必要があります。
- ボランティア相談の充実を図り、年代を問わずボランティア活動に参加しやすい体制づくりが必要です。

【取組の方向性】

- 資金的な支援として、地域住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目的としたコミュニティ助成事業(宝くじ助成事業)を活用し、コミュニティの健全な発展、意識の高揚を図ります。
- 人口減少抑制と新たなコミュニティ創出のため、移住・定住の促進を図ります。

【主な取組】

施策の概要	担当課
コミュニティ活動の促進	財政課
(1)コミュニティ意識の高揚	
○コミュニティに関する交流会・研修会等の開催や町広報誌等による広報活動を充実させ、コミュニティに対する意識の高揚を図ります。	
○コミュニティ助成事業を活用し、地域コミュニティ活動の充実・強化を図り、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上を目指します。	
(2)コミュニティ施設の整備・充実	
○コミュニティ活動の拠点となる集会所等の整備及び改修を支援するとともに、これらの施設をはじめ、地域住民が身近な公園、広場等を自主的に管理・運営できるよう、支援します。	
(3)コミュニティ団体等の育成・支援	
○地域性を活かした特色あるコミュニティ活動に対して支援し、新たなコミュニティの設定・育成します。また、地域住民が地域計画を作成する支援を行うなど、コミュニティの形成をサポートする施策について検討・推進します。	

移住・定住促進による新たなコミュニティの創出	財政課
(1)移住・定住促進による新たなコミュニティの創出 ○石井町移住交流支援センター(財政課内)により、移住に関する相談窓口を一元的に行います。また移住・定住に関する情報発信を行い、新たな人の流れの創出を図ります。 ○移住支援金制度の周知・広報を行い、本町への移住・定住につなげます。	
ボランティア活動の活性化	福祉生活課
(1)ボランティアセンターの充実 ○ボランティアセンターを活動の拠点として、ボランティア活動にきめ細かな情報の提供を行うなど、地域住民の「参加と連携」に基づいた自主的な活動の育成・支援を図るとともに、各種分野におけるボランティア活動に「いつでも、どこでも、誰でも」が参加できる地域風土の醸成を目指します。	
アドプトプログラム等の支援	建設課
(1)アドプトプログラム等の支援 ○アドプト・ボランティア活動を通じて、「自分たちの町は自分たちできれいにする」という社会奉仕の精神が、住民全体に広まり、着実に根付いていくよう、国・県・町が連携して協力・支援します。	

■数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
移住相談件数	22件 (H30)	30件	40件
ボランティア連絡協議会加入団体数 【再掲】※P57より	64団体	64団体	64団体

3 健全な行政運営

SDGs(持続可能な開発目標)の対象目標



1 行政運営

【現状と課題】

- 限られた職員数で、効率的に業務を行うために、業務の整理・合理化を推進する必要があります。
- 増加する事務事業に対し、見直しによる削減だけでは限界があります。民間委託等による大幅な事務事業の削減は難しいため、事務量に対する職員の不足等を正確に把握し、必要な職員数は採用等により確保する必要があります。
- 子育て支援及び介護保険の分野について、住民からの電子申請が可能です。依然申請件数は少ない状態です。こうした状況からも、行政手続のオンライン化に対する住民のニーズは少ないと考えられます。電子申請についての広報を推進するとともに、行政手続のオンライン化のニーズが高まった際に導入できるよう、最適な導入方法について情報収集する必要があります。
- 職員が研修を受講する時は、事前に必要な知識等を身に付けておく必要があるため、職員に対する啓発方法を検討します。
- 働き方改革にも示されたように、時間外勤務の縮減、休暇取得の推進に取り組んでいきます。有給休暇の取得日数の少ない一部の職員(年5日以下の職員)については、特に有給休暇の取得について推進するよう周知等を行う必要があります。
- 接遇マナーの向上については、研修も必要ですが、職員が常に接遇マナーの向上を意識して取り組む必要があります。また、継続して取り組めるよう定期的に、周知及び継続的な研修等に取り組む必要があります。
- 情報担当職員の情報技術に関する専門的な資格取得の検討が十分でなく、業務に対して有効な資格取得を検討する必要があります。

【取組の方向性】

- 双方型コミュニケーションシステムの機能を持たせる媒体がホームページである必要性の議論も含めて検討し、広く意見や提言を取り入れる体制の整備に取り組みます。
- 人事評価等も活用し、職員個人の能力を的確に見定め、適材適所の配置に取り組みます。

【主な取組】

施策の概要	担当課
効率的な行政運営の推進	総務課
(1)事務事業の見直し ○事務業務の必要性、効果等を評価・検証し、整理・合理化を推進します。 ○周辺の地方公共団体、同規模の団体等の事例を参考としつつ、業務の民間委託等による、効率化について検討します。 (2)組織・機構の見直し ○複雑多様化する行政ニーズへの迅速かつ正確な事務処理のため、職員を効率的に配置するとともに、各課が連携した柔軟な組織づくりに取り組みます。 (3)定員管理の実施 ○権限移譲や新規の行政需要に伴う事務事業の増加に対しては、業務の見直しや民間委託等を考えつつ、必要な人員は職員採用を行うなど、適正な定員管理に取り組みます。 (4)行政手続のオンライン化の推進 ○個人情報の保護に留意しつつ、行政手続のオンライン化を進めるなど、住民の立場に立ったサービスの向上を図ります。また、行政手続のオンライン化等について、他の地方公共団体での取組事例等の情報を収集し、検討します。	
職員の育成・啓発	総務課
(1)研修の充実と自己啓発の推進 ○地域の活性化や住民福祉の向上等、様々な課題に的確に対応していくために、職員の研修内容の充実を図り、専門知識の習得の機会拡充に取り組みます。 ○職員の能力向上に効果的な研修を見定め、研修内容を充実させます。 (2)人材の適正配置 ○限られた人員で大きな効果を得る行政運営を維持するため、職員の能力を的確に見定め、意欲と能力を最大限に活かせる適材適所の人員配置を常に追求します。 (3)職員の構成対策 ○「仕事に対する意欲と能力を十分に発揮するには、第一に心身の健康から」と認識し、職員が心身両面で健康を維持できるよう勤務時間や休暇取得等、時代に適応した厚生制度の充実を図ります。また、時間外勤務の縮減、有給休暇の取得日数の増加に向けて継続的に取り組みます。 (4)接客態度の向上 ○住民の目線に立った接客、要求事項の的確な把握を行うため、職員研修をはじめ、職員の意識改革に取り組みます。 ○定期的に接遇マナーの向上につながるよう、周知・研修を行います。	

情報化時代に対応した体制の構築	総務課
(1)総合行政情報システムの構築・充実 ○総合行政ネットワーク(LGWAN)は、霞ヶ関WANから移行した国の府省間ネットワークである政府共通ネットワークとも相互接続しており、地方公共団体と国の機関との効率的な情報交換、情報共有を維持します。	
(2)情報化を支える人材教育 ○情報通信技術の活用による住民サービスの向上と行政事務の効率化を推進するため、多様な研修による専門性の高い職員的能力開発を行うとともに、情報化を支える人材の登用を図ります。 ○情報セキュリティ、サイバーセキュリティ及びマイナンバーに関する研修を関係する職員全員が受講します。 ○情報担当職員の情報技術に関する専門的な資格の取得を検討します。	
多様な情報提供体制の構築	総務課
(1)ホームページの活用 ○ホームページの機能向上を図り、広く・深く・迅速な情報提供を推進するとともに、意見・提言等を取り入れる双方向コミュニケーションシステムを確立します。	
(2)CATVの多面的な利用の促進 ○地域密着メディアとしてCATVの特性を活かし、行政の様々な分野の情報を文字・画像・音声で提供するとともに、地上デジタル放送による双方向性を含めた活用を検討します。 ○情報発信媒体としてCATVを積極的に活用し、住民への効果的な情報伝達に取り組みます。	

■数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
職員のストレスチェック受検率	96%	100%	100%
対象職員の研修受講率	100%	100%	100%
情報漏えい等の事故件数	0件	0件	0件



2 財政運営

【現状と課題】

- 納税催告を行うなど、税金の徴収を強化しています。納税へ前向きな意志を示されない方に対しては、法令どおり滞納処分を実施し、適正に納税をしていただいている方との公平性確保に取り組んできました。また、令和元年度から24時間利用できるインターネットを使用したクレジット納付も開始し、納付方法の拡充を図っています。
- 施設の老朽化により維持費が増加していくことから、状況に合った使用料・手数料等の設定が必要です。
- 将来にわたり安定して町税を確保するため、地元産業の振興や企業誘致活動を有効な手段のひとつと位置付け、経済基盤の確立と新たな雇用創出に向けた取組の推進や、未利用地を利活用する手法を積極的に導入するなど、さらなる財源の確保を図ることが重要です。
- 平成30年度からは庁舎建設事業により発行されたすべての地方債の元利償還が始まり、新たに石井幼稚園改築事業で地方債を発行し、給食センター改築事業においても地方債を発行する予定です。そのため、しばらくの間は実質公債費比率が高い水準で推移することが予想されます。

【取組の方向性】

- 事業計画等を十分に検討し、実質公債費比率の抑制に取り組めます。
- 必要な事業を厳選し、財政規模と整合性の取れた社会資本を整備します。

【主な取組】

施策の概要		担当課
徴収の強化		税務課
(1)徴収の強化 ○納税催告を中心とした徴税のさらなる強化に取り組み、徴収率の向上を図ります。 ○滞納整理を促進し、収入未済金の圧縮を図ります。		
財源の確保		財政課
(1)受益者負担の適正化 ○行政サービスにより直接利益を受ける方の負担について、社会経済の変化への対応、他市町村・民間との比較による使用料・手数料等の見直しを行い、適正化を図ります。		
(2)新たな財源の開拓 ○ふるさと納税制度やネーミングライツ事業、未利用町有地の活用の推進等、新たな財源の開拓により、歳入の確保を図ります。		
(3)事業の見直し ○すべての事業について、統合・整理等経費の節減を推進し、事業効果の薄いものについては廃止を検討するなど、全町的な事業の大胆な見直しを図ります。		
(4)投資的経費の抑制 ○限られた財源の中で、住民にとって真に必要な事業を厳選するなど、財政規模と整合性の取れた社会資本整備を進めます。 ○事業手法の評価・検証を継続的に行い、公共事業における総合的なコスト縮減に取り組みます。		
(5)地方債の抑制 ○将来の負担の増加につなげることをしないよう、事業計画等を十分に検討し、実質公債費比率の抑制に取り組みます。 ○新規地方債の発行については基本的に抑制しつつ、実施が不可欠な大型事業に係る財源確保にあたっては、補助金等の活用を念頭に置き、実質公債費比率の増加を最小限に抑えます。		

■数値目標

目標項目	基準値	令和7年度	令和12年度
町税徴収率の向上※計算式18	96.8%	97.3%	97.8%
収入未済金の圧縮	84,002 千円	83,502 千円	83,002 千円
実質公債費比率※19	5.4%	10%以内	10%以内

※計算式 18:収入済額/調定額

※19:地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの(総務省:健全化判断比率等の算定方法に基づく)

4 広域行政の推進

SDGs(持続可能な開発目標)の対象目標



1 広域行政

【現状と課題】

- 他市町村との連携事業の実施では、その枠組みが大きくなるほど実施期間中に市町村が集まり事業進捗や効果の検証等を行う機会が減る傾向にあることが課題です。
- 地元選出の国会議員及び県会議員による国・県の情勢に関する情報提供や助言といった協力により、効果的な連携が図られています。

【取組の方向性】

- 連携する市町村間で、事業別の担当者部会による情報交換や事業検証・検討の頻度を増やし、密な連携により効果的な事業実施が図れる体制を推進します。
- 引き続き国及び県と連携し、本町の住環境の維持・向上を図ります。

【主な取組】

施策の概要	担当課
広域行政の推進	総務課
(1)他市町村との広域連携の推進 ○徳島東部地域定住自立圏推進協議会において周辺市町村との連携を図り、広域圏域との一体的振興を図ります。 ○地域課題の解決のため、圏域を越えての広域連携についても検討を行います。	
(2)国・県との連携強化 ○住民の住環境の維持・向上に必要となるインフラ等の整備には許認可及び予算の確保が必要であるため、計画的かつ根気強く国及び県への要望活動を継続して行います。	